

関税政策と所得分配*

渡部福太郎

国際経済の網の目に入っている国民経済にとっては、いかなる経済政策も国際経済との関連を無視しては成り立たない。各種の経済政策の中でも、自由貿易から貿易管理に至るまでの多くの貿易政策は、国際経済との接点における最も重要な政策の一つである。各種の貿易政策は一国の産業保護の程度、領域、効果という点でそれぞれ相異なるために、それらの政策は、全体としていわば一つのスペクトラムを作りあげているともいえる。関税政策はそのスペクトラムの中の重要な構成要素である。この小論の目的は、いくつかの貿易政策の中から関税政策を取りあげ、その保護効果について考察することである。関税政策が所得分配に影響を与えることは周知のことであるが、関税が生産物ごとに異なっていることから、各産業部門の所得（すなわち産業部門別の付加価値）の分配状態もまたそれによって影響をうける。このような意味における所得分配と関税との関係はとくに以下の考察の主要部分をしめるであろう。さらに、関税と資源配分との関連についてもまた若干の考察が与えられるであろう。

以下における分析内容は次のとおりである。

- [1] 関税効果の序論的考察
- [2] 関税、物価および付加価値
 - 2・1 物価上昇と賃金
 - 2・2 関税と付加価値
- [3] 労働生産性の上昇、賃金および利潤
 - 3・1 労働生産性と賃金の変化

3・2 賃金と利潤の分配率

- [4] 関税の付加価値保護率
 - 4・1 名目保護率と有効保護率
 - 4・2 有効保護率の定義とその性質
 - 4・3 より一般的な有効保護率の表現
- [5] 日本の関税構造の特徴
 - 5・1 産業別の関税体系
 - 5・2 生産段階別の関税体系
 - 5・3 関税率と付加価値率
- [6] 現行関税の保護効果
 - 6・1 産業部門別の有効保護率
 - 6・2 有効保護率と名目保護率との対比
- [7] 関税保護効果の国際比較
 - 7・1 日本とアメリカとの対比
 - 7・2 日本とフランスとの対比
 - 7・3 有効保護率と投入構造
 - 7・4 発展途上国の有効保護率
- [8] 関税の賦課と投入構造の変化
 - 8・1 原料投入への関税の影響
 - 8・2 原料投入比率
 - 8・3 両国の関税構造の相違と投入比率

* この研究の基礎過程において、上田尚一（総理府）、高木量（外務省）、小川哲夫（計量計画研究所）の各氏ときわめて有益な討論を行なった。また資料の一部について宇野博二・坂本俊造両氏より便宜をうけた。さらに、この研究の過程

において島野卓爾、新飯田宏、小野旭の各氏より有益なコメントを与えた。これらすべての人々に厚く謝意を表したい。

[1] 関税効果の序論的考察

——従来の関税効果の分析にそくして——

関税政策は、他の政策一般と同じく、ある目的設定とそれを達成するための合理的手段という構造をもっている。いいかえると、関税の賦課はつねにある目的——たとえば、産業政策上の目的や雇用政策上の目的など——に役立つことを意図して実行される。しかし、そのような関税の賦課はその国民経済の上にいろいろな影響をあたえる。

そのなかの重要な効果の一つに所得分配効果がある。通常の理論的分析においては、輸入財に、ある関税を課したとき、それは単位あたりの賃金水準と資本のレンタルとに——したがって賃金と価格とに——影響をあたえ、その結果、労働と資本の間の付加価値の分配状態を変化せしめることが明らかにされている。一国の生産物が二種類しかなく(一つは輸入競争財、もう一つは輸出財)、それぞれ異なる生産要素の投入構造をもっているような単純な世界では、適当な条件のもとで、関税の賦課は一義的な結果をもたらす。輸入競争部門が労働集約的な生産部門のときには賃金が資本用役価格に比して相対的に上昇し、輸入競争部門が資本集約的な生産部門のときには賃金が相対的に下落する¹⁾。

しかし、生産物の種類も豊富であり、各種の財および要素市場がからずしも完全競争的でない世界では、事態はこのように簡単には進まないであろう。一国が生産する生産物の数は豊富であり、あるものは輸出され、あるものは輸入財と競争的であり、あるものは非競争的である。またあるものは貿易とはまったく関係がない。このような条件のときに、いくつかの生産物に關税が賦課されたとした

場合、それによって要素価格が影響をうけるかどうか、したがって所得分配状態が変更されるかどうかは簡単な結論をゆるさない問題となるであろう。ただ、關税が主として資本集約的な生産物のグループに賦課されているならば、その影響はある程度まで類推できる。この価格の上昇は、その部門の利潤と賃金をたかめ、その部門にはより多くの資本と労働とが流入することになる。その場合、労働に比して相対的に資本がより多く流入することになり、それは相対的に資本のレンタルをたかめることになるであろう。資本のレンタル——すなわち、資本用役の価格——が高くなるときには、価格上昇分を利潤の方と賃金上昇の方とへ分割するときに、利潤の方への配分をたかめざるをえないであろう。あるいは逆に、利潤の方への配分がたかめられているときには、資本用役価格の上昇という事態に対応することができる。

さらに、現実にそくして考えてみよう。消費者物価のように、ある生産物グループについてある種の平均価格を作成するとき、そこには、単に国内財の価格のみならず、輸入財のそれも含まれている。その輸入財の国内価格が關税の賦課によってそれだけ上昇しているとすれば、それは国内で生産された輸入競争財の価格がその上昇した価格に対応した水準になっていることを意味しているのでろう。それは、その輸入競争財部門の賃金または利潤を、關税が賦課されないときに成立すると思われる水準よりもより高い水準にひきあげておくことを可能にする。

關税によって高い水準に《保護》されているのが賃金であるのか、利潤であるのか——いいかえると、相対的に労働に有利になっているのか、資本に有利になっているのか——は、その部門内部における賃金水準が關税によってどれぐらいの影響をうけているかに依存するであろう。もし關税の賦課後における付加価値の変化分が關税の賦課以前と同一の比

率で両者の間に分配されるならば、関税賦課によるその生産物価格の上昇率と賃金の上昇率とはひとしいことになるであろう。もちろん、労働市場がまったく完全であれば、部門内部で賃金上昇率が決定されるということはないであろう。賃金は労働市場において《一物一価の法則》の適用をうけることになるからである。そのときには、関税の賦課はその部門の生産物価格を上昇させ利潤をたかめることになるであろう。

このように、関税の賦課は生産物価格の上昇と賃金の変化をとおして、資本と労働力との各種生産部門への配分に変化をもたらし、所得分配の変化をひきおこす。そして、生産物価格が関税の賦課によって上昇するために、その関税賦課の対象となっている生産物がどのような種類にとくに集中しているかによって消費者物価などのような集合的な指標の動きは大きく影響をうけることになるであろう。

これらの点については後により詳細に述べるつもりである。ここでは、この詳細な考察にはいる前に、関税効果の一般的な考察をおこなっておくことにしよう。

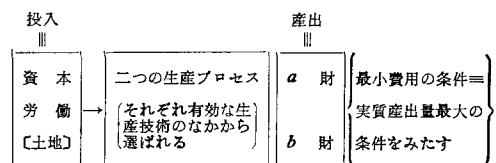
関税に関する従来の分析は、きわめて単純な想定のもとでおこなわれている。国際貿易の理論の一部分として構成されている関税の理論は、国際経済を構成している国が二国あり、それぞれの国では二種の財が生産されているという前提のもとで、その各種の効果の分析がおこなわれている。関税が賦課される前の状態と後の状態との対比が関税分析の基本的方法であるが、二国二財ケースのもとでの課税前の状態を述べることから始めよう。

この二つの財は、資本（それは具体的にはある特定の生産設備の形をとる）と労働（それはある特定数の人間の労働時間によって示される）という二つの生産要素を用いて生産される。土地がなければ、たとえ工業生産物といえども、生産は不可能であるが、われわれのもつている一定量の土地はもともと自然からあたえら

れているという想定のもとで、これを考慮からはずすのが一般的である。したがって、二つの生産物は二つの生産要素（資本と労働）によって生産されているわけである。それぞれの生産物の生産に用いられる技術はいうまでもなく相異なっている。

こうして、それぞれの国において、二つの生産物（これから以後、これらを a 財および b 財とよぶことにする）の『产出』は単位あたり生産コストを最小にするような『生産プロセス』への生産要素の『投入』の結果として得られる。そして、この二種の生産物の価値額はその国の国民産出量と定義されるが、通常は、いずれか一方の財の価格をデフレーターとして使用することにより、実質額で示され、実質国民産出量とよばれる。もし a 財を資本集約的な生産部門（たとえば重化学工業部門）の生産物とし、 b 財を労働集約的な生産部門（たとえば、それ以外のすべての生産部門）の生産物とすれば、この実質国民産出量は、これら二つの部門の実質生産量の合計としてあらわされるのであろう。しかも、それらを最小の生産コストで生産しているということは、その実質国民産出量が最大になっていることを意味している。いまこれを図式化するとつきの第1・1図のようになる。

第1・1図



このような状態がかならずしも 100 パーセントつねに満たされているかどうかはわからないが、しかし、近似的には満たされているものとの想定のもとで、関税の分析がおこなわれる。関税が賦課せられる前においては、二つの国（これを A 国および B 国とよぶことにする）の経済は、それぞれ、以上に述べたような状態になっている。ここで関税が賦課せら

れたとしたら、それぞれの国の状態はどのようにかわるのであろうか。そのことについての大体の結果を知っておくことは、以下におこなわれる産業連関分析を応用しての関税分析の意義を理解する上にきわめて重要である。

さて、二つの国が、それぞれ国内で生産し供給しうる二財の生産数量と国内で消費しようと思っている二財の数量との間に開きがなければ、国際取引はおこらない。国際取引はこの国内の供給パターンと国内の消費パターンとのギャップを埋めあわせるために生じる。いいかえると、このギャップ——すなわち、国内の二財の生産の組合せと消費の組合せとの開きは、一方の財（たとえば a 財）が供給超過で他方の財（たとえば b 財）が必要超過であるという形で生じる。この場合、 a 財は輸出され b 財が輸入されることによって、この生産の組合せと消費の組合せとのギャップが埋め合わせられる。

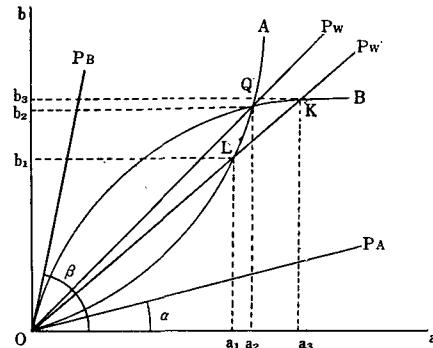
このギャップの埋め合わせは、双方の国における国内需給のギャップがひとしいときに可能となる。いいかえると A 国の a 財の超過供給（輸出可能量）が B 国の a 財の超過需要（輸入必要量）にひとしく、A 国の b 財の超過需要（輸入必要量）が B 国の b 財の超過供給（輸出可能量）にひとしいときに、それぞれの国は、一方でもっとも能率的な生産のパターンを採用しながら、他方において、もっとも望ましい消費のパターンにしたがって消費することになる。このような意味におけるギャップの埋め合わせはどのような価格のもとでも可能であるというわけにはゆかない。それはある特定の価格——国際市場における特定の世界取引価格——のもとでのみ実現可能である。このような価格を国際市場における均衡価格とよぶ。この均衡価格以外の価格のもとでは、それぞれの国の取引条件が一致しない。

この状態をグラフで示すとつぎの第 1・2 図のようになる。横軸に a 財をはかり、縦軸に

b 財をはかる。A 国において a 財と b 財とが取引されるとき、その金額はひとしいから、 a 財の価格を P_a^A 、その数量を X_a^A 、 b 財の価格を P_b^A 、その数量を X_b^A とすると、

$$P_a^A \cdot X_a = P_b^A \cdot X_b^A$$

第 1・2 図



ここから

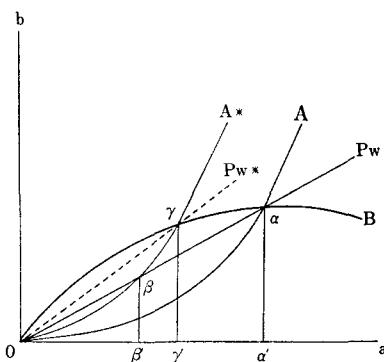
$$\frac{P_a^A}{P_b^A} = \frac{X_b^A}{X_a^A}$$

となる。いま、 P_a/P_b を P_A とおくならば、グラフにおいて、 $\tan \alpha$ は A 国における国内価格をあらわす。同じようにして P_B は B 国における国内価格でグラフにおいて $\tan \beta$ であらわされている（以後、 $\tan \alpha$ のかわりに P_A という記号を用いる。 $\tan \beta$ についても同様）。曲線 OA は P_a がそれよりも高いときに、 b 財の輸入とひきかえに、どのくらい a 財を輸出しうるかをあらわす（これがオッファー曲線である）。たとえば、世界取引価格が P_A にひとしいならば、輸出可能な財の数量（exportables） X_a^A はゼロ、それが P_w' ならば $X_a^A = O^{a_1}$ 、もしそれが P_w ならば、 $X_a^A = O^{a_2}$ となる。そのとき輸入可能量（importables）は P_A のときには $X_b^A = \infty$ 、 P_w' のとき $X_b^A = ob_1$ 、 P_w のとき $X_b^A = ob_2$ となる。同様のこととは B 国についてもいえる。

したがって、世界取引価格が P_w' のとき、

A国の取引条件はL点、B国の取引条件はK点によってあらわされることになる。この場合、この取引価格のもとでのA国とB国それぞれの輸出可能量と輸入可能量とは相互にひとしくならない。しかし、そのような国際市場における需給の不一致は取引価格の変動をもたらし、 P_w にいたると、両国の取引条件はQ点で示されるような位置にくる。ここで均衡が成立することになるであろう。関税がまったく賦課されていないとき、国際市場はこのような条件をみたすことになり、この均衡状態が成立しているというところから、関税分析が出発する。

第1・3図



関税の賦課が輸入需要にあたえる効果は明白にマイナスである。したがって、これまでの国際取引価格（いまよりあつかっているケースではこれが同時に交易条件となる）のもとにおいて、輸入需要は減退する。すなわち、第1・3図に示すごとく、輸入需要は $\alpha\alpha'$ から $\beta\beta'$ へと減少する。このような事態の変化は、どのような国際価格のもとでもおこるから、A国のオッファー曲線はOAから OA^* へと移りかわってゆく。どのぐらいシフトするかは関税率にたいする輸入需要の反応の程度に依存するであろう。したがって、B国側における条件には変化がないから、新たな均衡価格は P_w から P_w^* へとうつることになる。したがって、関税を賦課した後、国際市場で

の相互作用によって、輸入は $\alpha\alpha'$ から $\gamma\gamma'$ にかわる。

この輸入需要がどのくらい減少するかをしごることが、関税賦課効果の分析の主要なテーマとなる。この理論的なフレーム・ワークでみるとかぎり、この方向にむかっての分析の特徴は、取引されるa財より財もともにいわゆる最終財 (final goods) であるということである。したがって、この理論的な枠組みのなかにあっては、原材料その他の中間財は取り扱うことができない。もちろん、現実の実証分析では、それぞれの財について輸入需要関数を想定し、その輸入需要関数について関税賦課による影響を考察するのが一般であり、理論的なフレーム・ワークにかならずしもこだわらない。関税は関税率にひとしい一定パーセントの輸入価格の上昇として扱われ、その価格上昇が国内における需要を輸入財から国内財へと切りかえさせる。関税率の変化の影響についての実証的分析はまさにこのような視角からおこなわれる。そのかぎりにおいて、中間財を対象にすることが可能である。そして、関税賦課の影響は、あたかも輸入価格上昇ないしは為替レートの切り下げと類似したもののもつという立場で分析され、輸入需要の価格弾力性を調べることにその主要な力点がおかれる。しかしながら、関税分析の理論的なフレーム・ワークのなかで、最終財とともに、原材料などの中間財をもとり扱うこととはおこなわれていないという事実は、そのことによって変更されるわけではない。

輸入される生産物の種類が多数存在するとき、一般に関税は各種の生産物ごとにそれぞれ異なるレートで賦課される。しかも、それは消費段階の生産物であるか、生産段階の生産物であるかによって、また、生産過程のどの段階へはいってくる生産物であるかによってことなる。そのため、各種の生産物に賦課された関税は一つの関税体系をつくりあげる。この関税体系のもつ意味について十分な

配慮をおこなうとき、関税の理論的分析の面においてもその政策的な効果判定の側面においても、これまでとは異なった新たなファインディングがえられるはずである。しかも、その新たなファインディングという視点からだけでなく、このような関税体系の存在は、国民経済全体の経済問題の分析にあたって、かなり重要な考慮を必要ならしめるものである。各種の生産物にたいして相異なる関税率を割りあてるこの関税体系の存在は：

(i) 一国の各種用途への資源の配分にたいして重要な意味をもつ価格体系へあるバイヤスをもたらす。

(ii) それは一国の付加価値の各産業部門への分配にたいして変化をあたえる。

この二つの影響は、関税体系が存在するかぎり存在するものである。資源配分と所得分配という二つの側面にまったく影響をあたえない関税体系というものはありえない。たとえ、すべての輸入生産物へ同一比率の関税を課したとしてもさけられないものである。もちろん、通常のテキスト・ブックにみられる関税効果の分析では、このような側面の影響についてとくには考慮をはらっておらず、また分析もおこなっていない。たとえば、関税賦課の影響としてあげられているものは：

- (i) 総需要が減少する（消費効果）
- (ii) 国内供給が増大する（保護効果）
- (iii) 輸入需要が減少する（貿易収支効果）
- (iv) 政府の財政収入が増加する（財政収入効果）
- (v) 生産要素の相対価格が変化する（所得再分配効果）
- (vi) 交易条件は改善される（交易条件効果）

(vii) 輸入産業部門では雇用が増大する（雇用効果）

となっている²⁾。しかしこれらの影響は、いずれも基本的な二国二財モデルのフレーム・ワークのなかでみいだされるものである。二

国二財モデルでは、一方の財を輸出し、他方の財を輸入するから、この輸入財にたいして関税をかけたときにどのような効果が生じるか——という問い合わせたいしては上記のような七つの効果があげられる。しかし、そこでは関税はただ一つであるから、各種の生産物へ相異なる関税率を想定することによって初めて問題となる関税体系というものは存在しない。いうまでもなく、現実にそくして関税の保護効果を実証的に分析しようとするとき、このような関税体系をとりあげなければならないであろう。以下において、日本をはじめとして各国の関税体系をとりあげ、その保護効果を分析するが、その分析にさきだって、関税と物価と付加価値との関連を少し詳細に考察しておくことにしよう。

〔注〕

- 1) この命題は周知のところであるが、それが妥当しない特別なケースがあることはいうまでもない。この点についてはジョンソン[5]、ケンプ[8]、渡辺[7]を参照。
- 2) キンドルバーガー[9]はこれらの効果のわかり易い説明をあたえる。

〔2〕 関税、物価および付加価値

2・1 物価上昇と賃金

関税は、すでに述べたように国際経済を構成する他の国々と、その国民経済とをつなぐ「経済的通路」に影響をあたえるもっとも重要な政策手段の一つである。もちろん、関税政策は貿易の通路を流れる流量に変化をもたらすという効果をもつものであり、その重要な目的の一つは国内産業の保護である。国内産業の保護という目的を達するには別に関税による必要はない。たとえば、補助金を特定の産業部門へあたえることによっても同様の目的を達成しうることは周知のところである。関税によって特定の産業部門が保護されることは、具体的にはその保護部門の付加

価値を保護することを意味する。もし賃金や地代が関税保護によって特別に変動しないものと想定すれば、この付加価値の保護は同時に利潤の保護もある。

このように、この関税の賦課によって、その対象とされた産業部門の付加価値が保護されるが、それはまた同時に、その産業部門の生産物の価格を世界価格水準を上まわった高水準に高めることを意味している。いいかえると、関税の賦課は、保護された産業部門の生産物の国内価格を世界価格から切りはなし、それよりも高い水準におくために、その分だけ国内物価を高水準にとどめるであろう。この保護されている生産物が、その国の消費者物価の重要な構成部分となっているときには、物価の視点から一つの問題がおこってくる。関税の存在は、その消費者物価水準を関税が存在しない場合に成立するであろうところの水準より高いところに引き上げてしまうからである。もし関税の存在が対象となっている生産物の国内における価格をたえず上昇させるのを許容するようになっているならば、事態は、より一層に深刻となるであろう。そのような視点からみるならば、関税による国内生産物の保護は、いわば一種の価格支持政策にひとしいものとなる。関税がどのような生産物に賦課されているかによって価格への影響は異なるけれども、このような価格支持政策としての役割りは明らかに現在多くの工業国において深刻な配慮の対象となっている物価上昇の抑制とは対立するものである。

しばしば、物価上昇の要因としてあげられるものは、生産要素価格（賃金や地代など）の下方硬直性である。たとえば賃金の下方硬直性は強力な労働組合の存在によって保証されているが、賃金には労働市場における需要超過傾向によって、たえず上昇への圧力が加わっている。生産物価格についてみて、事態はやはり同じである。コスト計算がいわゆる固定投入係数にもとづいておこなわれるため

に、供給価格は投入される財の価格上昇とともに上昇する。さらに、その財の価格はカルテルによって低下を阻止されることになる。関税は物価の下方硬直性をささえるこれらの制度的要因のなかに含めて考えられるべき性質をもっている。もちろん、物価の上昇と要素価格の上昇とは、かならずしも市場を不完全ならしめるこのような制度的要因の存在を必然的には前提としない。そうした制度的な要因がなくても、たとえば、通貨供給が適当な水準に増大するならば、それらの価格の上昇は必然的に生じてくるであろう。

いいかえると、完全競争市場においても、通貨供給の増大があるならば、一つの均衡状態からもう一つの均衡状態への移行過程において、物価と要素価格とが、ともに上昇することは明らかである。賃金などの要素価格における始発的な上昇は通貨供給の増加なくしては物価の上昇と結びつかない¹⁾。しかしながら、この一つの均衡状態からもう一つの均衡状態への移行という形での要素価格と生産物価格の上昇は、そのままでは、かならずしも現実における物価上昇の進行と対応するものとはならない。現実において顕著にみられる現象は「価格の下方硬直性」をもたらす制度的要因の存在であり、この制度的要因の存在が要素価格と生産物価格とを傾向的に上昇させてゆくのに『責任』があることは誰でもみとめるところである。この要因がなかったならば、市場において需要が周期的に下降しているにもかかわらず、物価が低下しない（場合によっては物価が上昇しさえする）ということはおこらないであろう。

もちろん、価格の下方硬直性をもたらすこのような制度的要因が存在する場合でも、通貨の供給がそれに追随するということは当然に前提されている。いいかえると、要素価格や生産物価格の一般的な上昇は、その上昇への経路はどのようなものであれ、通貨の供給増大がなくてはおこりえない。その意味から

いうならば、通貨の供給をいちじるしく縮少するならば、たとえ価格の下方硬直性を維持しようとしても維持しきれないであろう。その場合、この通貨供給の減少は利子の上昇などをとおして有効需要の減退をまねき、それがカルテルなどによる価格支持を不可能にするほど大きいならば、それをとおして物価の下落をひきおこすことになるであろう。しかしながら、このような極端な通貨収縮は通常の場合おこらないから、価格の下方硬直性をもたらそうとする各種の制度的要因は需要の一般的な減退期においても、生産要素や生産物の価格の下落をひきおこさないことになる。そればかりでなく、生産コストに一定率の利潤を加算して供給価格をきめるようなやり方でもって価格が決定されることになれば、有効需要の停滞期においても物価が上昇するということがおきることになるであろう。

現実の物価上昇は開放経済のもとでおこなわれるばかりでなく、市場の競争が不完全な状態において生じているものであり、さらにその上、経済の成長過程において生じているものである。したがって、単純な静態的な想定のもとにおいて考えられるような上昇プロセスのみを念頭におくことはできないであろう。しかも、経済成長というプロセスで生起していく重要な現象の一つは生産技術上の進歩がたえずそれにつきまとっているということである。その意味からいいうならば、労働生産性の上昇の程度がつねに賃金上昇との関連で問題になるのも不思議はないのである。労働生産性の上昇は技術進歩の結果として生じるものであるから、もし技術進歩をともなった経済成長が生じるならば、生産物の供給曲線は右方へシフトすることになるであろう。それに応じて生産物価格が下落するのが通常であるが、もしコスト要因の増大(たとえば賃金コストの上昇)があるならば、あるいは利潤の増大がはかられるならば、供給曲線の右方へのシフトはその分だけ相殺されることにな

る。もし技術進歩があるにもかかわらず生産物のコストが上昇しつづけるならば、前者の影響による供給曲線の右方へのシフトは後者の影響による供給曲線の左方へのシフトによって圧倒されてしまうかもしれない。とくに需要曲線が問題となっている領域において急な傾斜となっているならば、生産物の需給量はあまり減少することなしに生産物の価格のみが上昇するということになるであろう。もし賃金コスト上昇ということにより賃金所得が増大するならば、需要曲線の右方へのシフトがおこるであろうから、生産物の需給量に大した変化もなしに、その価格のみが上昇するということになるかもしれない。

いま、このことをグラフに示すとつきの第2・1図および第2・2図のようになる。

なお、図において、

P =価格

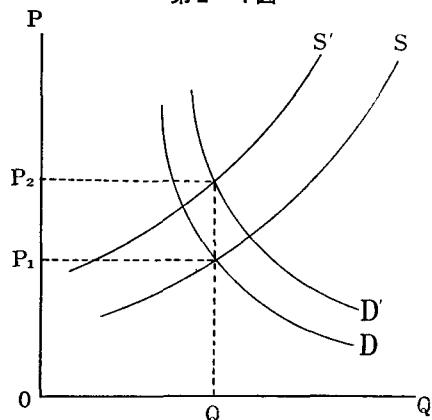
D =需要曲線

S =供給曲線

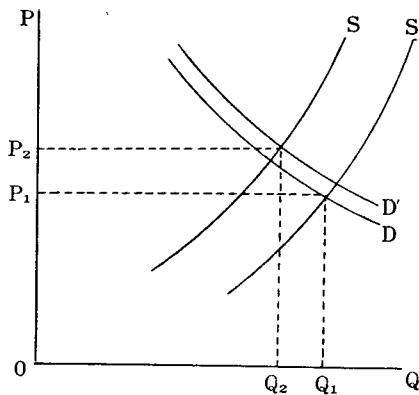
Q =数量

である。第2・1図の方は後者のケースをしめす。賃金をはじめとするコスト上昇が生産能率の上昇を上まわって、供給曲線が S から S' へと左方へシフトし、賃金などのコスト要因の上昇によって所得が増加し、その結果、需要増大によって需要曲線が D から D' へと右方へシフトする。結局において数量は不变

第2・1図



第2・2図



にとどまるが、価格だけは P_1 から P_2 まで上昇する。これにたいし第2・2図は前者のケースをしめしている。生産能率の上昇がコストの上昇よりも大きく、供給曲線は S より S' へと右方へシフトする。このコスト上昇が需要へも影響するが、もしそれがごくわずかでしかないものとするならば、数量は Q_1 から Q_2 へ減少し、価格は P_1 から P_2 へ上昇するであろう。いずれにせよ価格の上昇は避けられない²⁾。

2・2 関税と付加価値

さて、ここで注意すべきことは、コスト要因というのは単に賃金ばかりではないということである。資本のレンタルもコストのなかにはいるであろうし、原材料費もまたそのなかにはいるであろう。資本のレンタルは動的な世界では利潤と考えることができる。そこでそれらを考慮するとつぎのように考えることができる。いま、

$$P = \text{価格}$$

w = 労働 1 単位あたりの賃金

r = 資本 1 単位あたりの利潤

m = 原材料 1 単位あたり費用

L = 労働量

y = 生産量

K = 資本量

R = 原材料

とするならば、生産物の価格 P は、一般的に

$$P = w \cdot \frac{L}{y} + r \cdot \frac{K}{y} + m \cdot \frac{R}{y} \quad (2.1)$$

のごとくあらわすことができるであろう。

L/y は生産物 1 単位あたり必要な労働量、いいかえると労働生産性の逆数であり、 $L/y = 1/l$ とおくことにする。おなじく K/y は生産物 1 単位あたりの必要資本量であり、 $K/y = 1/\sigma$ とおくことにする。 R/y は生産物 1 単位あたりの原材料投入量である。以後これを $R/y = 1/u$ とおくことにする。そうすると、上の式は次のごとく書きかえられる。すなわち、

$$P = \frac{w}{l} + \frac{r}{\sigma} + \frac{m}{u} \quad (2.1')$$

これを時間 t に関して微分するならば、 $(dP/dt = \dot{P}$ のごとくおく) そうして整頓するならば、

$$\dot{P} = \frac{\dot{w}l - w\dot{l}}{l^2} + \frac{\dot{r}\sigma - r\dot{\sigma}}{\sigma^2} + \frac{\dot{m}u - m\dot{u}}{u^2}$$

となる。これを変形すると

$$\dot{P} = \frac{w}{l} - \frac{w}{l} \cdot \frac{\dot{l}}{l} + \frac{\dot{r}}{\sigma} - \frac{r}{\sigma} \cdot \frac{\dot{\sigma}}{\sigma} + \frac{\dot{m}}{u} - \frac{m}{u} \cdot \frac{\dot{u}}{u}$$

のごとくになる。さらに変形して

$$\dot{P} = \frac{w}{l} \left(\frac{\dot{w}}{w} - \frac{\dot{l}}{l} \right) + \frac{r}{\sigma} \left(\frac{\dot{r}}{r} - \frac{\dot{\sigma}}{\sigma} \right) + \frac{m}{u} \left(\frac{\dot{m}}{m} - \frac{\dot{u}}{u} \right) \quad (2.2)$$

とする。この両辺を P で除するならば、右辺の括弧の外にかかっている係数はそれぞれの投入要素の（受取）額のシェアをあらわす。それはつぎのごとくにしてわかる。まず係数 w/l からはじめよう。 w/l を P でわると

$$\frac{w}{lP} = \frac{wL}{Py} = \hat{w}$$

は労働賃金が生産額にしめる比率をしめす。その比率を \hat{w} とおく。同じようにして r/σ についても

$$\frac{r}{\sigma P} = \frac{rK}{Py} = \hat{r}$$

となって、利潤が生産額にしめる比率をしめし、その比率を \hat{r} とおく。さらに原材料についても

$$\frac{m}{uP} = \frac{mR}{Py} = \hat{m}$$

となって、原材料費が生産額にしめる比率をあらわす。その比率を \hat{m} とおくことにする。

そうすると、われわれは

$$\frac{\dot{P}}{P} = \hat{w} \left(\frac{\dot{w}}{w} - \frac{\dot{l}}{l} \right) + \hat{r} \left(\frac{\dot{r}}{r} - \frac{\dot{\sigma}}{\sigma} \right) + \hat{m} \left(\frac{\dot{m}}{m} - \frac{\dot{u}}{u} \right) \quad (2.3)$$

をうる。

この (2.3) 式は価格の上昇率 ($\dot{P}/P > 0$ のとき) は、いかなる要因によって生じるかをしめしている。右辺の第 1 項の括弧のなかは賃金上昇率と労働生産性 (労働の平均生産力) の上昇率との差をしめしている。もしこの二つの上昇率がひとしければその差はゼロとなってしまい、賃金の側面からの価格上昇はない。第 2 項の括弧のなかは利潤率の上昇率と資本係数の逆数 (資本の产出能力) の上昇率との差をしめし、第 3 項の括弧のなかは原料単価の上昇率と原料投入係数 (原単位) の逆数の上昇率との差である。この三つの外に各投入要素の投入金額の生産額にしめるシェアがある。これら 6 個の要因によって価格上昇率が定まるといってよいであろう。したがって、單に、賃金の変化のみに着目しては誤まりであることがわかる。技術の進歩は労働生産性や資本係数を変化させ、原料の投入比率を低下させる傾向をもっている。それにもかかわらず、賃金が問題になるのは、第 2 項と第 3 項は傾向的に低下をしめしているにもかかわらず (ときにはマイナス)、第 1 項はつねにプラスであって差が縮少しないと考えられているからである。

ところで、つけ加えておくべきことは、第 3 項はかならずしもそのように簡単な形ではあらわすことができないということである。原材料の投入は種類が豊富であるから、そのことを考慮にいれるならば、一般的には、原材料の数を n 個とすると、その部分は

$$m_1 R_1 + m_2 R_2 + \dots + m_n R_n$$

となる。したがって、第 3 項は

$$\sum_{i=1}^n \hat{m}_i \left(\frac{\dot{m}_i}{m_i} - \frac{\dot{u}_{ij}}{u_{ij}} \right)$$

のごとくになるはずである。また、(2.3) のような形の式は数多くの生産物のすべてに妥当するはずであるから、生産物の数だけ、したがって、産業部門の数だけ (2.3) のような形が存在することになる。産業部門の数を q 個とするならば

$$\begin{aligned} \frac{\dot{P}_j}{P_j} &= \hat{w}_j \left(\frac{\dot{w}_j}{w_j} - \frac{\dot{l}_j}{l_j} \right) + \hat{r}_j \left(\frac{\dot{r}_j}{r_j} - \frac{\dot{\sigma}_j}{\sigma_j} \right) \\ &\quad + \hat{m}_j \left(\frac{\dot{m}_j}{m_j} - \frac{\dot{u}_{ij}}{u_{ij}} \right) \quad (2.4) \\ &\quad j = 1, 2, \dots, q \end{aligned}$$

となる。ただし、この (2.4) のケースでは投入される原材料はただの 1 種類しかないときである。

もし投入される原材料が多数あるとき、(2.4) の第 3 項は

$$\sum_i \hat{m}_{ij} \left(\frac{\dot{m}_i}{m_i} - \frac{\dot{u}_{ij}}{u_{ij}} \right)$$

のごとく書きかえられることはいうまでもない。ここで

$$\begin{aligned} \hat{m}_{ij} &\equiv \frac{m_i R_{ij}}{P_j y_j} \\ \frac{l}{u_{ij}} &\equiv \frac{R_{ij}}{y_j} \end{aligned}$$

である。

ここで、もし関税が賦課されるならば、その関税分だけ価格が上昇するであろうから、現実の価格はそれがないときに得られる価格を上まわる。ただし、国内市場で成立している価格は国際市場で成立している価格を関税分だけ上まわっているから、その生産物の国際価格を P^* とし、それにたいする関税率を t とすると、

$$P^* (1 + t) = P \quad (2.5)$$

が成立する。したがって、関税率の上昇は国際価格と国内価格との差をますます上昇させることになる。国内において補助金を支出す

るとき(あるいは税制上の優遇措置を構ずるとき, 政府買い上げ価格を上昇させるとき), あたかもこの関税率 t の上昇と同一の機能を果たすものであることがわかる。すなわち, P/P^* がその価格差の比率をしめすから, それが $(1+t)$ という形で表現しうることは自明である。国内価格はつねに国際価格よりも $t \cdot 100$ パーセントだけ高いのである。関税の賦課が, 他の国内的な保護助成手段による保護とともに, 国内価格を上昇させていることになる。とくに直接的な輸入割り当て制をとる場合, 国内価格を国際価格から切りはなして絶えず上昇させてゆくことが可能であるから, 実質的にいうならば, それは関税率 t をたえず上昇させてゆくことにひとしい。したがって, 現実の関税率 t に着目することは保護による国内価格上昇をみるのに役立つけれども, それ以外に現実の関税率 t に表現されていない保護部分はそれによっては解明されえないことになる。それにもかかわらず, 明確に把握することのできる関税について分析をすすめてゆくことは, それだけの制約のもとにおいても重要な意味をもっているといえよう。

ところで, 生産物ごとに, 産業部門ごとに程度の相異なった関税率が賦課されているときには

$$P_j^*(1+t_j) = P_j \quad j = 1, 2, \dots, q$$

となっているわけであるが, 一つの問題は, 果してこの名目的に賦課される t_j が実質的にも, この値になっているかどうかということである。ここで『実質的』というとき, それは輸入制限や補助金などによる保護をさしているのではなく, さきのリポートにおいて述べた意味においてである。もう一度言うならば, 一つの生産物の生産にあたって必要となる原材料の輸入についてもおなじく関税が賦課されている。その点を考慮すると, (2.1) は

$$P_j = \frac{1}{y_j} \left[w_j L_j + r_j K_j + \sum_{i=1}^n (1+t_i) m_i^* R_{ij} \right] \quad (2.6)$$

のごとく書きかえられる。 R_{ij} はこの第 j 財の生産に用いられた第 i 財の数量である。いうまでもなく, 原材料の国際価格は m_i^* であらわされており, したがって, 関税率を t_i とすると,

$$m_i = m_i^* (1+t_i) \quad i = 1, 2, \dots, n$$

である。したがって, (2.6) から

$$\frac{1}{y_j} (w_j L_j + r_j K_j) = P_j - \sum_{i=1}^n (1+t_i) m_i^* \frac{R_{ij}}{y_j} \quad j = 1, 2, \dots, q$$

であり, かきかえると

$$w_j / l_j + r_j / \sigma_j = P_j^* (1+t_j)$$

$$- \sum_{i=1}^n (1+t_i) m_i^* \frac{R_{ij}}{y_j} \quad (2.7)$$

を得る。この式の左辺はいうまでもなく付加価値である。この式から明らかのように, t_j の増大は国内価格の上昇をとおして付加価値をたかめ, t_i の増大は投入される原材料の国内価格を上昇させることによって付加価値を低めてしまう。

いま, 上の (2.6) 式について, 時間的な変化率を考慮してみるとしよう。(2.6) の左辺は

$$P_j^* (1+t_j) = P_j$$

であるから, これを時間 t について微分すると,

$$\dot{P}_j^* (1+t_j) + t_j \dot{P}_j^* = \dot{P}_j \quad (2.8)$$

したがって,

$$\frac{\dot{P}_j^*}{P_j^*} + \frac{\dot{t}_j}{1+t_j} = \frac{\dot{P}_j}{P_j} \quad (2.9)$$

となる。また, (2.6) の右辺はかきかえると,

$$\frac{w_j}{l_j} + \frac{r_j}{\sigma_j} + \sum (1+t_i) \frac{m_i^*}{u_{ij}}$$

となるが,

$$\begin{aligned} \dot{P}_j &= \frac{w_j}{l_j} \left(\frac{\dot{w}_j}{w_j} - \frac{\dot{l}_j}{l_j} \right) + \frac{r_j}{\sigma_j} \left(\frac{\dot{r}_j}{r_j} - \frac{\dot{\sigma}_j}{\sigma_j} \right) \\ &\quad + \sum (1+t_i) \frac{m_i^*}{u_{ij}} \left(\frac{\dot{m}_i^*}{m_i^*} - \frac{\dot{u}_{ij}^*}{u_{ij}^*} + \frac{\dot{t}_i}{1+t_i} \right) \end{aligned}$$

この両辺を P_j で除するならば,

$$\begin{aligned} \frac{\dot{P}_j}{P_j} &= \hat{w}_j \left(\frac{\dot{w}_j}{w_j} - \frac{\dot{l}_j}{l_j} \right) + \hat{r}_j \left(\frac{\dot{r}_j}{r_j} - \frac{\dot{\sigma}_j}{\sigma_j} \right) \\ &+ \sum_i \hat{m}_{ij} \left(\frac{\dot{m}_i}{m_i} - \frac{\dot{u}_{ij}}{u_{ij}} + \frac{\dot{t}_i}{1+t_i} \right) \quad (2.10) \\ &\quad j = 1, 2, \dots, q \end{aligned}$$

となるであろう。ただし

$$\hat{m}_{ij} \equiv (1+t_i) m_i^*/P_j u_{ij}$$

$$i = 1, 2, \dots, n; \quad j = 1, 2, \dots, q$$

である。もし (2.10) の右辺がさきに定まるものとすれば、これは関税が賦課されている場合、第 j 財の価格の上昇率がいかなる要因によって影響されるかをしめすであろう。また、もし (2.9) の左辺がきまれば、(2.10) の左辺が定まる。そのときに (2.10) は価格上昇分の各要素への配分をきめるものとなる。(2.9) と (2.10) とは適当な組合せのもとにおいて各種の経済の動きを説明することになるであろう。

すでにわれわれは (2.9) 式をもっているので、この(2.10) 式の左辺を (2.9) によっておきかえることができる。そして、さらに、賃金所得と利潤所得との合計がその産業の付加価値であることを考慮するならば、付加価値を v_j とすると、

$$\frac{\dot{v}_j}{v_j} \equiv \hat{w}_j \left(\frac{\dot{w}_j}{w_j} - \frac{\dot{l}_j}{l_j} \right) + \hat{r}_j \left(\frac{\dot{r}_j}{r_j} - \frac{\dot{\sigma}_j}{\sigma_j} \right)$$

とおくことができる。したがって、(2.9) と (2.10) とから

$$\begin{aligned} \frac{\dot{v}_j}{v_j} &= \frac{\dot{P}_j^*}{P_j^*} + \frac{\dot{t}_j}{1+t_j} \\ &- \sum_{i=1}^n \hat{m}_{ij} \left(\frac{\dot{m}_i}{m_i} - \frac{\dot{u}_{ij}}{u_{ij}} + \frac{\dot{t}_i}{1+t_i} \right) \quad (2.11) \end{aligned}$$

とくことができる。

この (2.11) 式はつぎのように読むことができる。第 j 財部門の付加価値の増加率が左辺の各要素の変化率によって説明できる。もし世界価格や原材料価格にそれほどの変動もなく、生産物 1 単位あたりの原材料投入比率に大きい変化もないものとすれば、付加価値

の変化率はもっぱら関税率の変化によって説明しうることになるであろう。そのときの関税率というのは、単に当該生産物、すなわち第 j 財にたいする関税率 t_j ばかりでなく、投入される生産物すなわち第 i 財 ($i = 1, 2, \dots, n$) にたいする関税率 t_i もふくまれている。いいかえると、関税という側面からみてゆくとき、付加価値は投入と产出とのサイドにおける関税率によって影響をうけるのである。この (2.11) 式が (2.9) 式と (2.10) 式とから導きだされたことからも明らかのように、関税賦課によってその付加価値に変化が生じているときには、同時に生産物の価格にもまた変化が生じているのである。

さらに分析をすすめてゆく前に、ここで用いられた理論モデルに登場したいいくつかの経済変数が現実においてどのような値をしめしているかをみておくことにしよう。もちろん、ここでそのすべてについて実証的データをあげることは繁雑であるから、とくに重要で戦略的と思われるものに限定せざるを得ないし、より詳細な分析は別の機会にゆずらねばならない。ここでは焦点を労働生産性と賃金分配率と利潤分配率とおくことにしよう。

[注]

- 1) これは市場の一般均衡分析の一つの帰結であることは改めて断わるまでもない。ヒックス [7] を参照。なお、これらの点を含めての理論的分析に関する文献は館・小宮・新飯田[15]の巻末の文献目録が有益である。
- 2) ここでは物価上昇の要因についての立ち入った分析をおこなうことを意図していないので、より厳密な考察は別の機会にゆずることにしたい。ここでの目的は関税と所得分配との関連に関する限りの狭い意味での物価があつかわれている。

[3] 労働生産性の上昇、賃金 および利潤

3・1 労働生産性と賃金の変化

まずははじめに、賃金 w_i と労働生産性 l_i を取りあげてみることにしたい。賃金が産業別にどのように変化してきたかはつきの第3・1表をみられたい。これは現金給与総額について1人あたり賃金の変化を1965年を100とした指標によって表示したものであり、企業規模は従業者30人以上のもののみである。

この表から明らかなように、過去7年間ににおいていずれの産業部門においても賃金は上昇している。しかし、その上昇率は産業部門によってかなり異なっている。1960年と1966年とを比較したときの賃金上昇率は製造工業全体としてみると80.6パーセントになって

いる。そこで各産業部門の賃金上昇率がその平均上昇率よりも上まわっている部門(上位グループ)と下まわっている部門(下位グループ)とに分けてみよう。上位グループにはいる部門は

18 食料品	91.2%
20 繊維	90.3
21 衣類その他の繊維製品	110.1
22 木材・木製品	113.9
23 家具装備品	99.1
25 出版・印刷	92.0
27 石油・石炭製品	81.1
28 ゴム製品	125.8
30 窯業・土石製品	81.6
33 金属製品	99.1
34 産業・一般機械	83.9
37 精密機械器具	83.5

第3・1表 製造工業の産業別賃金の変化

年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年	1965年	1966年	1966年 /1960年
食 料 品	56.7	64.2	73.6	81.9	88.7	100.0	108.4	1.912
繊 維	57.7	64.5	73.9	81.2	90.7	100.0	109.8	1.903
衣 服 そ の 他 の 繊 維 製 品	52.4	62.7	75.4	85.0	90.4	100.0	110.1	2.101
木 材, 木 製 品	53.1	61.1	71.2	81.2	91.4	100.0	113.6	2.139
家 具 装 備 品	55.9	63.4	71.3	78.7	91.1	100.0	111.3	1.991
パ ル プ, 紙, 紙 加 工 品	64.5	69.3	75.4	83.5	91.4	100.0	111.8	1.733
出 版, 印 刷	57.4	65.0	73.3	82.3	89.3	100.0	110.2	1.920
化 学	65.9	70.2	75.6	82.3	91.4	100.0	111.2	1.687
石 油 製 品, 石 炭 製 品	62.0	72.6	77.0	83.2	89.1	100.0	112.3	1.811
ゴ ム 製 品	50.4	60.1	68.2	77.3	90.1	100.0	113.8	2.258
皮 革, 同 製 品	61.5	70.0	77.7	82.7	90.4	100.0	105.9	1.722
窯 業, 土 石 製 品	60.3	68.2	76.8	85.2	93.5	100.0	109.5	1.816
鐵 鋼	68.4	74.8	76.9	82.7	92.5	100.0	112.7	1.648
非 鉄 金 属	65.9	72.8	76.6	84.8	91.7	100.0	111.2	1.687
金 属 製 品	56.6	65.0	71.9	80.9	91.7	100.0	112.7	1.991
産 業・一 般 機 械	62.6	71.6	76.0	85.7	94.6	100.0	115.1	1.839
電 気 機 械 器 具	65.6	70.7	77.0	85.2	93.3	100.0	113.9	1.736
輸 送 用 機 械 器 具	69.0	74.0	78.9	86.7	95.1	100.0	110.4	1.600
精 密 機 械 器 具	61.9	71.1	77.7	86.0	92.3	100.0	113.6	1.835
そ の 他	49.3	58.8	68.3	78.4	89.5	100.0	113.8	2.308
計	61.8	68.9	75.4	83.2	92.0	100.0	111.6	1.806

(資料出所) 労働大臣官房労働統計調査部『毎月労働統計調査報告』—全国調査—1967年9月分、No.224による。数値はいずれも1965年を100とした指数である。規模30人以上。賃金は現金給与総額である。

39 その他 113.1

の13個の部門であり、下位グループに属する部門は

24 パルプ・紙・紙加工品	73.3%
26 化学	68.7
29 皮革・同製品	72.2
31 鉄鋼	64.8
32 非鉄金属	68.7
35 電気機械器具	73.6
36 輸送用機械器具	60.0

の7個の部門となっている。このグループ別をみてみると、興味深いことは下位グループに属する産業部門のほとんどがいわゆる重化学工業部門に属しており、上位グループに属している産業部門のほとんどがいわゆる軽工業部門に属しているということである。いい

かえると、一般的な予想に反して、1960年から1966年までの7年間における賃金の上昇は重化学工業部門においてよりも軽工業部門において、より大きかったということである。

それでは労働生産性の方はどうになっているであろうか。どのようなインデックスを用いてこの労働生産性をあらわすかはかなり問題のあるところであるが、ここでは労働の付加価値生産性をとってみることにしよう。さきのモデルにあわせるには労働の物的生産性をとるべきであるが、そのデータは各年次について包括的には得られないで、主として近似的な目的のために、労働の付加価値生産性をとることにしたい。なお、参考のため付加価値のかわりに生産額をとったものは付表3・1にしめされている。つぎの第3・2

第3・2表 労働付加価値生産性の変化

産業分類	計	1957年	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年	1964年 /1958年
総	計	526	493	584	685	776	816	941	1,056	2,142
18 食料品	535	548	566	640	693	821	978	994	1,814	
20 織維	315	281	358	413	461	506	602	625	2,224	
21 衣服その他の織維製品	232	233	261	291	346	410	487	505	2,167	
22 木材、木製品	299	310	335	376	447	497	561	644	2,077	
23 家具装備品	261	288	300	364	453	540	645	708	2,458	
24 パルプ、紙、紙加工品	619	528	679	736	832	833	1,011	1,168	2,212	
25 出版、印刷	591	625	620	699	816	936	1,093	1,200	1,920	
26 化学生	813	825	1,060	1,266	1,412	1,455	1,762	2,032	2,463	
27 石油製品、石炭製品	1,439	1,006	1,840	2,302	2,142	1,999	2,279	2,636	2,620	
28 ゴム製品	560	510	510	621	772	756	846	929	1,822	
29 皮革、同製品	382	389	456	497	563	671	736	801	2,059	
30 窯業、土石製品	517	477	541	644	729	811	971	1,072	2,247	
31 鉄鋼	924	592	913	985	1,166	884	1,019	1,373	2,319	
32 非鉄金属	900	663	851	1,101	1,092	977	1,080	1,388	2,094	
33 金属製品	451	417	474	569	677	723	835	936	2,245	
34 産業、一般機械	530	494	589	735	843	896	948	1,065	2,156	
35 電気機械器具	619	688	738	804	932	964	970	1,046	1,520	
36 輸送用機械器具	693	668	745	960	975	1,077	1,224	1,386	2,075	
37 精密機械器具	439	418	470	540	589	654	776	839	2,007	
39 その他	312	346	374	435	496	589	735	825	2,384	

(資料出所) 『工業統計表(産業編)』1957~1964年より計算。1957~1962年は4人以上、1963、1964年は10人以上。付加価値額の単位は1,000円に統一。但し、工業統計表では1960~1964年は100万円(小数点第1位まで)で表示。

表は労働の付加価値生産性の動きを1957年から1964年までみてみたものである。

この第3・2表をみて気づくことは、労働生産性にかなりの散らばりがみられることである。概して重化学工業部門における労働生産性がたかいことがわかる。そこで、1955年からの7年間に一体どのぐらい労働生産性が上昇したかをみるために、1957年にたいする1964年の変化率をとってみると、ほとんどすべての部門にわたって、2倍もしくは2倍以上の労働生産性の上昇を経験している。製造工業全体の平均上昇率をある程度上まわっている部門をとりあげてみると、

20 繊維	122.4%
21 衣類その他の繊維製品	116.7
23 家具・装備品	145.8
24 パルプ・紙・紙加工品	121.2
26 化学	146.3
27 石油・石炭製品	162.0
30 窯業・土石製品	124.7
31 鉄鋼	131.9
33 金属製品	124.5
34 産業・一般機械	115.6
39 その他	138.4
18 食料品	81.4%
22 木材・木製品	107.7
25 出版・印刷	92.0
28 ゴム製品	82.2
29 皮革・皮製品	105.9
32 非鉄金属	109.4
35 電気機械器具	52.0
36 輸送機械器具	107.5
37 精密機械器具	100.7

となっている。これにたいし、ほとんど製造工業の平均値にひとしいか、またはそれを下まわっているものをとりあげると

18 食料品	81.4%
22 木材・木製品	107.7
25 出版・印刷	92.0
28 ゴム製品	82.2
29 皮革・皮製品	105.9
32 非鉄金属	109.4
35 電気機械器具	52.0
36 輸送機械器具	107.5
37 精密機械器具	100.7

の9個の産業部門となっている。

労働生産性上昇率と賃金上昇率とを対比してみるために、これらを四つの組合せのなかにいれて再分類すると、つきの第3・3表の

第3・3表 労働生産性上昇率と賃金上昇率との対比

		労働生産性上昇率	
		平均以上(高)	平均以下(低)
賃 金 上 昇 率	平 均 以 上 (高)	繊維工業、繊維製品、家具・装備品、石油・石炭製品、窯業・土石製品、金属製品、機械、その他	食料品、木材・木製品、出版・印刷ゴム製品、計量器・医療機械・時計
	平 均 以 下 (低)	パルプ・紙・紙加工品、化学工業、鉄鋼	皮革・同製品、非鉄金属、電気機械器具、輸送用機械器具

〔資料出所〕 第3・1表および第3・2表による。

第3・4表 労働生産性上昇率と賃金上昇率との格差

産業分類	上昇率の差
食 料 品	-0.098
織 繊 工 業	0.321
織 繊 製 品	0.066
木 材・木 製 品	-0.062
家 具・装 備 品	0.467
パ ル プ・紙・紙 加 工 品	0.479
出 版・印 刷 品	0
化 学 工 業	0.776
石 油・石 炭 製 品	0.809
ゴ ム 製 品	-0.436
皮 革・同 製 品	0.337
窯 業・土 石 製 品	0.431
鐵 鋼	0.671
非 鉄 金 属 製 品	0.407
金 属 製 品	0.254
機 械	0.317
電 气 機 械 器 具	-0.216
輸 送 用 機 械 器 具	0.475
計 量 器・医 療 機 械・時 計	0.172
そ の 他	0.076
製 造 工 業 全 体	0.336

〔資料出所〕 第3・3表に同じ。

ようになる。この表はきわめて興味深いことをしめしている。労働生産性と賃金とがとも

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

第3・5表 付加価値にしめる現金給与総額

産業分類		1957年	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年 /1958年	
総	計	0.371	0.409	0.373	0.350	0.353	0.371	0.368	0.369	0.902
18 食 料 品		0.283	0.288	0.298	0.288	0.301	0.294	0.290	0.323	1.122
20 織 維		0.404	0.469	0.401	0.393	0.404	0.426	0.415	0.442	0.942
21 衣 服 その他の織維製品		0.445	0.464	0.448	0.449	0.448	0.436	0.426	0.452	0.974
22 木 材, 木 製 品		0.444	0.446	0.444	0.435	0.428	0.446	0.462	0.455	1.020
23 家 具 装 備 品		0.519	0.522	0.537	0.494	0.472	0.463	0.448	0.466	0.893
24 パルプ, 紙, 紙加工品		0.357	0.414	0.352	0.347	0.340	0.372	0.351	0.344	0.831
25 出 版, 印 刷		0.391	0.397	0.424	0.421	0.419	0.411	0.414	0.428	1.078
26 化 学		0.331	0.341	0.282	0.260	0.255	0.275	0.252	0.241	0.707
27 石 油 製 品, 石炭製品		0.209	0.311	0.184	0.168	0.197	0.228	0.210	0.213	0.685
28 ゴ ム 製 品		0.302	0.349	0.367	0.322	0.311	0.361	0.361	0.370	1.060
29 皮 革, 同 製 品		0.445	0.452	0.421	0.418	0.439	0.434	0.443	0.443	0.980
30 窯 業, 土 石 製 品		0.365	0.404	0.385	0.353	0.356	0.359	0.349	0.355	0.879
31 鉄 鋼		0.352	0.561	0.396	0.398	0.371	0.505	0.476	0.407	0.725
32 非 鉄 金 属		0.314	0.423	0.358	0.301	0.337	0.399	0.404	0.356	0.842
33 金 属 製 品		0.403	0.452	0.434	0.404	0.399	0.420	0.415	0.420	0.929
34 産 業・一 般 機 械		0.418	0.460	0.432	0.391	0.391	0.394	0.417	0.423	0.920
35 電 気 機 械 器 具		0.341	0.319	0.307	0.299	0.283	0.302	0.334	0.344	1.078
36 輸 送 用 機 械 器 具		0.423	0.441	0.423	0.346	0.373	0.360	0.355	0.347	0.787
37 精 密 機 械 器 具		0.490	0.514	0.485	0.466	0.482	0.475	0.448	0.463	0.901
39 そ の 他		0.432	0.418	0.421	0.405	0.414	0.411	0.382	0.388	0.928

[資料出所] 『工業統計表(産業編)』1957~1964年より計算。
1957~1962年は4人以上, 1963, 1964年は10人以上。

に平均以上に増大しているところは8個の部門であり、そのほとんどすべてが労働集約的な軽工業部門に属していることである。また、労働生産性は平均以上に上昇しているが、賃金は平均以下にしか上昇していないのはパルプ、鉄鋼、化学などの重化学工業に属する独占的企業が多いのは興味あるところである。これは、おそらくこれらの部門の賃金水準がすでに高水準に達していたのにたいし、労働集約的部門はもともと生産性も賃金も相対的に低かったことが原因であろう。その逆のケースがあるわけであるが、労働生産性は平均以下で賃金は平均以上に上昇しているのがやはり軽工業部門に属していることは注目に値する。こうしてみると、日本の場合、重化学工業に比して軽工業部門では賃金が平均以上に上昇しているけれども、労働生産性の上昇

率はかならずしも平均以上ではないということになる。

ただし、ここで注意すべき点は、上の結論は製造工業全体の賃金上昇率や労働生産性上昇率を基準にして導きだされているということである。したがって、労働生産性上昇率と賃金上昇率とをそのまま比較したものではない。そこで、さらにこの二つの上昇率を直接に産業部門ごとに比較してみることにしよう。つぎの第3・4表は労働生産性上昇率から賃金上昇率を差し引いたものである。したがって、マイナスの符号をもつものは賃金上昇率がこの期間において労働生産性上昇率よりも高かった部門である。これによると、賃金上昇が労働生産性上昇を上まわった部門は食料品、木材・木製品、ゴム製品、電気機械器具の四つの部門であり、そのうち前の三つの部

第3・6表 原材料使用額等と生産額との比

産業分類	計	1957年	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年	1964年 /1958年
総	計	0.665	0.649	0.639	0.633	0.630	0.621	0.610	0.616	0.949
18 食料品	0.613	0.612	0.611	0.612	0.612	0.606	0.604	0.621	1.015	
20 繊維	0.754	0.757	0.727	0.712	0.705	0.694	0.686	0.690	0.911	
21 衣服その他の繊維製品	0.716	0.699	0.704	0.703	0.701	0.671	0.670	0.669	0.957	
22 木材、木製品	0.716	0.708	0.712	0.714	0.710	0.702	0.700	0.690	0.975	
23 家具装備品	0.617	0.607	0.627	0.621	0.615	0.607	0.589	0.606	0.998	
24 パルプ、紙、紙加工品	0.675	0.689	0.669	0.668	0.660	0.669	0.654	0.653	0.948	
25 出版・印刷	0.476	0.456	0.482	0.477	0.471	0.457	0.459	0.474	1.039	
26 化学	0.642	0.621	0.595	0.576	0.571	0.570	0.552	0.551	0.887	
27 石油製品、石炭製品	0.693	0.691	0.601	0.577	0.597	0.614	0.629	0.629	0.910	
28 ゴム製品	0.617	0.613	0.653	0.630	0.587	0.596	0.581	0.575	0.938	
29 皮革、同製品	0.733	0.722	0.723	0.721	0.717	0.700	0.676	0.660	0.914	
30 窯業、土石製品	0.529	0.538	0.536	0.534	0.527	0.513	0.501	0.498	0.926	
31 鉄鉱	0.738	0.752	0.714	0.717	0.706	0.733	0.720	0.702	0.934	
32 非鉄金属	0.747	0.742	0.744	0.727	0.744	0.744	0.751	0.745	1.004	
33 金属製品	0.637	0.616	0.624	0.569	0.596	0.579	0.558	0.571	0.927	
34 機械	0.609	0.570	0.565	0.578	0.583	0.558	0.546	0.565	0.991	
35 電気機械器具	0.597	0.552	0.570	0.581	0.558	0.554	0.549	0.571	1.034	
36 輸送用機械器具	0.681	0.657	0.645	0.635	0.663	0.640	0.611	0.627	0.954	
37 精密機械器具	0.521	0.524	0.532	0.531	0.546	0.552	0.533	0.531	1.013	
39 その他	0.650	0.631	0.650	0.652	0.644	0.619	0.604	0.616	0.976	

〔資料出所〕『工業統計表(産業編)』1957~1964年より計算。
1957~1962年は4人以上、1963、1964年は10人以上。

門は軽工業部門に所属するものであることは注目に値する。しかし、この四つの部門を除いたすべての部門においては労働生産性上昇率が賃金上昇率を上まわっていることは、それ以上に注目すべきことである。

3・2 賃金と利潤の分配率

それでは賃金の分配率はどのようにになっているであろう。これはさきのモデル \hat{w} に対応するものである。もっとも \hat{w} それ自体ではないけれども、そのインデックスではある。つぎの第3・5表をみられたい。これは現金給与総額(定期給与と臨時給与との合計)の付加価値にしめる比率が1957年から1964年までにどのように変化してきたかをしめす。

例によって産業部門別にその比率はことなるけれども、1957年の値にたいする1964年の

値をみてみると意外なことが目につく。この7年の間に、現金給与総額の比率すなわち賃金分配率が上昇した部門はわずかに5個の部門にしかすぎない。残りの産業部門においては、賃金の分配率はすべて低下している。この現象はさきに述べた労働生産性の上昇を上まわった賃金上昇という現象と対応関係がある。それは賃金分配率が上昇した部門をみてみればすぐにわかる。いいかえると、労働生産性を上まわる賃金上昇という現象は賃金分配率と密接な関係がある。

つづいて生産額にしめる原材料使用額の比率をとってみよう。これはさきのモデルにおける \hat{m} に対応するものである。つぎの第3・6表は生産額にたいする原材料使用額の比率をとったものである。

この表をみて気づくことは、その比率が産

業部門ごとにあまり異なっていないということである。この平均値とその分散を計算したら、おそらく非常に小さい分散を得るであろう。このことは現金給与総額と利潤との合計額、すなわち付加価値額が生産額にしめる比率もまた、産業部門全体で小さい分散をもつであろうということを意味している。このことは、次の(3.1)から容易にわかるであろう。これは(2.1)の両辺を P で割ったものである。

$$\frac{wL}{Py} + \frac{rK}{Py} + \frac{mR}{Py} = 1 \quad (3.1)$$

において、 mR/Py が一定であるならば、 $1 - mR/Py \equiv \alpha$ もまた一定となる。したがって、 $(wL+rK)/Py$ もまた一定となる。そこから、

$$\frac{rK}{Py} = \bar{\alpha} - \frac{wL}{Py}$$

をうる。

したがって、もし賃金分配率が産業部門ごとにかなり異なった値をしめしているとすれば、その分散もまた大きいわけであるから、利潤と付加価値との比率すなわち利潤分配率もまた産業部門ごとに大きく分散していることになるであろう。その意味で、この二つの分配率の間では一方が増加すれば他方が減少するという関係にたっている。分配率の場合には付加価値で割ってあるが、さきの(3.1)式においては生産額で割ってあるから、すこし値が異なってくるが、原材料投入額と生産額との比率が産業部門ごとにそれほどひどい相違をもっていないものとすると、 wL/Py と rK/Py との逆行関係は依然としてあてはまるものとみてよいであろう。

さらに、1958年から1964年までの7年の間に、それぞれの部門の生産額にしめる原材料の使用比率がどのように変化したかをみてみることにしよう。これは第3・6表の右端の欄に示されている。この欄の数値を第3・5表の同じく右端の欄の数値と比較してみられたい。ここでもやはり原材料使用比率における変化の産業部門別の分散の方が賃金分配率

における変化の産業部門別の分散よりも小さいことが確認される。そのほとんどの数値が1よりも少し小さい値の周辺にかたまって集中している。このことは、この間において、技術進歩による原材料節約がごくわずかではあるが進行してきたことを示しているものといえよう。金額的にいって原材料の節約がほとんど進行しなかったのは、食料品、出版・印刷、非鉄金属、電気機械器具および精密機械器具であり、このなかには賃金分配率が上昇した五つの部門のうち食料品、出版・印刷、電気機械器具の三つの部門がふくまれていることは注目に値する。なぜなら、これらの部門の利潤分配率は明白に低下していることになるからである。

したがって、上の考察からつぎのようにいうことができるであろう。さきに賃金の分配率を分析したときに、賃金の分配率が上昇した産業部門においては、労働生産性の上昇率よりも賃金の上昇率の方が大きかった。そして、他方、原材料投入比率の産業部門の間における分散が小さく、その投入比率はあまり大きく変化はしなかった。このことから、利潤の分配率は逆に賃金分配率の大きかった部門ほど小さいということになる。そこから、さらにつぎのように推論することができる。賃金の場合からの類推として利潤分配率が上昇した部門においては資本生産性の増加率よりもレンタルすなわち利潤増加率の方が大きかった。ただし、この最後のところはまったくの推論であるから、本来、さらに実証的な分析をおこなうことによってのみ検証できる性質のものである。したがって、ここでは単に推論しておくにとどめたい。

さて、これまで所得政策の視点に立ちながら、賃金、労働生産性、原材料投入比率、生産物価格などの関連を理論的なフレーム・ワークのもとで、あるいは部分的には日本の現実のデータにそくしながら分析と考察とをすすめてきた。それで、ここからつぎにいまま

で考察せずに残しておいた関税の付加価値保護効果の分析にうつってゆくことにしよう。この分析にはいくつかの手続きが必要であるが、まず初めに、分析のための理論モデルをとりあげ、その後に実証的な分析に入りてゆくことにしよう。

[4] 関税の付加価値保護率

4・1 名目保護率と有効保護率

はじめに、産業連関表の骨格をしめておこう。なぜならば、関税分析はその表を出発点とするからである。つぎの表をみられたい。

これは一般的に表現された産業連関表の一つのサンプルである。これについて蛇足とは思われるが一応の説明をしておくことにする。これを横欄にそって読んでゆくときは、その財の『販売』を意味し、縦欄にそって読むときには『購買』を意味する。したがって、第1欄を横にみてゆくとき、それぞれの記号の意味はつぎのようになる。

X_{1j} = 第1産業部門から第 j 部門へ『販売』された（または、第 j 部門が第1部門より『購入』した）第1部門の生産物の量をあらわす。

H_1 = 家計へ『販売』された第1部門の生産物。

I_1 = 蓄積された第1部門の生産物の量。

G_1 = 政府へ『販売』された第1部門の生

産物の量。

E_1 = 輸出された第1部門の生産物の量。

M_1 = 輸入された第1部門の生産物の量。

X_1 = 第1部門における総生産量。

縦欄にそってよむときには『販売量』が『購入量』にかわることを除くと、 X_{ij} ($i=1, \dots, n; j=1, \dots, n$) の意味はまったく同じである。

ただし：

V_1 = 家計が第1部門より受けとる利潤と賃金と地代などの所得の合計、すなわち、第1部門の生みだした税込みの付加価値。

この付加価値は、その定義から明らかなように、第1部門の総販売（それは同時に総生産でもある）より総支出を差し引いたものにひとしいから、各産業部門（第1部門より第 n 部門まで）については縦と横の合計はひとしい。したがって、

$$X_1 - (X_{11} + X_{21} + \dots + X_{n1}) = V_1$$

$$\sum_{i=1}^n X_{1i} + (H_1 + I_1 + G_1 + E_1) - M_1 = \sum_{r=1}^n X_{r1} + V_1$$

が成立する。そして、また、当然のことながら、全体の縦と横の合計はひとしいから、

$$\sum_{i=1}^n (H_i + I_i + G_i + E_i - M_i) + V_0 = Y$$

がえられる。

このように各産業部門から各産業部門への

第4・1表 産業連関表

	1	2	3	$\dots j \dots$	$\dots n$	家計	投資	政府	輸出	輸入	計
1	X_{11}	X_{12}	X_{13}	$\dots X_{1j}$	$\dots X_{1n}$	H_1	I_1	G_1	E_1	$(-)M_1$	X_1
2	X_{21}	X_{22}	X_{23}	$\dots X_{2j}$	$\dots X_{2n}$	H_2	I_2	G_2	E_2	$(-)M_2$	X_2
3	X_{31}	X_{32}	X_{33}	$\dots X_{3j}$	$\dots X_{3n}$	H_3	:	:	:	:	:
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
j	X_{j1}	X_{j2}	X_{j3}	$\dots X_{jj}$	$\dots X_{jn}$	H_j	:	:	:	:	X_j
:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
n	X_{n1}	X_{n2}	X_{n3}	$\dots X_{nj}$	$\dots X_{nn}$	H_n	I_n	G_n	E_n	$(-)M_n$	X_n
家計	V_1	V_2	V_3	$\dots V_j$	$\dots V_n$	—	—	V_g	—	—	Y
計	X_1	X_2	X_3	$\dots X_j$	$\dots X_n$	$\sum H_i$	$\sum I_i$	$\sum G_i + V_g$	$\sum E_i$	$(-) \sum M_i$	

販売がわかると、そこから、投入係数

$$A_{ij} = \frac{X_{i1}}{X_j} \quad (i, j = 1, 2, \dots, n)$$

が定義できる。第 j 産業部門がその期間における総生産 X_j の生産 (output) にあたって他の産業部門から購入し、使用した生産物は X_{ij} であるから、 a_{ij} は X_j の単位あたりの生産に使用された第 i 産業部門の生産物の大きさをあらわす。すなわち、第 j 部において第 j 財を 1 単位だけ生産するのに必要とされた第 i 部門の生産物(第 i 財)の投入量 (input) をしめす。

同じようにして、

$$v_j = \frac{V_j}{X_j}$$

は第 j 部門の生産物(第 j 財) 1 単位あたりの付加価値をあらわすであろう。

この投入係数 a_{ij} ($i, j = 1, 2, \dots, n$) がある一定値をとる (すなわち、第 j 財の生産と第 i 財の投入とのあいだの一定の技術的な関係を反映している) と想定する。そのように想定することによって以後の分析がすすめられるところに、この産業連関モデルを用いることの便利さとともに、その利用上の制約がある。いいかえると、投入係数の固定性を前提とするときに、じつは規模に関する収穫不变を想定することになる。さらに、生産物の投入と产出とのあいだにも、また、投入されるもののあいだにも、产出されるもののあいだにも、まったく代替可能性をみとめないことになるからである。

それにもかかわらず、この分析方法を用いることによって、かなり明瞭に分析しうる問題領域がある。当面とりあげられている関税の分析に関していうならば、先にのべた関税体系が各産業部門への付加価値の分配にたいしてあたえる効果を分析しうることである。このことは、いいかえるとつきのようになる。関税を賦課した場合、一般に、その関税を賦課された産業部門の付加価値は増大する。な

ぜならば、その部門の生産物価格はそれによって、上昇するからである。しかし、それと同時に、その生産物を中間財として生産過程に投入している産業部門では、逆に、投入される生産物の価格の上昇のために、その付加価値は減少することになるであろう。

この付加価値の各産業部門のあいだへの分配状態が、このような関税賦課によって変化するとするならば、それはまさに関税の賦課価値の再分配効果とよばれるべきものである。事態はそこにとどまらない。それは、同時に、『有利になった』部門と『不利になった』部門とのあいだへの生産要素の配分状態に影響をあたえることになるであろう。これは関税の資源配分効果とよぶことができる。付加価値の増加した部門の生産は刺激され、そこへはより多くの労働力と資源とが投入される。その部門が資本使用的な生産部門であるとするならば、その部門へは相対的により多くの資本が投入されることになる。

この産業連関モデルを使用することによって、とくに可能となる実証分析の分野は、上の二つの関税効果のうちの前者の方 (すなわち、各産業部門間の賦課価値の再分配効果) である。以下においては、この分野に分析視角を限定することになるが、関税のあたえるいくつかの効果のなかから、とくにこの再分配効果の分析にあって、きわめて重要な概念は有効保護率とよばれる概念である¹⁾。

この有効保護率 (The effective rate of protection) という概念は実際の保護率、すなわち、名目保護率と対比される。その名目保護率は、各種の投入生産物へ関税が賦課されるときには、ある一定量だけ相殺されてしまう。いま、当該生産物へかりに 5 パーセントの関税が課せられているとしよう。そして、その当該生産物の生産のために投入される他の生産物はただの一種類しかないものとしよう。その投入される生産物にも同じように 5 パーセントの関税が課せられるとするならば

(すでに当該生産物にたいして5パーセントの保護的な関税が賦課されている), 当該生産物にたいする関税保護効果はそれだけ減殺されることになる。すなわち、名目保護率はその分だけ割引されることになる。この割引かれた保護率が有効保護率とよばれるものなのである²⁾。

したがって、名目上の保護率がいかにも高い場合、その産業部門はその関税の賦課によって対外競争から保護され、それによって、保護がなかった場合にえられるはずの水準よりも高い水準の付加価値が保証される。しかし、もしその割り引き部分が名目保護率を上まわるならば、その産業部門はその名目上の関税保護が存在しているにもかかわらず、事実としては保護されていないということになる。それが投入される生産物(その産業部門にとっては中間生産物となっている)に賦課されているとき、関税は、その当該産業部門の最終生産物(out put)にたいして生産税(tax)が賦課されたことにひとしい。したがって、関税体系がどのような構成になっているかによって、個々の産業部門の付加価値の保護される度合いが異なることになる。たとえ、その特定の産業部門にとっての保護目的の関税率が同一であるとしても、その産業部門の投入構造とその投入生産物にたいする関税率の配列とが異なるならば、有効保護率が異なってしまう。

このような関連が、関税率の配列と投入構造と付加価値率とのあいだに存在するとするならば、この側面の分析は関税効果の分析のなかでもかなり重要な政策的意義をもつことになるであろう。名目的な保護体系にたいして有効な保護体系を数値的に示すことによって、保護の実態を明らかにすることは政策上の視点からも重要かつ必要なことである。また、関税体系——あるいは関税構造といいかえてよい——がどのような構造になっているのかということは、一国の産業発展政策の

視点からもかなり重要な意味をもっている。その国のある特定の産業部門を発展させようとしているときに、その国の関税体系は、その目的と合致した(あるいは、すくなくとも矛盾しない)ものとなっているかどうかという問題がおこる。また、関税の切り下げがおこなわれたとき、その引き下げのあたえる効果のなかで、とくに各産業部門の付加価値の保護の実質的な内容がどう変るかは、政策的視点からみて重要な意義をもつ問題であろう。

4・2 有効保護率の定義とその性質

有効保護率の概念についてはすでに簡単に説明したが、ここで、この概念についての正確な定義をあたえておくことにしよう³⁾。有効保護率というのは、ある関税体系のもとで可能になった単位あたり付加価値を、その関税体系がなかった場合の付加価値と比較し、それを増加(減少)率でもって示したものである。当然のことながらこの有効保護率はある特定の産業部門ごとに計算される。

きわめて単純なケースからはじめよう。輸入財を第*j*財とし、その第*j*財の生産のために投入しなければならない輸入財を第*i*財としよう。また、輸入関税以外の税金や補助金はないものとしよう。まず、記号をつきのように定義する。

X_j = 関税がないときの第*j*産業部門の第*j*財の生産額

X_{ij} = 関税がないときの第*i*産業部門から第*j*産業部門への投入額

V_j = 関税がないときの第*j*産業部門の付加価値

V_j^* = 関税があるときの第*j*産業部門の付加価値

v_j = 関税がない場合の第*j*産業部門における第*j*財の単位あたり付加価値

v_j^* = 関税体系があたえられたときの同じ第*j*財の単位あたり付加価値

g_j = 第*j*産業部門の有効保護率

$a_{ij} = X_{ij}/X_j$ = 関税がないときの第 j 産業部門の投入係数

t_j = 第 j 財に対する関税率

t_i = 第 i 財に対する関税率

さて、いま関税がないものとし、第 i 財の生産のために投入される財は第 i 財のみであるとすると

$$X_j = X_{ij} + V_j \quad (4.1)$$

が成立する。

いま、第 j 財の輸入にたいし、もし関税が賦課されていれば、 t_j をその関税率とする

$$X_j(1+t_j) - X_{ij} = V_j' \quad (4.2)$$

となる。さらに、产出される第 j 財のみならず、投入される第 i 財にも関税が賦課されているとすれば、 t_i をその関税率とするとき、

$$X_j(1+t_j) - X_{ij}(1+t_i) = V_j^* \quad (4.3)$$

となるであろう。この (4.3) から、われわれは

$$t_i = \frac{X_j(1+t_j) - V_j^* - X_{ij}}{X_{ij}}$$

を得るが、この右辺の分子と分母を X_j によって除するならば、

$$t_i = \frac{(1+t_j) - a_{ij} - v_j^*}{a_{ij}} \quad (4.4)$$

のごとく書きかえられる。ただし、定義により、 $a_{ij} \equiv X_{ij}/X_j$ 、 $v_j^* \equiv V_j^*/X_j$ である。

そこで、もしこの (4.4) において v_j^* のかわりに v_j (定義により V_j/X_j にひどい) を代入するならば、そのときに得られる投入財の関税率 t_i は付加価値を不变にとどめてしまうであろう。いいかえると、第 j 財にたいして関税率 t_j による保護を加えて、もし投入財に賦課される関税率がいま述べたような大きさであるならば、 t_j による保護はそれによって完全に相殺されてしまい、何らの付加価値の保護もやらなかつたとおなじことになってしまふ。

したがつて、もし消費財の重要な部分を構成する生産物について上に述べたようなことになるならば、奇妙な事態が発生するかもしれない

ない。すなわち、それらの消費財の価格は関税の賦課によって上昇するけれども、それらの消費財の産業部門の付加価値はまったく保護されない。そのときには、価格は上昇しても付加価値は前のままであるから、もしこの価格の上昇とともに賃金が上昇するならば、必然的に利潤部分が縮少することになってしまうであろう。いいかえると、賃金の上昇は価格の上昇によって誘発されるわけであるが、それは増大した付加価値の分配につながるものではなくて、既存の付加価値の一部を利潤の方から賃金の方へ移動させるにしかすぎない。こうした例はかなり極端なものかもしれないが、しかし、投入財にたいして賦課される関税は多かれ少なかれこのよう機能を果すであろうということは明確である。

ここで、先の定義に従つて、有効保護率を式で示すならば、

$$g_j = \frac{v_i - v_j^*}{v_j} \quad (4.5)$$

となる。(4.1) の両辺を X で割り、整頓するならば、われわれは

$$v_j = 1 - a_{ij} \quad (4.6)$$

を得る。同じように、(4.3) の両辺を X_j で割り、整頓するならば、

$$V_j^* = (1+t_j) - a_{ij}(1+t_j) \quad (4.7)$$

という式が得られる。この有効保護率 g_j は、(4.6)、(4.7) を考慮するとつきのように書きかえられる。すなわち

$$g_j = \frac{t_j - a_{ij}t_j}{1 - a_{ij}} \quad (4.8)$$

となる。

この有効保護率の定義式 (4.8) から、有効保護率と名目保護率との間には、つきのような関係のあることがわかる。

(1) もし二つの財にたいする関税率が等しければ、有効保護率は名目保護率に等しい。言い替えると、 $t_j = t_i$ ならば、 $g_j = t_j$ となる。

(2) もし产出される方の財に対する関税率が投入される方の財に対する関税率よりも大

きいならば、有効保護率は名目保護率よりも大きい。 $t_j > t_i$ ならば、 $g_j > t_j$ となる。

(3) もし産出される方の財(第 j 財)にたいする関税率が投入される方の財(第 i 財)にたいする関税率よりも小さいならば、有効保護率は名目保護率よりも小さい。いいかえると、 $t_j < t_i$ ならば、 $g_j < t_j$ となる。

(4) もし第 j 財の生産額の 1 単位あたりの投入にたいする関税がある程度をこえて大きいならば、有効保護率はマイナスの符号をもつ。いいかえると、 $t_j < a_{ij}t_i$ となったときには、 $g_j < 0$ となる。

(5) もし第 j 財にたいする関税がなく、輸入投入財にたいしてのみ関税が賦課されているならば、 $1 > a_{ij} > 0$ であるから、有効保護率はマイナスとなる。

$$g_j = -t_i \frac{a_{ij}}{1-a_{ij}} < 0 \quad (4.9)$$

(6) もし第 j 財にたいする関税が賦課されないならば、有効保護率はプラスとなる。

$$g_j = \frac{t_j}{1-a_{ij}} > 0 \quad (4.10)$$

この第 j 財の有効保護率は、さらに、つぎの 3 個の性質をもっていることがわかる。

(7) 第 j 財の関税率が上昇したときには、有効保護率は上昇する。すなわち、

$$\frac{\partial g_j}{\partial t_j} = \frac{1}{1-a_{ij}} > 0 \quad (4.11)$$

(8) 第 i 財の関税率が上昇するときには、有効保護率は低下する。すなわち、

$$\frac{\partial g_j}{\partial t_i} = \frac{-a_{ij}}{1-a_{ij}} < 0 \quad (4.12)$$

(9) 何らかの理由(たとえば、技術進歩)により第 j 財の生産にあたって必要とされる第 i 財の投入が減少するならば、有効保護率は上昇する。すなわち、

$$\frac{\partial g_j}{\partial a_{ij}} = \frac{t_j - t_i}{(1-a_{ij})^2} > 0 \quad (4.13)$$

4・3 より一般的な有効保護率の表現

以上(1)から(9)までの性質が明らかにされた

わけであるが、これまでのモデルでは投入される財はわずかに 1 個であると想定されている。しかし、このことは、有効保護率に関する上記の 9 個の性質がきわめて制約された意味しかもっていないということを意味しない。投入される生産物の数を増加させても、上記の性質はすべてみたされる。いま投入される財の数を n 個としよう。第 j 産業部門の投入財は X_{ij} ($i=1, 2, \dots, n$) で示される。さきの産業連関表の第 j 列をみられたい。そこから明らかなように、

$$X_j - (X_{1j} + X_{2j} + \dots + X_{nj}) = V_j \quad (4.14)$$

である。両辺を X_j でわるならば、

$$1 - (a_{1j} + a_{2j} + \dots + a_{nj}) = y_j \quad (4.15)$$

となる。関税を賦課した場合、われわれは

$$1 - [(1+t_1)a_{1j} + (1+t_2)a_{2j} + \dots + (1+t_n)a_{nj}] = v_j^* \quad (4.16)$$

をうるであろう。ここで、 (t_1, t_2, \dots, t_n) は第 1 財から第 n 財までの財にたいする関税率を示し、このベクトルが関税体系と定義される。

したがって、有効保護率は、前と同じようにして、

$$g_j = \frac{v_j - v_j^*}{v_j} = \frac{t_j - \sum_{i=1}^n a_{ij} t_i}{v_j}$$

のごとくあらわすことができる。いま、

$$\bar{t}_j = \frac{\sum_{i=1}^n a_{ij} t_i}{\sum_{i=1}^n t_i}$$

とおくことにする。この \bar{t}_j は a_{ij} ($i=1, 2, \dots, n$) をウェイトとした投入財にたいする関税率 t_i ($i=1, 2, \dots, n$) の加重平均値をあらわす。

この \bar{t}_j を代入するならば、上の有効保護率は

$$g_j = \frac{t_j - t_j \sum_{i=1}^n a_{ij}}{v_j}$$

のごとくかきかえることができる。 $v_j = 1 - \sum_{i=1}^n a_{ij}$ であることを考慮するならば、さらに変形されて

$$g_j = t_j + \frac{(j-t_j) \sum_{i=1}^n a_{ij}}{v_j} \quad (4.17)$$

のようになる。さらに、 $t_j - \bar{t}_j < 0$ のとき、この \bar{t}_j が充分に大きければ、

$$g_j < 0$$

ということがおこりうるであろう。

有効保護率がマイナスということの経済的意味付けはつきのとおりである。投入される財にたいする関税率の平均値が産出される財にたいする関税率をあまりにも上まわるならば、表面上は関税保護が加えられているにもかかわらず、なお、実質的には国内で『生産課税』がおこなわれたと同一の結果となっている。たとえていえば、ある企業が補助金をうけとっているにもかかわらず、それを上まわる特別徴税がおこなわれているようなものであり、そのためにかえって企業としては不利な立場にたたされているのと類似した状態といつてもよいであろう。また、付加価値にたいする有効保護率は投入される財と産出される財とに同一の関税率（正確には前者の方は投入係数をウェイトとした関税率の加重平均値である）が賦課されているとき、当該生産物にたいする関税率にひとしい。この意味で、生産物にたいする関税率はその生産物を生産している部門が生みだす付加価値の名目保護率ということは前述したとおりである。有効保護率の概念については、しばしば誤った解釈がなされるので、以上の点について充分な留意が必要である。

ここで注意すべき点は、この(4.17)の基礎となっている産業連関表はすべて世界価格で評価されているということである。それであるからこそ、関税が賦課された場合、その賦課された分だけ国内価格が上昇し、付加価値が増加するという形の取り扱いが可能となっ

たのである。したがって、もし国内価格で評価された産業連関表を用いるのであるならば、有効保護率の表現はいくらか異ならなければならぬ。

いま、投入される生産物がすべて国内価格で評価されているものとする。第 i 部門から第 j 部門へ投入された第 i 財の実質投入量を x_{ij} とし、その国内価格を P_i とし、第 i 財の投入額を \hat{X}_{ij} で示すことにしてよう。そのとき、これら三つの変数の間には

$$\hat{X}_{ij} = P_i x_{ij} \quad (4.18)$$

が成立する。また、国内通貨であらわされた世界価格（為替レートによる換算をおこなうこと）を P_i^* とすると、国内価格は世界価格より関税分だけ上まわっているから、両者のあいだには

$$P_i^* (1+t_i) = P_i \quad (4.19)$$

が成立する。

ところで、第 i 部門が投入した第 j 財は \hat{X}_{ij} であるが、これはすでに関税賦課によって上昇した価格で評価されているから、その関税が賦課される以前の第 i 財の投入は $X_{ij}/(1+t_i)$ で示される。いま (4.18) と (4.19) を考慮するならば、これは

$$\frac{1}{1+t_i} \hat{X}_{ij} = \frac{P_i}{1+t_i} x_{ij} = P_i^* x_{ij}$$

のごとく変形することができる。

上の式の右端は世界価格で評価された第 i 財の投入にはかならない。したがって、

$$X_{ij} = P_i^* x_{ij} = \hat{X}_{ij} / (1+t_i) \quad (4.20)$$

$$(i, j = 1, 2, \dots, n)$$

が成立する。これは、世界価格で評価された投入と国内価格で評価された投入との関係を示している。

われわれはこれを用いて投入係数を書きかえることができるであろう。すなわち、係数の定義式

$$a_{ij} = \frac{X_{ij}}{\hat{X}_j} \quad i, j = 1, 2, \dots, n$$

に (4.19) を代入するならば、われわれは

$$a_{ij} = \left(\frac{\hat{X}_{ij}}{\hat{X}_j} \right) \left(\frac{1+t_j}{1+t_i} \right)$$

をうるが、 $\hat{X}_{ij}/\hat{X}_j = \hat{a}_{ij}$ とおくならば、

$$a_{ij} = \hat{a}_{ij} \frac{1+t_j}{1+t_i} \quad i, j = 1, 2, \dots, n \quad (4.21)$$

のごとく変形される。ここで a_{ij} は国内価格で評価されたときの投入係数である。

この(4.21)を用いるならば、世界価格で評価された有効保護率を国内価格で評価されたものに表現しなおすことが可能である。それによって、計測が容易になるであろう。なぜならば、一般に、産業連関表は国内価格で評価されているのが、普通であるからである。書き替えた結果は

$$g_j = \frac{t_j (1+t_i) - \sum \hat{a}_{ij} t_i (1+t_j)}{(1+t_i) - \sum \hat{a}_{ij} (1+t_j)} \quad (4.22)$$

となる。

したがって、さしあたっての分析の目標はつぎのようにまとめることができるであろう。この有効保護率を産業部門ごとに計算し、それと名目保護率とを対比させることによって、各産業部門の付加価値が、関税の賦課によって実際にはどれくらい保護されているのかを明らかにすることである。

[注]

- 1) メツラーはそのトランスファーに関する分析 [11] を間接税の分析 [12] に適用したが、産業連関分析を用いた間接税の分析は有効保護率の分析と基本的には同一の構造に基づいている。
- 2) 有効保護率を用いての分析はジョンソン [5] をはじめとしてベースビ [2], バラッサ [1], コーデン [3], グリューベル [4] 等の人びとによっておこなわれている。日本についても、先駆者の方法にしたがい、山沢 [16] が筆者とほとんど時をおなじくして日本の関税の有効保護率の計算を行なっていた。ただし、対象品目は若干となる。なお筆者がこの分析を行なうことに関心を示したのは、上記のジョンソンの文献の存在とそのコピーの入手について小宮隆太郎氏より便宜

を与えられた結果である。ここを借りて小宮氏に謝意を表したい。

3) 有効保護率の定義そのものについては、これらの文献の間に不一致はないので、以下の説明はこれまでの有効保護率についてのいくつかの表現をまとめたものといってよいであろう。

[5] 日本の関税構造の特徴

5・1 産業別の関税体系

それでは現在の関税保護は実質的にどの程度まで有効なのであろうか。この考察の対象とすべき年次はデータによって制約される。この有効保護率の計算には各産業部門ごとに投入される各種の生産物の投入量の（生産物1単位あたりの）数値——すなわち投入係数——が必要である。当然のことながら、その投入係数についてのデータが入手しうる年次に限定される。できるだけ近い時期における関税の有効保護率をみることが目的であるから、最近の年次が望ましいのであるが、このような産業部門ごとの各種生産物の投入状態に関するインフォメーションは1963年の産業連関表によってしかえられないで、主として、この1963年を対象として考察してみるとしたい。

ところで関税の付加価値保護の状況を見る前に、日本の関税そのものが一体どのような特徴をもっているのかをみておくことにしたい。この関税は、各種の生産物にたいし、異なった率で賦課される。その率がどれくらいかは生産物ごとにそれぞれの理由がある。しかし、その理由はともかくとして、関税は輸入価格にたいし一定率だけ賦課され、すくなくともその分だけは国内価格が上昇する。それらの関税率は全体として一つの関税体系を形成し、その関税体系は、その国の輸入生産物の価格を上昇させ、国内の価格体系につつの特徴をあたえることになる。その意味にお

いて、この関税体系の特徴をまずはじめにみておくことにしよう。

関税体系は二つの視点からみることができる。一つは産業部門別にみてみるとおり、もう一つは生産段階別にみてみるとおりである。まず、産業別の方からみてゆくことにしよう。関税は年とともに変化してゆくので、ある特定の時点をとってみてもはじまらないという見方もありたつ。厳密にいうならば、そうかもしれない。しかし、日本の場合には貿易自由化のプロセスと関税率の変化とは、ある種の対応関係をもっていたわけであるから、それほどひどい変わり方をしているわけではない。とくに1963年をとってみると、自由化的プログラムがある程度まで進行した段階であるし、ケネディ・ラウンドによる関税一括引き下げが実行に移されるまでは、それほどドラスティックな関税率の変更はおこなわれないことは確実である。その意味からいうならば、1963年を対象とした関税体系の考察は、それ自体として適切であるように思われる。それでも、念のために、その前後の期間について関税率をしらべてみると、いくつかの品目については関税率の変更がおこなわれているけれども、その変更はごくわずかの大きさであり、とくに1963年では具合が悪いということはないことがわかった。そこで、以後、この年をとりあげてゆくことにしたい。

関税体系を産業別にみるときにどのようにになっているかは、つきの第5・1表をみればわかる。関税率は日本関税協会より出版されている『実行関税率表』を用いた。『工業統計表』における産業分類と『日本標準産業分類』における分類とは、かなり異なる。ここでは『実行関税率表』における分類を『日本標準産業分類』における分類に対応させるために再分類した。この二つの統計表における品目分類の対比は付表5・1にしめすとおりである。

なお、対象とする部門は主として製造工業部門であるが、同じ分類に属していても、品

目によってかなり関税率の上に差があり、これをどのようにして平均してゆくかは問題のあるところである。たとえば、貿易量をウェイトにして平均をとるというのも一つの方法であり、また生産量をウェイトにして平均をとるというのも一つの方法である。あるいは単純平均も可能である。しかし、そのいずれも一長一短があって、特にどの方法がすぐれているかを決定しがたいので、ここでは、一応、単純平均をとってみることにした。

第5・1表 日本の関税体系—産業部門別

産業分類	1962年	1963年	1964年
18 食料品	23.239	23.219	23.219
20 織維工業	18.111	18.111	18.125
21 織維製品	25.208	25.208	25.120
22 木材、木製品	12.750	12.619	12.619
23 家具、装備品	23.889	23.889	23.889
24 パルプ、紙、紙加工品	12.546	12.546	12.546
25 出版、印刷	4.615	4.615	4.615
26 化学工業	16.586	16.595	16.645
27 石油、石炭製品	14.737	14.737	14.737
28 ゴム製品	13.696	13.696	13.696
29 皮革・同製品	23.333	23.333	23.333
30 窯業、土石製品	14.936	14.936	14.936
31 鉄鋼	13.942	13.942	13.942
32 非鉄金属	14.405	14.410	14.454
33 金属製品	20.229	20.275	20.229
34 機械	16.730	16.730	16.752
35 電気機械器具	17.734	17.734	17.778
36 輸送用機械器具	19.126	19.126	19.126
37 計量器、医療機械、時計	23.258	23.258	23.258
39 その他	22.192	22.192	22.192

〔資料出所〕『実行関税率表』1962年、1963年、1964年によった。いずれも%表示。

この表は品目分類に応じて、関税率にかなりの散らばりがあることをしめしている。たとえば織維工業では平均して18.13パーセントの水準であるのに、精密機械工業では23.26パーセントの水準になっている。もっとも、このようにいったからといって、織維工業関係のすべての生産物にたいして18.13パーセントの関税が賦課されているわけではない。

たとえば、製糸業では平均してわずかに7.5パーセントの関税しか賦課されていないのに、メリヤス製造業では21.4パーセントの関税が賦課されている。その点では精密機械の場合でもおなじである。たとえば、理化学機械においては関税率は平均して、15.00パーセント程度にしかすぎないのに、時計においては関税率は、じつに28.40パーセントの水準に達しているのである。それぞれの部門の内部において、どのように関税率が異なっているかは、付表5・2をみられたい。産業分類番号の3桁について、それぞれの部門の平均関税率が計算されている。

ところで、このような散らばりがあるにもかかわらず、そこにある特徴がみいだされる。繊維工業の平均関税率は精密機械工業の平均関税率よりも低かったが、木材・木製品やパルプ・紙については平均関税率はさらに、低くなっている。なお、木材・木製品のなかをみてみると、製材(221)については平均関税率がわずかに9.60パーセントにしかすぎないのに、木製履物についての平均関税率は20.00パーセントになっている。おなじように、パルプ・紙についてみてみると、パルプについての平均関税率は4.17パーセントであるにもかかわらず、紙製品については15.00パーセントとなっている。こうしてみると、全般的にみて、すくなくとも、二つの特徴がみいだされるようである。一つは大体において労働集約的と思われる生産物(とくに消費財)の関税率は平均的にみて高くなっているということであり、もう一つは原材料に近い性質をもった生産物にたいする関税率は平均的にみて低くなっているということである。もちろん、上述のところだけからは、この二つの特徴を断言することはむずかしいが、すくなくとも、前者の特徴、すなわち労働集約的な生産物について平均関税率が相対的に高いということは、ほぼ確定的であるとみてよいであろう。

5・2 生産段階別の関税体系

そこで、第2の特徴として上にあげたことが妥当かどうか、すなわち原材料に近い生産物の関税率は完成品に近い生産物の関税率よりも平均的にみて低いかどうかをみるために、関税率を産業部門別ではなく生産段階別にみてみることにしよう。つきの第5・2表から第5・4表は関税率表における分類を生産段階別の分類に組みなおして平均をとってみたものである。ここでも平均値は単純平均によってもとめた。

第5・2表 生産段階別関税率(1963年)―原料

産業分類	関税率
原 料	6.628
石 油 ・ 石 炭	4.351
原 木	15.000
繊 維	5.952
生 動	1.375
探 油	0
・ 植 物	11.757
用 途	4.625

[資料出所] 第5・1表による。

第5・3表 生産段階別関税率
(1963年)―中間生産物

産業分類	関税率
中間生産物	15.626
化 学	16.260
(1)石炭石油製品	13.077
(2)化 学 薬 品	16.740
(3)合 成 ゴムなど	10.313
(4)そ の 他	16.500
木 材	13.594
紙	13.942
糸	14.651
窯 業	10.000
金 属	15.177
(1)	14.348
(2)	15.604

[資料出所] 第5・1表による。

この表において、もっとも注目すべきことは、生産物を原料と中間生産物と完成財との

第5・4表 生産段階別関税率
(1963年)一完成財

産業分類	関税率
完 成 財	19.963
化 学	19.038
(1) 医薬品など	14.615
(2) 化粧品など	39.000
(3) 写真フィルムなど	27.083
(4) その他の	16.146
タ イ ヤ	15.714
皮 草 品	26.786
木 製 品	19.063
紙 製 品	14.000
雑 織 物	21.263
織 織 第 二 次	18.285
身 遊 品	23.455
窯 業 製 品	23.824
金 属 製 品	18.143
産 業 機 械	24.926
電 気 機 械	16.692
運 輸 機 械	17.467
精 密 機 械	19.231
	23.015

〔資料出所〕 第5・1表による。

三つのグループにわけてみたとき、関税率の平均的水準の相違が歴然としていることである。もちろん、それぞれのなかでも、高いものもあれば低いものもある。たとえば、原皮・毛皮などは原料ではあるが、15.00パーセントの平均関税率となっているし、生ゴムなどは関税率がゼロである。生ゴムの関税率がゼロであって、原皮などの関税率が15.00パーセントもするのは、国内に輸入される生産物と競争的になるものがあるのかどうかにも依存しているであろう。たとえば生ゴムなどは日本の国内では全く生産されていない。中間生産物のグループのなかにも耐火レンガなどの窯業製品はわずか10.00パーセントの平均関税率しか賦課されていないものもある。しかし、その大部分はいずれも10パーセント以上で原料にくらべてかなり高い水準にある。これは完成財になると、さらに高い水準にな

っていることがわかる。

完成財についてみると、平均的にみて、もっとも低い関税率は紙製品の14.00パーセントであるが、もっとも高いものは24.93パーセントであり、それは意外にも金属製品である。このように高くなっているのはなぜかということを調べてみると、化粧品、写真フィルム、毛皮製品、衣類、貴金属製品、銅製品、卑金属製品などが、いずれもかなり高い関税率となっていることがわかる。これらの完成財の関税率が高いのは、たしかに国内の当該産業の付加価値の保護を目的としているわけであるが、このなかには日本からの輸出も多いと思われるものもあり、これらの製品への高率関税はあまり納得できないかもしれない。類似した現象としては、たとえば先にあげた時計のほかに化粧品、写真フィルム、毛皮製品、衣類、帽子、かさなどの関税率の高いものをあげることができる。

総じてみると、原料は平均すると関税率が6.63パーセントとなり、中間財については15.63パーセントとなり、完成財については19.96パーセントとなっている。日本の関税は生産段階を多く経過するにつれて、しだいにエスカレートしていることがわかる。その意味からいうならば、日本の関税体系は労働集約的な生産物よりは資本集約的な生産物にたいしてより多くの付加価値保護をあたえているということと、税率が生産段階に対応してエスカレートする傾向をもっていることとの二つの特徴をもっているものといって差しつかえないであろう。前者の特徴は日本がいまなお相対的に労働が豊富な国であり、その豊富な労働をより多く使用する産業部門は、こうした関税保護を必要とはしない状況になっていることの結果であろう。それは同時に、資本集約的な生産物がより多く保護されていることは資本集約的な産業部門が産業保護の対象となっていることを示している。

5・3 関税率と付加価値率

日本の関税体系が一体どのような特徴をもっていたかが明らかになったので、つぎに、それぞれの産業部門の付加価値がどのような大きさになっており、それぞれの付加価値がどのような対応関係に立っているかをみてみることにしよう。関税賦課が対象となっている生産物の国内価格を国際価格より引き上げることによって国内産業の付加価値を高めているから、関税体系と付加価値の配列との間には何らかの対応関係が原理的には存在するはずである。

そこで、産業分類の2桁分類まで用いて付加価値率の計算をおこなってみよう。関税率の場合とは異なって、付加価値は、かなりの程度か、ある程度かはともかくとして、景気の波動とともに変化するはずである。したがって、単純に1963年のみをとることは許されない。その年、もしくは前年の景気の動きに

よって付加価値率は影響をうけ、さらに、その影響の度合いは産業部門によって異なるであろう。したがって、すくなくとも40ヵ月ぐらいの期間についての動きをみる必要がでてくる。1963年を対象として考察するので、ここでは、その前後の年すなわち1962年と1964年との2年間を対象として取り上げてみることにした。つぎの第5・5表は3年間にわたる付加価値額を産業部門ごとにしめたものである。対象企業は1962年のみ従業員4人以上であるが、その他の年については10人以上となっている。以下においてはすべてそうなるわけであるが、念のため1963年と1964年について4人以上と10人以上についての数値を比較してみたが、あまり大きい違いはなかった。さらに後に付加価値額を生産額で割って付加価値率をだすけれども、それについても同様のチェックをおこない、産業部門別の付加価値率にそれほど食い違いのないことが

第5・5表 産業部門別付加価値

順位	産業分類	1962年	1963年	1964年
1	21 衣服 その他の繊維製品	84,815.9	104,809.0	109,208.8
2	23 家具・装備品	88,526.9	90,364.7	101,960.9
3	29 皮革・革・同製品	31,519.9	35,225.0	38,519.4
4	37 精密その他機械	105,195.3	128,047.7	140,330.4
5	18 食料品	606,763.9	673,650.0	700,406.1
6	39 その他	186,782.4	225,933.1	265,189.0
7	33 金属製品	364,642.3	404,774.0	464,717.1
8	36 輸送用機械器具	593,358.0	682,209.2	827,265.5
9	20 織維(21を除く)	564,782.7	620,657.9	650,299.9
10	35 電気機械器具	775,665.7	780,142.1	885,136.2
11	34 機械(35を除く)	761,483.7	782,624.7	882,453.8
12	26 化学製品	679,142.1	830,042.2	980,433.5
13	30 煉業・土石製品	322,072.8	366,831.2	417,003.4
14	27 石油製品・石炭製品	66,945.9	82,508.9	87,932.8
15	32 非鉄金属	173,612.8	179,802.2	231,085.9
16	31 鉄鋼	417,353.8	482,150.7	659,580.3
17	28 ゴム製品	113,042.4	131,152.8	142,830.0
18	22 木材・木製品(家具を除く)	207,719.1	199,134.4	228,546.3
19	24 パルプ・紙・紙加工品	221,889.5	271,262.2	315,139.2
20	25 出版・印刷・同関連業	291,547.5	357,662.0	397,390.7

[資料出所] 通産大臣官房調査統計部,『工業統計表』1962年~1964年より計算。単位は100万円。

第5・6表 産業部門別生産額

順位	産業分類	1962年	1963年	1964年
1	21 衣服その他の繊維製品	266,672.2	329,520.7	344,688.2
2	23 家具・装備品	236,079.2	231,372.9	273,663.1
3	29 皮革・同製品	109,832.8	113,441.9	119,247.4
4	37 精密その他機械	262,897.9	304,377.2	332,086.5
5	18 食料品	2,477,919.1	2,697,448.4	2,994,323.8
6	39 その他	534,010.7	622,680.2	767,028.1
7	33 金属製品	921,684.0	977,002.1	1,167,434.2
8	36 輸送用機械器具	1,884,056.6	2,050,404.7	2,579,171.1
9	20 織維(21を除く)	2,037,232.1	2,181,157.6	2,341,654.0
10	35 電気機械器具	1,976,155.1	1,963,137.5	2,359,560.1
11	34 機械(35を除く)	1,880,361.5	1,893,420.0	2,237,099.4
12	26 化学製品	1,876,087.4	2,165,481.0	2,573,527.0
13	30 煉業・土石製品	739,540.8	824,990.9	945,359.5
14	27 石油製品・石炭製品	489,411.2	595,648.7	676,863.1
15	32 非鉄金属	780,429.4	829,607.9	1,046,496.1
16	31 鉄鋼	1,933,176.8	2,118,136.1	2,675,831.3
17	28 ゴム製品	302,953.5	340,143.7	369,551.8
18	22 木材・木製品(家具を除く)	746,494.2	718,235.8	801,713.4
19	24 パルプ・紙・紙加工品	777,467.5	898,669.1	1,046,489.1
20	25 出版・印刷・同関連業	562,041.3	693,420.3	798,086.7

〔資料出所〕 第5・5表におなじ、単位は100万円。

発見されたことを付言しておきたい。

この表は付加価値額が産業部門ごとにかなり異なっていることをしめしているが、さらに、この3年間にほとんどすべての部門において付加価値が増大している。しかし、その上昇率は部門ごとに異なっている。ただし、このままでは関税率の配列と比較するわけにはゆかないので生産額でもって除した生産額1単位あたりの付加価値率をとってみることにする。つきの第5・6表は生産額の動きを同じ3年間についてとてみたものである。この第5・6表の数値でもって第5・5表の対応する数値を除したものが産業部門別の付加価値率と定義すると、それは第5・7表にしめすとくになる。

この付加価値率をみてみると、その大きさの順位にかなりの変動がみられるかと思われたが、その順位に全く変化がみとめられなかった。そこで、その付加価値率を関税率の産

業部門別の配列と対比させてみることにした。いま、さきの言及にしたがって、これら三つの期間についての数値の平均値をとってみると、つきの第5・8表のようになる。これは関税率の平均値を上からその大きさの順序に並べたものであるが、それぞれの産業部門の付加価値率を右欄に記載してある。

この表でみるとかぎり、平均関税率と付加価値率との産業部門別の配列の間には特別の関連はないださないようである。どの程度まで関連があるかを見る一つの方法は順位相関を計算してみることであり、もう一つの方法はもうすこし統合をすすめてグループ別の平均をとってみることである。そこで、まず後者の方法によってみてみることにしよう。つきの第5・9表はサンプルを上位から1~6, 7~12, 13~19の三つのグループにわけ、それぞれについて関税率の平均と付加価値率の平均との二つを計算してみたものである。

関税政策と所得分配(渡部)

第5・7表 産業部門別付加価値率

順位	産業分類	1962年	1963年	1964年
1	21 衣服その他の繊維製品	31.8053	31.8065	31.6834
2	23 家具・装備品	37.4988	39.0559	37.2578
3	29 皮革・同製品	28.6981	31.0511	32.3021
4	37 精密その他機械	40.0137	42.0688	42.2572
5	18 食料品	24.4868	24.9736	23.3911
6	39 その他	34.9773	36.2840	34.5736
7	33 金属製品	39.5626	41.4302	39.8067
8	36 輸送用機械器具	31.4936	33.2719	32.0749
9	20 織維(21を除く)	27.7230	28.4554	27.7710
10	35 電気機械器具	39.2513	39.7396	37.5128
11	34 機械(35を除く)	40.4967	41.2251	39.4463
12	26 化学製品	36.1999	38.3306	38.0969
13	30 煉業・土石製品	43.5504	44.4649	44.1106
14	27 石油製品・石炭製品	13.6789	13.8519	12.9912
15	32 非鉄金属	22.2458	21.6732	22.0819
16	31 鉄鋼	21.5890	22.7630	24.6495
17	28 ゴム製品	37.3134	38.5581	38.6495
18	22 木材・木製品(家具を除く)	27.8259	27.7255	28.5072
19	24 パルプ・紙・紙加工品	28.5400	30.1849	30.1139
20	25 出版・印刷・同関連業	51.8730	51.5794	49.7929

[資料出所] 第5・5表におなじ。

この表にみるとおり、関税率は当然のことながらグループの上から順次に小さくなっているが、付加価値率はかならずしもそれに対応していない。表から明らかなように、7～12のグループにおける付加価値率がもっとも高くなっているので、第1位のグループと第2位のグループとの間に逆転がみいだされる。ただし、最下位のグループについては関税率も低いかわりに付加価値率も低いという結果がでている。このようになった理由としては何が考えられるであろうか。付加価値率の動きは付加価値と生産額との比率であるために賃金率と利子率と単位価格との変動によって影響をうけるが、この3年間についてみると、付加価値率が一貫して逆転しているところをみると、景気変動過程におけるこれら賃金率や単位価格の変化が影響しているとは思われない。そうすると、残るのは、この第1グループ(1～7)は関税の上では、もっ

とも保護されているにもかかわらず、付加価値率が第2グループ(8～13)よりも低いのは、その高い関税保護にもかかわらず、なお、保護の程度が低いということをしめす。この第1グループに入っているものは、大体において労働集約的な生産物であるといってよいであろうから、上記のことは労働集約的な生産物は関税率が高いにもかかわらず、その保護の程度は第2グループに劣っているのではないかという疑いをもたせるに充分である。なお、第2グループにはいっているものの大部分がいわゆる重化学工業製品であることは充分に留意に値する現象である。

[6] 現行関税の保護効果

6・1 産業部門別の有効保護率

日本の現行関税の有効保護率を計算するためには、それぞれの産業部門の生産物1単位

第5・8表 関税率と付加価値比率

順位	産業分類	平均 関税率	平均付 加価値 比率
1	21 衣服その他の繊維製品	25.179	31.761
2	23 家具・装備品	23.889	37.896
3	29 皮革・同製品	23.333	30.732
4	37 精密その他機械	23.258	41.538
5	18 食料品	23.226	24.246
6	39 その他	22.192	35.239
7	33 金属製品	20.244	40.251
8	36 輸送用機械器具	19.126	32.284
9	20 繊維(21を除く)	18.116	27.984
10	35 電気機械器具	17.749	38.752
11	34 機械(35を除く)	16.737	40.336
12	26 化学製品	16.609	37.635
13	30 窯業・土石製品	14.936	44.062
14	27 石油製品・石炭製品	14.737	13.473
15	32 非鉄金属	14.423	22.002
16	31 鉄鋼	13.942	23.176
17	28 プラスチック製品	13.696	38.219
18	22 木材・木製品(家具を除く)	12.663	28.035
19	24 パルプ・紙・紙加工品	12.546	29.688
20	25 出版・印刷・同関連業	4.615	50.965

(資料出所) 関税率は『実行関税率表』により、付加価値比率は『工業統計表』によった。いずれもパーセント表示で、1962年～1964年の平均値である。
付加価値比率は付加価値額を生産額でわったものである。

あたりの投入係数を利用しなければならない。すでに述べたように、他に包括的な投入に関する資料がえられないので1963年の産業連関表を用いた。この計算にあたっては、できるだけ詳細な分類を使用することが望ましいのであるが、153部門表が利用しうるもっとも詳細な表なので、この153部門表の中から鉱工業生産部門を中心とし、可能なかぎり多くの部門を取り出し、それぞれの部門について有効保護率を計算した。

この表について若干の説明をしておく必要がある。156部門のなかには当面の分析にとってあまり関係がないので取り上げなくてもよいと思われるいくつかの部門がある。その代表的なものはサービス生産部門である。た

第5・9表 関税率と付加価値率とのグループ別対比

年次	グループ別	関税率(1)	付加価値率(2)
1962	1～6	23.520	39.913
	7～12	18.086	35.788
	13～19	13.859	27.821
1963	1～6	23.517	34.207
	7～12	18.095	37.076
	13～19	13.841	28.460
1964	1～6	23.502	33.578
	7～12	18.109	35.785
	13～19	13.847	28.729
平均	1～6	23.513	33.569
	7～12	18.097	36.207
	13～19	13.849	28.379

[資料出所] 第5・8表による。
数値はいずれもパーセント表示。

とえば農業サービス(No. 9)、自動車修理(No. 114)、住宅新建築(No. 122)～その他の対個人サービス(No. 152)がそれである。これらの部門の数値は産業連関表に投入係数が計算されてあるために、それに応じて機械的に計算してみたということ以上の意味はない。サービス生産物は輸出入の対象とならない品目だからである。したがって、以下の考察では、このサービス生産物は除外してゆくことにしたい。

さらに付け加えておきたいことの一つは、数値の計算結果がどうしてもおかしいことがある。これは、たとえば屠殺(No. 25)、精穀・製粉(No. 30)などであるが、これらは結果がおかしいので、除外しておく方がよい。また、生産物が特殊なので、やはり除外した方がよいと思われるものに、染色整理(No. 49)、印刷・出版(No. 62)、鉄屑(No. 88)などの部門である。これについては改めて説明をつける必要はないであろう。

関税率は各種の品目ごとにかなり詳細に規定されているわけであるが、これらの分類は関税率表に記載されているとおりである。こ

関税政策と所得分配(渡部)

第6・1表 名目保護率と有効保護率(日本:1963年)

産業部門	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) 投入に対する加重平均 関税率	(4) (2) (1)	(5) (2)-(1)
1 米 麦	.195	.231	.069	1.186	.036
2 その他の耕種作物	.045	.039	.058	.856	-.006
3 果 樹	.284	.374	.087	1.316	.090
4 工芸作物(繊維用を除く)	.023	.011	.053	.476	-.012
5 繊維用工芸作物	.000	-.014	.049	*	-.014
6 家畜・家禽(繊維用除く)	.011	-.044	.042	-4.011	-.055
7 繊維用家畜・家禽	.000	-.184	.099	*	-.184
8 養 蚕	.003	-.004	.032	-1.242	-.007
9 農業サービス	.000	-.026	.023	*	-.026
10 育林・特殊林・産物	.036	.036	.036	.999	.000
11 薪 炭 製 造	.000	-.019	.040	*	-.019
12 伐 木	.000	-.118	.040	*	-.118
13 狩 業	.004	-.010	.081	-2.480	-.014
14 海 面 漁 業	.106	.104	.110	.982	-.002
15 捕 鯨 業	.085	.083	.090	.971	-.002
16 内水 面 漁 業	.100	.093	.114	.928	-.007
17 原料炭その他の石炭・豆炭	.000	-.023	.043	*	-.023
18 鉄 鉱 石	.000	-.021	.041	*	-.021
19 非鉄金属鉱物	.001	-.029	.050	-29.230	-.030
20 原 油	.111	.122	.085	1.103	.011
21 天 然 ガ ス	.200	.260	.044	1.301	.060
22 土 石 採 取 業	.000	-.013	.036	*	-.013
23 原 塩	.000	-.022	.023	*	-.022
24 その他の非金属鉱物	.014	.004	.037	.278	-.010
25 屠 犀	.039	4.634	.016	118.833	4.595
26 肉 制 品	.090	.356	.058	3.953	.266
27 酪 農 品	.313	1.472	.081	4.702	1.159
28 野 菜・果 実・加 工	.322	.768	.193	2.385	.446
29 水 産 加 工	.200	.538	.117	2.689	.338
30 精 製 粉	.112	-31.089	.180	-277.578	-31.201
31 パ ン・菓 子	.389	.729	.281	1.874	.340
32 砂 糖	.780	1.155	.602	1.481	.375
33 その他の食料品	.111	.205	.080	1.844	.094
34 配 合 飼 料	.000	-.467	.066	*	-.467
35 酒 飲	.453	.618	.122	1.365	.165
36 清涼飲	.248	.341	.194	1.376	.093
37 煙草	.000	-.012	.045	*	-.012
38 製 織	.070	.315	.008	4.506	.245
39 綿 紡	.001	-.021	.010	-20.625	-.022
40 毛 紡	.006	-.043	.017	-7.107	-.049
41 麻 紡	.000	-.063	.024	*	-.063
42 ス フ 紡	.248	.657	.135	2.647	.409

関税政策と所得分配(渡部)

産業部門	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) 投入に対する加重平均 関税率	(4) (2) (1)	(5) (2) - (1)
43 合成繊維紡	.250	.578	.166	2.310	.328
44 絹・人絹織物	.193	.627	.180	3.249	.434
45 綿・スフ織物	.098	.386	.044	3.939	.288
46 合成繊維織物	.159	.148	.160	.929	-.011
47 毛織物	.188	.935	.035	4.974	.747
48 麻織物	.034	.181	.005	5.329	.147
49 染色整理	.000	-.157	.128	*	-.157
50 メリヤス製品	.277	.775	.114	2.798	.498
51 ロープ漁網	.192	.479	.108	2.496	.287
52 その他の繊維製品	.223	.615	.073	2.758	.392
53 履物	.198	.450	.130	2.272	.252
54 衣服・身廻品	.271	.761	.133	2.808	.490
55 繊維製既製品	.256	.806	.095	3.147	.550
56 建材合板	.005	-.008	.010	-1.610	-.013
57 その他の木製品	.040	.085	.026	2.114	.045
58 家具	.202	.399	.090	1.975	.197
59 パルプ	.050	.126	.021	2.526	.076
60 紙	.183	.639	.048	3.490	.456
61 紙製品	.007	-.352	.103	-50.317	-.359
62 印刷・出版	.005	-.167	.135	-33.372	-.172
63 製革・毛皮	.183	.827	.056	4.518	.644
64 革製品	.245	.594	.141	2.425	.349
65 ゴム製品	.130	.210	.090	1.618	.080
66 無機基礎化学薬品	.094	.222	.036	2.357	.128
67 有機基礎化学薬品	.152	.244	.117	1.604	.092
68 合成染料	.206	.392	.111	1.901	.186
69 爆薬	.152	.257	.074	1.689	.105
70 化学繊維原料	.150	.343	.070	2.288	.193
71 合成繊維原料	.206	.299	.146	1.449	.093
72 合成樹脂	.210	.422	.104	2.008	.212
73 化学肥料	.000	-.215	.051	*	-.215
74 その他の基礎薬品	.149	.307	.070	2.063	.158
75 動植物油脂	.102	.371	.046	3.640	.269
76 塗料	.203	.407	.142	2.007	.204
77 医薬品	.194	.383	.067	1.975	.189
78 その他の化学薬品	.222	.574	.098	2.587	.352
79 石油製品	.134	.167	.100	1.247	.033
80 石炭製品	.059	.300	.014	5.080	.241
81 防腐加工品	.053	.197	.028	3.719	.144
82 建設用土石製品	.145	.257	.050	1.774	.112
83 ガラス製品	.198	.334	.070	1.686	.136
84 陶磁器	.130	.203	.043	1.559	.073
85 セメント	.100	.239	.030	2.392	.139

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

産 業 部 門	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) 投入に対する加重平均 関税率	(4) $\frac{(2)}{(1)}$	(5) $(2)-(1)$
86 その他 土石・製品	.104	.172	.060	1.650	.068
87 鋼 鉄	.098	.375	.025	3.829	.277
88 鉄 屑	.000	.000	.000	*	.000
89 フエロ・アロイ	.099	.307	.024	3.096	.208
90 鋼	.127	.429	.062	3.378	.302
91 熱間圧延鋼材	.144	.144	.141	1.003	.000
92 鋼 管	.147	.210	.133	1.431	.063
93 冷間仕上及び鍛鋼材	.147	.268	.127	1.821	.121
94 鋳鍛・鋼品	.200	.482	.087	2.410	.282
95 非鉄金属属	.064	.197	.024	3.073	.133
96 伸 鋼 品	.225	.803	.064	3.567	.578
97 アルミニウム圧延	.209	.628	.061	3.007	.419
98 その他の非鉄金属一次製品	.047	-.007	.064	-.146	-.054
99 建設用金属製品	.155	.197	.126	1.268	.042
100 その他の金属製品	.087	.056	.108	.645	-.031
101 原動機ボイラ	.154	.253	.117	1.642	.099
102 工作金属加工機械	.167	.231	.123	1.384	.064
103 農業機械	.160	.216	.134	1.350	.056
104 一般産業機械及び装置	.150	.196	.125	1.308	.046
105 事務用機械	.150	.202	.115	1.346	.052
106 民生用機械	.154	.171	.144	1.113	.017
107 機械汎用部品	.192	.311	.117	1.622	.119
108 重電機器	.214	.352	.148	1.643	.138
109 民生用電気機品	.174	.255	.145	1.465	.081
110 その他の軽電機品	.193	.316	.132	1.638	.123
111 造船	.124	.116	.129	.934	-.008
112 鉄道車輛	.150	.208	.085	1.388	.058
113 自動車	.370	.796	.181	2.150	.426
114 自動車修理	.000	-.715	.213	*	-.715
115 自動自転車・自転車	.243	.521	.158	2.144	.278
116 航空機	.150	.181	.093	1.207	.031
117 その他の輸送機械	.185	.292	.155	1.579	.107
118 精密機械	.156	.244	.092	1.564	.088
119 光学器具	.258	.390	.157	1.511	.132
120 時計	.278	.452	.165	1.627	.174
121 その他の製造業	.212	.398	.125	1.879	.186

の分類は当然のことながら産業連関表の分類と著しく異なっている。そこで、再度、ここでも、関税率表の分類を産業連関表の分類にくみかえ、その上でそれぞれの産業部門の平均関税率を計算した。この計算結果が第6・1

表の(1)欄の名目保護率であり、さきの式で t_j ($j=1, 2, \dots, q$) としめされたものである。また、(2)欄は、さきのモデルによる有効保護率(g_j)の計算結果である。(3)欄は投入財の関税率をそれぞれの部門の投入係数をウェイト

として加重平均をとったものであり、 \bar{t}_f で示されたものである。ただし、投入財の関税率そのものはすでに産業連関表の産業分類表にしたがってアグリゲートされたものであることはいうまでもない。

有効保護率の計算結果は次の第6・1表に示すとおりである。付加価値に対する保護の程度は、部門によってかなりの相違がある。名目上の保護率の最も高いものが実質的に最も高いとはかぎらない。たとえば、砂糖は酪農品よりも名目上ではより強く保護されているけれども、実質的には、酪農品の方が砂糖よりも強く保護されている。また、ごく少数ではあるが、関税による保護があるにもかかわらず、実質的には有効保護率がマイナスになっている部門もある。関税がゼロかまたは、ほとんどゼロに近いいくつかの部門(原料、紡績など)は、単に特別に保護されていないというだけでなく、それらの部門にとっては、実質的にはマイナスの保護が加えられているのである。また、さらに、麻織物や石炭製品のように関税率そのものは小さくても、その保護率が実質的には5倍強になっている部門もあれば、関税率そのものはきわめて高いが、その有効保護率の倍率の小さいものもある。

もっとも、この場合、倍率よりはむしろ有効保護率が名目保護率をどの程度上回っているかということの方が意味を持つかもしれない。そこで、各部門ごとに、有効保護率と名目保護率との差をとってみると、第6・1表の(5)欄のようになる。この(5)欄でマイナスの符号を持つものは有効保護率が名目のそれよりも小さいものを指している。原油と天然ガスを除いた鉱物性原料(No. 19), 配合資料(No. 34), 煙草(No. 37), 綿毛麻の紡績(No. 39～No. 41), 建材合板(No. 56), 紙製品(No. 61), 化学肥料(No. 73), 非鉄金属第1次製品(No. 98), 造船(No. 111)となっている。このうち、有効保護率がプラスの値を示しているのは合成繊維織物であり、その他はすべてマイナス

となっている。この合成繊維織物の名目保護率と有効保護率との差はきわめて少ないので、これを除外すると、名目保護率が有効保護率を上回っているのは後者がマイナスのものだけということになる。項目的にみてこの大部分が日本で不足している鉱物性原料であり、また繊維原材料であることは興味深い。なぜならこれらの原材料部門にマイナスの保護が加えられているということは、それらを使用する部門にとっては有利な条件が与えられていることを意味している¹⁾。

いま、すでに前節において、生産段階別の関税率を示しておいたが、ここでこの第6・1表に基づいて同様の分類をとってみることにしよう。

そこで、これらの生産部門を、一応、原料生産部門と生産財部門と消費財部門とにわけ、さらに生産財部門を比較的に中間財に近いものと完成財に近いものとにわけて、各産業部門を分類してみるとつきの第6・2表のようになる。これらの部門への配分にあたっては、ある程度の問題は残るけれども、大体において承認しうるであろうと思われる。これらの各部門について名目保護率と有効保護率のそれぞれについて平均値を計算してみると、つきの第6・3表のようになる。

これは、きわめて興味深い事実をしめしている。それは、日本の関税の生産段階別の構成は有効保護率の構成に比べると、その較差が大きいということである。原料段階と消費財段階における名目保護率は、それぞれ0.031と0.216であるから、その開きは0.185である。それに対し、有効保護率の場合には、それぞれ0.008と0.446となっているから、その開きは実に0.438となっている。

このことは、日本の産業部門の中でも加工段階の高い部門は二重の意味で保護を受けていることを示している。一方において原料段階の部門は実質的にはほとんど何らの保護を受けないということによって、他方、その部

門の生産物に対して相対的に高い関税率を適用されているということによって——すなわち、投入と産出の両側面から——加工段階の高い部門は保護を受けているのである。

6・2 有効保護率と名目保護率との対比

ここで、有効保護率と名目保護率とをグラフの上で対比してみよう。つぎの第6・1図は横軸に名目保護率をはかり、縦軸に有効保護率をはかって、両者を対比させたものである。酪農品 (No. 27), 砂糖 (No. 32) が有効保護率がかなり高くて一般的傾向からはずれていることと、名目保護率がほとんどゼロであるようないくつかの部門において有効保護率がマイナスとなっている。これは、さきの有効保

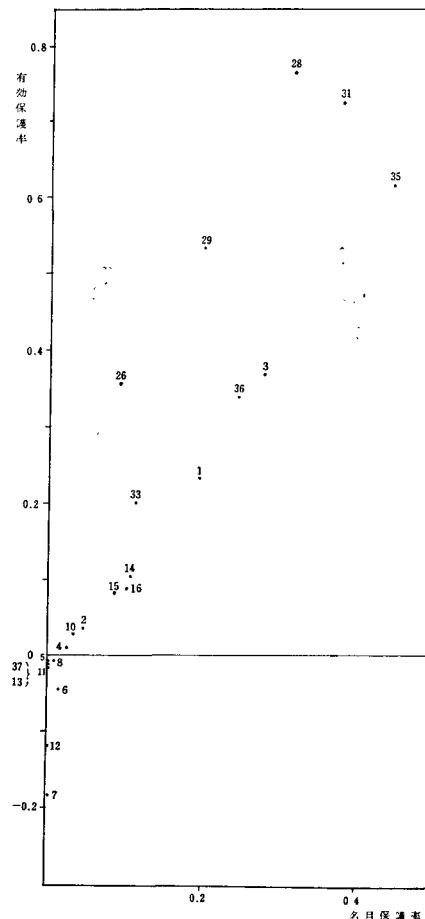
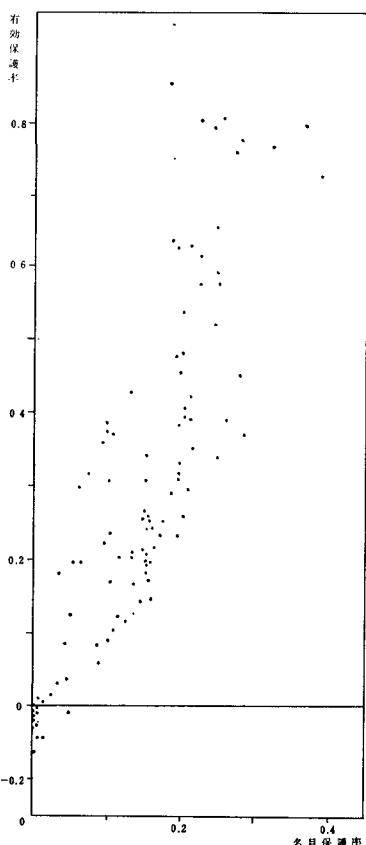
護率の定義からしての必然的な結果であるが、ここに入っていて極端に下方にある配合飼料 (No. 34), 紙製品 (No. 61), 化学肥料 (No. 73), 印刷・出版 (No. 62), 繊維用家畜家禽 (No. 7), 染色整理 (No. 49), 伐木 (No. 12) なども一般的な傾向からはずれている。そこで、これらの一般的な傾向からはずれていると思われるものを除いて二つの保護率の間にどのような関係があるかをみてみるとつぎのようになる。

$$g_j = 0.018 + 1.846 t_j \quad r=0.859 \quad (6.1)$$

(0.107)

これは、データ全体についてとられたものであるので、さらにこれらを、(1)農林水産お

第6・2図 名目保護率と有効保護率(食料品)



および食料品、(2)鉱業品、(3)軽工業品、(4)重化学工業品の四つのグループにわけて考察してみよう。

(1) 農林水産・食料品関係

このグループにおける名目保護率と有効保護率との関係は第6・2図にしめされている。これは一見して明らかなどく、かなり明瞭な相関関係が両者の間にみられる。やはり、No. 7, No. 12, No. 27, No. 34 の四つの部門は一般的な傾向からはずれている。これらを除いて相関をとってみると、

$$g_j = 0.001 + 1.519 t_j \quad \bar{r} = 0.946 \quad (0.119)$$

となっている。

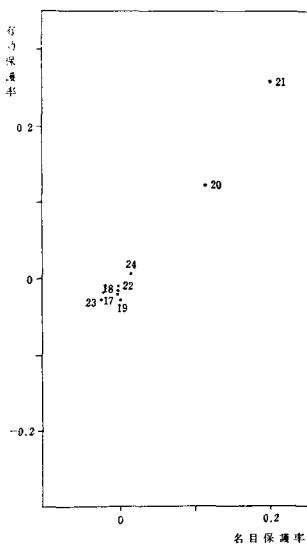
(2) 鉱業品関係

このグループについて同じくグラフを画いてみると、第6・3図のようになる。名目保護率と有効保護率との間の相関をとってみると、

$$g_j = -0.053 + 1.383 t_j \quad \bar{r} = 0.998 \quad (0.004)$$

となる。このグループにはいる部門の数がすくないので、結果の評価については他のグループの場合に比較して問題はあるが、それでも、かなり明瞭で、きれいすぎるぐらい

第6・3図 名目保護率と有効保護率(鉱業品)



の相関が見いだされる。

(3) 軽工業品関係

グラフは第6・4図にしめされている。一般的傾向からはずれていると思われる No. 47, No. 61, No. 63 を除いて名目保護率と有効保護率との間の相関をとってみると、

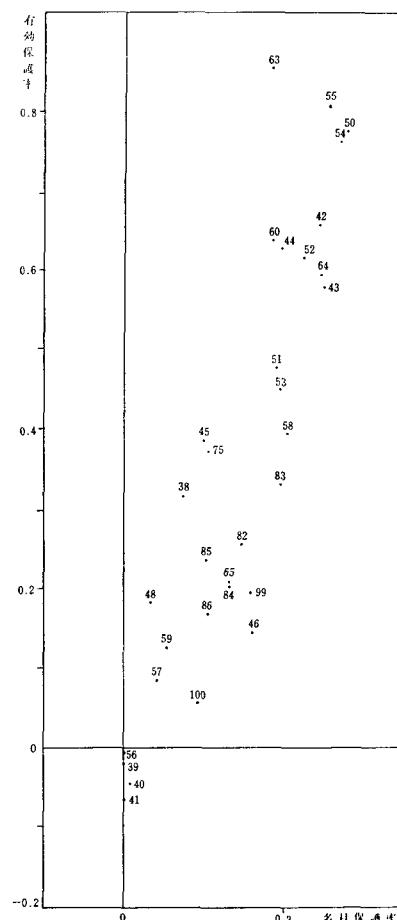
$$g_j = -0.036 + 2.677 t_j \quad \bar{r} = 0.899 \quad (0.237)$$

となる。前の二つのグループにくらべると、すこし相関が低下するけれども、かなり有意である。

(4) 重化学工業品関係

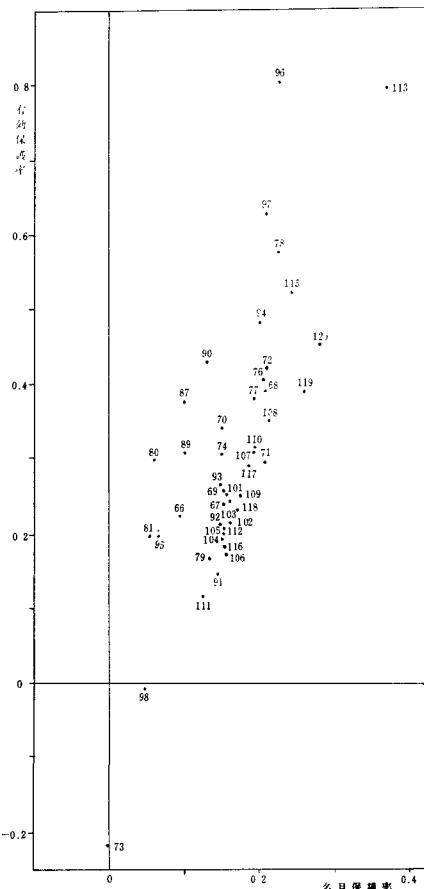
グラフは第6・5図にしめされる。一般的傾向よりはずれていると思われる No. 96, No.

第6・4図 名目保護率と有効保護率(軽工業品)



関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

第6・5図 名目保護率と有効保護率(重化学工業品)



73を除いて、二つの保護率の間の相関をとつてみると、

$$g_j = 0.015 + 1.778 t_j \quad r = 0.736$$

(0.249)

となる。相関関係は、いくらか低下するが、これは、このグループにふくまれる産業部門の数が多いためであろう。数が多いばかりではなく、かなり異質の産業部門が、ここにはいっている。そのため、関税保護のもつ効果の上で、かなり相違のあるものが含まれることになり、その結果、データの散らばりが、いくらか大きくなつたためであろう。

これらを総括してみると、いずれも相関は有意であり、係数の安定性がたかい。いま、

第6・2表 部門の統合

部 門	統 合 さ れ た 部 門 番 号
原 料	5, 4, 7, 12, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 59, 75
生産財(1)	38, 39, 40, 41, 42, 43, 56, 57, 63, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 76, 79, 80, 81, 82, 85, 87, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100
生産財(2)	44, 45, 46, 47, 48, 60, 64, 65, 78, 86, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 116, 117, 118
消 費 財	50, 51, 52, 53, 54, 55, 58, 61, 77, 83, 84, 109, 110, 113, 115, 119, 120

[資料出所] 第6・1表による。

第6・3表 生産段階別の有効保護率

部 門	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) (2)-(1)
1. 原 料	0.031	0.008	-0.023
2. 生 産 財	0.137	0.296	0.159
生産財(1)	0.123	0.280	0.157
生産財(2)	0.159	0.323	0.164
3. 消 費 財	0.216	0.446	0.230

[資料出所] 第6・1表による。

軽工業と重化学工業とを比較してみると、名目保護率にかかる係数は重化学工業における方が軽工業におけるよりも小さい。このことは名目保護率すなわち関税率の上昇が有効保護率を引き上げる効果は重化学工業における方が大きいことをしめしている。また、重化学工業における常数項がプラスであり、軽工業における常数項がマイナスであるということから、当然つぎのようになる。前者においては、名目保護率すなわち関税率の上昇とともに、名目保護率にたいする有効保護率の比率が、したいに小さくなってくることになり、後者においては、名目保護率にたいする有効保護率の比率が関税率の上昇とともにしだいに大きくなってくることになる。農林水産・

食料品グループと鉱業品グループにおいては、前者では二つの保護率の比率は関税率の上昇とともにしだいに小さくなつてゆくのにたいし、後者では、関税率の上昇とともに、二つの保護率の比率は、しだいに大きくなつてゆく。

しかし、ここで別な見方ができる。たとえば、上の相関式の常数項はプラスとマイナスの符号をもつているけれども、いずれも常数項がほとんどゼロに近い。したがって、名目保護率にかかる係数は、二つの保護率の間の一種の平均比率をあらわしている。そのことは、その大きさの順位にしたがって、それぞれのグループの関税保護の相対的有効性が推測されるということを意味している。その値が鉱業品において低く、軽工業品において高くなっているのは興味深いことである。

[注]

- 1) クライニン [10] は名目上の保護率をあらわす関税率が有効保護率と食い違つてゐるところが、関税率にたいする輸入弾力性を不正確ならしめてしまう理由であるといつてゐる。この点の強調を確認するためには、かなり緻密な実証分析を必要とする。筆者は日本に関して、この点を考慮の対象とした分析をつぎの機会に行なうつもりである。

[7] 関税保護効果の国際比較

7・1 日本とアメリカとの対比

それでは、他の国の名目保護率と有効保護率との関係は、どのようになつてゐるであろうか。本来なら、いくつもの国について、この計算をおこなつてみなければ、国際比較による日本の位置づけというの是不可能なのであるが、ここでは、まず、すでに行われているベースビの結果を日本との対比に利用することにしたい¹⁾。このベースビの有効保護率の計算表では、産業部門がかなり細かく、その上、データがえられるものについてだけ計

算がおこなわれている。これは付表7・1にしめされている。そこで、そのままの分類では日本のものと比較することができないので、適当に統合して日本のものと比較しうるよう構成しなおした。そのため、日本の方についてても、やはり適当に統合せざるをえなかつた。その場合、統合された部門における保護率は、すべて単純に平均値をとることにした。これはデータの性質上、やむをえないことである。

なお、ベースビの有効保護率の計算は1958年の『工業センサス』のデータを中心として計算されている。したがつて、日本のケースについてのように、産業連関表を用いたものではない。後にふれるフランスの有効保護率の計算は産業連関表に基いてゐる。そのような視点からみると、一見したところ、比較可能性という点から、すこし問題があるわけである。それは何といつても採用品目が産業連関表を使用したときのように網羅的ではありえないからである。それにもかかわらず、採用品目が製造工業の品目に集中しており、かつ、かなり詳細なので、この製造工業品目に關して、ある程度まで信頼できる比較が可能となるであろう。もちろん、アメリカにも産業連関表があるから、それを用いればよいのであるが、じつは、さらに厄介な問題がある。それは産業連関表の方ではなくて関税率に關してである。アメリカの関税体系がひどく複雑なために、分析にうまく利用できない状態になつてゐる。日本のように大部分が単純な従価税になつていればよいが、そうではない。そのため採用品目におのずから限界がでてくることになる。

その結果、名目保護率は、それぞれつぎの第7・1表および第7・2表のようになる。アメリカについて、かなり数値の得られないところもあるが、そのままの状態で、比較可能なものの大小関係をみてみると、つぎのようになる。名目関税率がアメリカよりも高いもの

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

第7・1表 日本とアメリカの名目保護率の対比

産業分類	日本	アメリカ
22 織物	13.0	31.0
23 メリヤス	27.7	27.2
24 衣類	27.1	24.4
29 木製品	8.2	22.2
32 紙・紙製品	8.0	9.5
36 皮革製品	24.5	33.3
38 プラスチック	21.0	
39 合成物質	17.8	11.1
40 その他化学品	12.3	
48 銑鉄	9.9	
49 鋼鉄	12.7	8.1
50 圧延	14.4	
54 非鉄金属	6.4	9.6
55 鑄鍛	20.0	16.1
57 農業機械	16.0	0.1
58 一般機械	16.3	10.8
59 電気機械	19.7	18.7
64 自転車	24.3	17.5
65 航空機	15.0	12.5
66 精密機械	23.0	29.8

〔資料出所〕日本の数値は第6・1表により計算し、アメリカの数値は付表7・1より計算した。
なお保護率はパーセント表示である。

は14部門もあるが、アメリカよりも低いものは6部門にしかすぎない。これにたいし、有効関税率についても、ほとんど同じである。いずれにしても日本の方が、名目保護率においても、有効保護率においても、高いものの数が多いようである。この点をさらによくみるには、保護率の平均値をとってみるとよい。

いま、日本とアメリカとの名目保護率と有効保護率との平均値(ただし単純平均)をとつてみると、つきの第7・3表のようになる。

これは名目保護率についても有効保護率についても日本はアメリカよりも高いことを示している。しかし、興味あることは、日本の有効保護率は名目保護率の場合に比較してアメリカよりも相対的に高いということである。いいかえると、日本の付加価値保護は、実質的にはアメリカよりも高いのである。

第7・2表 日本とアメリカの有効保護率の対比

産業分類	日本	アメリカ
22 織物	45.6	77.1
23 メリヤス	77.5	61.1
24 衣類	76.1	39.1
29 木製品	15.9	49.0
32 紙・紙製品	13.8	25.0
36 皮革製品	59.4	68.6
38 プラスチック	42.2	
39 合成物質	32.1	14.7
40 その他化学品	23.3	
48 銑鉄	34.1	
49 鋼鉄	42.9	12.2
50 圧延	14.4	
54 非鉄金属	19.7	19.2
55 鑄鍛	48.2	30.4
57 農業機械	21.6	-7.6
58 一般機械	22.2	13.3
59 電気機械	30.8	30.8
64 自転車	52.1	34.3
65 航空機	18.1	18.0
66 精密機械	36.2	66.2

〔資料出所〕第7・1表による。

第7・3表 名目保護率と有効保護率の平均値
(日本とアメリカ)

	名目保護率	有効保護率
日本	17.0	36.7
アメリカ	16.0	30.3

〔資料出所〕第7・1表および第7・2表による。

7・2 日本とフランスとの対比

アメリカは、いろんな意味で、日本とはあまりにも格差の大きい国である。日本との対比にあたっては、さらに他の国をとってみることが望ましい。そこで、さらに参考のために、ヨーロッパ大陸からフランスを取りあげ、日本と対比してみることにしよう。E E C諸国は共通したフォームによる産業連関表を持っている²⁾。したがって、選択すべき国を特にフランスに限定すべき理由はないのであるが、ドイツやベルギーなどに比べてフランスは比較的に関税保護の程度が高い国なので、

関税政策と所得分配(渡部)

第7・4表 名目保護率と有効保護率(フランス:1959年)

順位	部門名	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) (2)-(1)
1	49 自動車製造・組立	0.528	0.792	0.264
2	21 織維製身廻品・帽子製造	0.467	0.729	0.262
3	46 電気機械器具製造業	0.465	0.588	0.123
4	22 被服製造・毛皮製造業	0.455	0.523	0.068
5	44 農業用機械・トラクター車	0.446	0.687	0.241
6	17 飲料製造業	0.442	0.569	0.127
7	52 精密機械時計光学機械写真用品	0.423	0.491	0.068
8	20 織維原料品加工仕上げ業	0.420	0.780	0.360
9	45 その他の非電気式機械	0.416	0.549	0.133
10	23 被服以外の織物製品	0.371	0.365	-0.006
11	30 皮革製品(靴を除く)	0.364	0.416	0.052
12	31 ゴム製品・石綿製品	0.361	0.403	0.042
13	38 ガラス製造業	0.356	0.418	0.062
14	35 化学品	0.355	0.425	0.070
15	34 その他の基礎化学薬品	0.350	0.445	0.095
16	48 鉄道車両	0.333	0.399	0.066
17	33 合成原料・人造織維	0.327	0.365	0.038
18	29 皮・毛	0.320	0.469	0.149
19	27 紙製品製造業	0.313	0.385	0.072
20	25 木製品・コルク製品	0.289	0.387	0.098
21	32 プラスチック加工	0.286	0.288	0.002
22	43 金属製品及び金属製家具	0.272	0.370	0.098
23	37 非金属製品製造業	0.261	0.301	0.040
24	5 鉄鉱石採掘業	0.250	0.274	0.024
25	8 建築原料鉱物窯業用土壌採掘業	0.250	0.291	0.041
26	42 鉄及び非鉄金属鋳物(機械類除く)	0.250	0.327	0.077
27	6 非鉄金属鉱石採掘業	0.230	0.257	0.027
28	11 肉以外の貯蔵用食品製造業	0.227	0.356	0.129
29	19 織維設備製造業	0.216	0.226	0.010
30	13 ココア・チョコレート・菓子製造業	0.200	0.268	0.068
31	40 鉄鋼業(ECSCによらないもの)	0.200	0.268	0.068
32	16 種々の食料品製造業	0.191	0.244	0.053
33	26 製紙業	0.179	0.275	0.096
34	9 建築用以外の鉱物採掘業	0.177	0.226	0.049
35	39 鉄鋼業(ECSCによるもの)	0.169	0.219	0.050
36	2 漁業・水産養殖業	0.155	0.160	0.005
37	24 木材・製材業	0.142	0.188	0.046
38	15 穀物製品製造・製パン業	0.099	0.111	0.012
39	28 印刷・出版業	0.093	0.029	-0.064
40	1 農業・畜産業・林業	0.079	0.060	-0.019
41	41 非鉄金属	0.064	0.056	-0.008
42	14 乳製品製造業	0.063	0.009	-0.054
43	51 航空機	0.056	-0.025	-0.081

関税政策と所得分配(渡部)

順位	部門名	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) (2)-(1)
44	12 精糖業	0.055	0.027	-0.028
45	3 採炭業	0.036	0.005	-0.031
"	10 製肉業, 肉罐詰製造	0.036	0.116	0.080
47	18 植物性及び動物性油脂	0.025	0.011	-0.014
"	36 石油精製・配給業	0.025	0.016	-0.009
49	4 コークス・ガス製造業	0.024	0.003	-0.021
50	7 石油・天然ガス採取業	0.000	0.006	0.006
"	47 船舶	0.000	-0.296	-0.290
"	50 自動車修理	0.000	-0.387	-0.387

日本と比較するのに一応適当した国の一つであると考えたのである。ただし、1959年についての産業連関表しか得られないで、対象年次は日本のそれと若干ずれる。フランスの名目保護率と有効保護率との産業別の一覧表は第7・4表に示されている。この表をみて気付くことは有効保護率がマイナスになっている部門は船舶と航空機産業のみであること、しかし、それに比べると有効保護率が名目保護率を下回っている部門は割合が多く存在し、しかも、その大部分は食品や原料ないし原材料に属していることである。

さらに、全体としてみた場合、やはり低い生産段階に属している生産部門では関税率は小さく、その高いところに属する生産部門では関税率は大きいという傾向がみられる。そのことは有効保護率についてもあてはまるようである。そこで、産業部門を原料、生産財および消費財の三つの部門に分け、それぞれ、名目保護率と有効保護率との平均値をとってみよう。第7・5表は、それを示す。日本

の場合と同様に、この表は生産段階に対応して保護率が明瞭にエスカレートしていることを示している。エスカレーションの程度は名目保護率よりも有効保護率の方が相対的に高くなっている。原料段階における保護率と消費財段階における保護率との差をとってみると、名目保護率の方では0.238、有効保護率の方では0.305となっている。それぞれ原料段階の名目保護率に対して153.5パーセント、173.3パーセントの増加となっている。

そこで、さらに、日本とフランスとの名目保護率と有効保護率を対比させてみよう。分類は、さきのアメリカの対比の場合と同じである。つぎの第7・6表と第7・7表がそれを示す。まず、名目保護率からみてみよう。フランスでは、やはり繊維関係は日本に比して、いちじるしく保護率が高い。よくみてみると、大部分の品目で、フランスの保護率の方が高くなっている。非鉄金属がかろうじて同じ水準である。それでは有効保護率はどうであろうか。今度は、事態がいくらか異なっている。皮革や同製品、プラスチック、自動車などにおいては、フランスと日本との大小関係は、名目保護率の場合にくらべ、まったく逆転していることがわかる。

そこで、さらに大胆な方法を採用して、日本とアメリカとフランスとの保護率を比較してみよう。その大胆な方法というのは、これまでの品目の統合をさらに押しすすめて、わ

第7・5表 生産段階別の保護率(フランス)

	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(2)-(1)
原 料	0.155	0.176	0.021
生 産 財	0.235	0.291	0.056
消 費 財	0.393	0.481	0.088

[資料出所] 第7・4表より計算、各部門の内容については、付表7・2をみられたい。

関税政策と所得分配(渡部)

第7・6表 日本とフランスの名目保護率の対比

産業分類	日本	フランス
21 紡糸	9.6	
22 織物	13.0	} 29.1
23 メリヤス	27.7	} 46.1
24 衣類	27.1	
29 木製品	8.2	21.6
32 紙・紙製品	8.0	24.6
35 皮革	18.3	32.0
36 皮革製品	24.5	36.4
37 ゴム製品	13.0	36.1
38 プラスチック	21.0	28.6
39 合成物質	17.8	32.7
40 その他化学品	12.3	35.0
45 非金属鉱物製品	12.0	26.1
46 ガラス製品	19.8	35.6
48 鋼鉄	9.9	
49 鋼鉄	12.7	} 17.3
50 圧延	14.4	
54 鉄金屬	6.4	6.4
57 農業機械	16.0	} 41.9
58 一般機械	16.3	
59 電気機械	19.7	46.5
60 船舶	12.4	0
61 鉄道車輛	15.0	33.3
62 自動車	37.0	52.8
65 航空機	15.0	5.6
66 精密機械	23.0	42.3

[資料出所] 日本の数値は第6・1表より計算し、フランスの数値は第7・4表より計算した。

すかに産業部門を11部門にまとめてしまうのである。こうして、名目保護率と有効保護率とを一表にまとめあげてしまった結果が、つぎの第7・8表である。

この表には、それぞれの国における各部門の保護率が示されているが、名目についてみると、フランスが日本よりも低いのは航空機部門のみであり、その他はことごとく日本より大きい。したがって、平均をとると、日本が100に対してフランスは177.1である。それに対して、アメリカの場合には94.1となって日本よりも低い。アメリカは化学工業製品や鉄鋼、精密機械を除いた他のすべての機械

第7・7表 日本とフランスの有効保護率の対比

産業分類	日本	フランス
21 紡糸	23.6	} 56.9
22 織物	45.6	
23 メリヤス	77.5	} 62.6
24 衣類	76.1	
29 木製品	15.9	28.8
32 紙・紙製品	13.8	33.0
35 皮革	82.7	46.9
36 皮革製品	59.4	41.6
37 ゴム製品	21.0	40.3
38 プラスチック	42.2	28.8
39 合成物質	32.1	36.5
40 その他化学品	23.3	44.5
45 非金属鉱物製品	21.8	30.1
46 ガラス製品	33.4	41.8
48 鋼鉄	34.1	
49 鋼鉄	42.9	} 24.5
50 圧延	14.4	
54 鉄金屬	19.7	5.6
57 農業機械	21.6	} 62.6
58 一般機械	22.2	
59 電気機械	30.8	58.8
60 船舶	11.6	-29.0
61 鉄道車輛	20.8	39.9
62 自動車	79.6	79.2
65 航空機	18.1	-2.5
66 精密機械	36.2	49.1

[資料出所] 第7・6表におなじ。

では低いが、いわゆる軽工業製品とみなされている生産物に対しては高い保護を与えていく。いかなる部門において、どの国が優位にあるかの一覧表については、付表7・3をみられたい。それに基いて、各国の産業部門が第1位から第3位までの三つのランクにそれぞれ幾部門だけ配置されているかみてみたのが、つぎの第7・9表および第7・10表である。

有効保護率の方をみてみよう。日本はフランスに比較して名目上の保護はかなり低かったが、有効保護率になると両国の差は大幅に縮少する。日本よりも低い部門が4個になる。全体を平均すると、日本の100に対してフランスは106となり、その差はほとんどない。

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

第7・8表 名目保護率と有効保護率との国際比較

産業分類	名目保護率			有効保護率		
	日本	フランス	アメリカ	日本	フランス	アメリカ
1 紡糸・織物・メリヤス・衣類	0.194 (100.0)	0.376 (193.8)	0.275 (141.8)	0.557 (100.0)	0.597 (107.2)	0.554 (99.5)
2 木 製 品	0.082 (100.0)	0.216 (263.4)	0.222 (270.7)	0.159 (100.0)	0.288 (181.1)	0.490 (308.2)
3 紙・紙製品	0.080 (100.0)	0.246 (307.5)	0.095 (118.8)	0.138 (100.0)	0.330 (239.1)	0.250 (181.2)
4 皮 草 製 品	0.245 (100.0)	0.364 (148.6)	0.333 (135.9)	0.594 (100.0)	0.416 (70.0)	0.686 (115.5)
5 プラスチック・合成物質・その他化学生薬品	0.170 (100.0)	0.321 (188.8)	0.111 (65.3)	0.325 (100.0)	0.366 (112.6)	0.147 (45.2)
6 鋼 鉄 ・ 鋼 鉄 ・ 圧 延	0.126 (100.0)	0.173 (137.3)	0.081 (64.3)	0.315 (100.0)	0.245 (77.8)	0.122 (38.7)
7 非 鉄 金 属	0.064 (100.0)	0.064 (100.0)	0.096 (150.0)	0.197 (100.0)	0.056 (28.4)	0.192 (97.5)
8 農 業 機 械・一 般 機 械	0.162 (100.0)	0.419 (258.6)	0.054 (33.3)	0.219 (100.0)	0.626 (285.8)	0.029 (13.2)
9 電 気 機 械	0.197 (100.0)	0.465 (236.0)	0.187 (94.9)	0.308 (100.0)	0.588 (190.9)	0.308 (100.0)
10 航 空 機	0.150 (100.0)	0.056 (37.3)	0.125 (83.3)	0.181 (100.0)	-0.025 (-13.8)	0.180 (99.4)
11 精 密 機 械	0.230 (100.0)	0.423 (183.9)	0.298 (129.6)	0.362 (100.0)	0.491 (135.6)	0.662 (182.9)
平 均	0.170 (100.0)	0.301 (177.1)	0.160 (94.1)	0.367 (100.0)	0.389 (106.0)	0.303 (82.6)

〔資料出所〕 日本は第6・1表、フランスは第7・4表、アメリカは付表7・1を用いて計算した。
なお、括弧の中の数値は日本を100としたときのフランスとアメリカの値をしめす。

第7・9表 各国の名目保護率の順位

	1	2	3
日本	6	18	5
フランス	20	5	1
アメリカ	3	6	11

〔資料出所〕 付表7・3による。

第7・10表 各国の有効保護率の順位

	1	2	3
日本	13	12	4
フランス	12	11	3
アメリカ	3	6	10

〔資料出所〕 付表7・3による。

アメリカについてみると、やはり同様の傾向が見出される。言い替えると、アメリカの保護率は全体としては名目上も日本より低かっ

たが、有効保護率になるとさらに低くなってしまう。有効保護率になると日本に比してフランスもアメリカもともに相対的に低下する。したがって、次のように言うことができる。名目保護率についてみると、日本はフランスよりも低く、アメリカは日本よりも低い。しかし、日本の産業保護は実質的には表面上のものよりも相対的に大きく、日本の有効保護率はほとんどフランスに等しく、アメリカは日本よりもさらに一層低くなっている。

7・3 有効保護率と投入構造

これまで、もっぱら、それぞれの国について関税保護がそれぞれの産業にたいしてどの程度有効に作用しているか、それはどのような特徴を持ち、名目保護率とはどのような関係になっているか、というような事を分析

関税政策と所得分配(渡部)

第7・11表 バラッサの有効保護率との対比

産業部門	(1)名目A	(2)有効A	(3)有効/A/名目A	(4)名目B	(5)有効B	(6)有効B/名目B
21 紡糸	2.7	1.4	0.519	9.6	23.6	2.458
22 織物	19.7	48.8	2.477	13.0	45.6	3.508
23 メリヤス	26.0	60.8	2.338	27.7	77.5	2.798
24 衣類	25.2	42.4	1.683	27.1	76.1	2.808
26 靴	29.5	45.1	1.529	19.8	45.0	2.273
29 木製品	19.5	33.9	1.738	8.2	15.9	1.939
32 紙・紙製品	10.5	12.9	1.229	8.0	13.8	1.725
35 皮革	19.9	59.0	2.965	18.3	82.7	4.519
36 皮革製品	23.6	33.6	1.424	24.5	59.4	2.424
37 ゴム製品	12.9	23.6	1.829	13.0	21.0	1.615
38 プラスチック	24.9	35.5	1.426	21.0	42.2	2.010
39 合成物質	19.1	32.1	1.681	17.8	32.1	1.803
40 その他化学品	12.2	22.6	1.852	12.3	23.3	1.894
45 非金属鉱物製品	13.5	20.8	1.541	12.0	21.8	1.817
46 ガラス製品	19.5	27.4	1.405	19.8	33.4	1.687
48 銑鉄	10.0	54.3	5.430	9.9	34.1	3.444
49 鋼鉄	13.0	58.9	4.531	12.7	42.9	3.378
50 圧延	15.4	29.5	1.916	14.4	14.4	1.000
54 非鉄金属層	9.3	27.5	2.957	6.4	19.7	3.078
55 鑄鍛	20.0	32.5	1.625	20.0	48.2	2.410
57 農業機械	20.0	29.2	1.460	16.0	21.6	1.350
58 一般機械	16.8	21.4	1.274	16.3	22.2	1.362
59 電気機械	18.1	25.3	1.398	19.7	30.8	1.563
60 船舶	13.1	12.1	0.924	12.4	11.6	0.935
61 鉄道車輛	15.0	18.5	1.233	15.0	20.8	1.387
62 自動車	35.9	75.7	2.109	37.0	79.6	2.151
64 自転車	25.0	45.0	1.800	24.3	52.1	2.144
65 航空機	15.0	15.9	1.060	15.0	18.1	1.207
66 精密機械	23.2	38.5	1.659	23.0	36.2	1.574

(資料出所) 名目Aと有効Aは、ともにベルギーの投入係数によって計算された名目保護率と有効保護率であり、資料は、バラッサ[1]による。また、名目Bと有効Bは、日本の投入係数によったものであり、第6・1表に示された数値にひとしい。

し考察してきた。しかし、それらの結果は、各国における関税体系の相違と産業部門の投入構造の相違との複合体としての性質を持っている。もし関税体系がかりに対象とした三つの国において同一だったとしても、それぞれの国における投入構造が異なるならば、それだけでもって、各産業部門の有効保護率は国によって異なってくるであろう。一つの産業部門をとったときに、すべての国の名目保

護率が同じであっても、その部門の生産の技術的構造が異なると、投入される財の平均関税率が異なるために、有効保護率がそれぞれの国で違った値を示すことになる。結果が同一になるのは、すべての投入財にたいして、まったく同一の関税率が賦課されているか、または、投入財にたいして、まったく関税が賦課されていないときだけである。

そういう意味からすると、関税の付加価値

保護効果をみるためのもう一つの方法が考えられる。それは、どの国の産業部門をとっても、その産業部門が同一であるかぎり、まったく同一の生産技術を採用していると想定することである。このような想定をとると、どの産業部門の投入構造をとりあげても、すべての国を通じて、まったく等しいことになるので、各国の関税効果の相違を純粹な形でみることができるかもしれない。このような想定のもとで計算される有効保護率は、現実における有効保護率とは異なる。しかし、産業部門の投入構造の相違による部分を除去したときに、有効保護率が、どのような水準になるか、ということは、この方法によってしか分析しえないのであろう³⁾。

このような視点にたって、有効保護率の分析を行うのに大変に都合のよいデータがある。それは、バラッサによる有効保護率の計算結果である。これは、ベルギーの産業連関表をベースに用いて、各国の有効保護率の推定を行なっている。ベルギーの産業連関表を用いた理由は、ベルギーの関税率が他の国に比較してかなり低いので、一応、投入係数が生産構造を比較的に実体に近い姿で反映しているであろうということにある。そして、この先進工業国ベルギーの投入産出構造は、ほぼ、他の類似した先進工業国にあてはめても、それほど、おかしくはないことは確かであろう。同一の投入産出構造を対象とした国に一律にあてはめるといつても、あまり、かけ離れた投入産出構造を想定することはできないであろう。したがって、このベルギーの産業連関表より得られる投入係数を用いた有効保護率の計算結果は、その国の現実の有効保護率との対比に、一応、利用することができる。

このバラッサの有効保護率の計算は1962年についてなされているので、さきの1963年を対象とした日本の有効保護率の計算と対比させることができる。すでに示したごとく、この間に関税率における大幅な変更は、ほとん

どなされていないからである。このバラッサの数値と先の第6・1表の数値とを対比させたのが、つぎの第7・11表である。

この表では有効保護率を名目保護率で除した数値が示されている。これをとったのは、単純に有効保護率を示すよりは、この比率の方が、より一層の意味を持っている。この比率を対比してみると、ほとんどの部門において、日本の投入係数を用いた場合の方が、ベルギーの投入係数を用いた場合よりも実質的な保護が大きくなっている。逆に、この比率が小さくなっているのは、たとえば、ゴム製品(37)、鉄鉄(48)、鉄鋼(49)、圧延(50)、農業機械(57)の5部門ぐらいである。その意味からすれば、日本の投入構造は一般的にみて、名目保護率にたいして有効保護率をたかめる方向に作用しているといってよいであろう。

これまで日本の関税が国内価格を国際価格より高く維持することによって、どれだけ付加価値を保護しているかということを、いろいろな角度から考察してきた。その結果、まず、日本の関税体系は他の国に比較して付加価値を保護するような累進的構造になっていることが明らかになった。また、日本の関税の有効保護率は、アメリカやフランスなどの有効保護率よりも、一般的にいって高く、かつ、生産段階に応ずる累進性は高い。さらに、日本の産業の投入構造は、ある典型的な先進国型の投入構造に比して、名目保護率にたいする有効保護率の比を高めるような方向に作用している。このなかには、断定するには少しばかりデータ不足と思われる部分もなきにしもあらずであるが、現在あたえられているデータのもとでの一応の暫定的結論といってよいであろう。しかしながら、それにもかかわらず、日本の関税体系が全体として付加価値を有效地に保護していることは、かなり確実なものであると結論してよい。さらに重化学工業部門や最終段階に近い生産部門にたいして、相対的に有効な付加価値保護が行われて

関税政策と所得分配(渡部)

第7-12表 フィリピンの名目保護率と有効保護率(1956年)

産業部門	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) 投入財に対する加重平均関税率	(4) 有効保護率 名目保護率	(5) (2)-(1)
1 と う も ろ こ し	0.152	0.119	0.285	0.78	-0.033
2 縿 花	0.167	0.167	0.195	1.00	0.000
3 ヴ ア ー ジ ニ ア た ば こ	0.183	0.183	0.174	1.00	0.000
4 国 产 た ば こ	0.180	-0.034	0.291	-0.19	-0.214
5 牧 畜・酪 農 業	0.143	0.127	0.209	0.89	-0.016
6 そ の 他 の 農 業	0.251	0.241	0.286	0.96	-0.010
7 漁 業・狩 猶	0.183	0.142	0.300	0.77	-0.041
8 林 業	0.000	-0.086	0.306	*	-0.086
9 鉱 業	0.185	0.155	0.292	0.84	-0.030
10 穀 業	0.000	-0.209	0.204	*	-0.209
11 肉 か ん 詰・精 肉	0.186	0.188	0.156	1.01	0.002
12 酪 農 製 品	0.178	0.174	0.236	0.98	-0.004
13 米 粉 製 品	0.131	-0.541	0.191	-4.13	-0.672
14 と う も ろ こ し 製 品	0.139	-0.706	0.177	-5.08	-0.845
15 そ の 他 の 穀 物 製 品	0.273	0.274	0.210	1.00	0.001
16 製 パ ン	0.175	0.055	0.248	0.32	-0.120
17 麺 類	0.175	0.100	0.243	0.57	-0.075
18 植 物 性 油・人 造 バ タ ー	0.192	-0.073	0.242	-0.38	-0.265
19 飼 料	0.191	0.162	0.213	0.85	-0.029
20 で ん 粉 製 品	0.174	0.105	0.203	0.61	-0.069
21 魚 か ん 詰・冷 凍	0.192	0.191	0.230	0.99	-0.001
22 そ の 他 の 食 料 品	0.169	0.056	0.255	0.33	-0.113
23 飲 料	0.186	0.140	0.246	0.75	-0.046
24 縿 織 物	0.238	0.236	0.248	0.99	-0.002
25 そ の 他 の 織 物	0.189	0.154	0.262	0.81	-0.035
26 メ リ ャ ス 製 品	0.371	0.529	0.270	1.42	0.158
27 な わ・ひ も	0.280	0.287	0.272	1.02	0.007
28 そ の 他 の 織 物 製 造	0.167	0.131	0.260	0.78	-0.036
29 履 物	0.214	0.164	0.240	0.76	-0.050
30 被 服	0.405	0.588	0.257	1.45	0.183
31 石けん・その他のクレンザー	0.188	0.127	0.221	0.68	-0.061
32 そ の 他 の 化 学 品	0.180	0.149	0.215	0.83	-0.031
33 機 械・金 属 製 品	0.172	0.159	0.224	0.93	-0.013
34 そ の 他 の 工 業 製 品	0.204	0.193	0.218	0.95	-0.011
35 建 業	0.182	0.235	0.134	1.29	0.053
36 商 業・輸 入 業・そ の 他 の サ ー ビ ス 業	0.302	0.301	0.321	1.00	-0.001
37 燃 料 業	0.338	0.362	0.279	1.07	0.024

いるといってさしつかえない。

7・4 発展途上国の有効保護率

これまで、フランスとアメリカを取り上げ

て考察をすすめてきたが、ここで、さらに、他の国をとりあげてみることにしよう。そうはいっても、数多くの国を取り扱うことはできない。すでに、先進国については、フ

ラスとアメリカについて考察したので、以下においては、後進国をとりあげてみたい。ただし、何らかの形で産業連関表を持っており、かつ、分析に利用可能な関税率表が与えられていることが必要である。われわれは、フィリピンをとりあげたが、それはフィリピンの産業連関表が1956年について得られたからである。ただし、この産業連関表そのものの信頼性が乏しく、その上、対象年次が、いささか古いので、有効保護率を計算しても、それと日本との比較が、それほど有効ではないのが難点である。それにもかかわらず、この東南アジアの発展途上国をとりあげることには意義がある⁴⁾。

つきの第7・12表は、フィリピンの1956年における39部門分類による各部門の名目保護率、有効保護率、投入部門の加重平均関税率、および名目保護率に対する有効保護率の比率を示している。この表に示されているように、フィリピンの名目保護率は、ほとんど15パーセントと20パーセントとの間にあり、その有効保護率もまた10パーセントと20パーセントとの間にかたまっている。綿製品は、発展途上国において、その発展が有望視されているものの一つではあるが、フィリピンにおいては、その名目保護率が25パーセント、その有効保護率が24パーセントとなっており、特に、きわ立った特徴はない。メリヤス製品の保護率は、名目上も、有効性の面でも、それぞれ37パーセント、53パーセントとなって、相当に高い位置を占めていることがわかる。なお、名目保護率が10パーセント以下の低率の部門は、まったくなく、関税を賦課されない部門は、わずかに、伐木、屠殺の二つの部門にとどまる。

フィリピンの関税におけるその他の特徴としては、相當に異常な値を示すものが、3部門あることがあげられる。すなわち、名目保護率668パーセント、有効保護率115パーセントの値を持つ煙草は、財政関税的性格をも

第7・13表 グループ別の保護率

	名目保護率	有効保護率
第1次産品	0.144	0.081
食料品	0.181	0.021
織維品	0.266	0.297
化学生	0.184	0.138
機械	0.186	0.176

〔資料出所〕 第7・12表による。

第7・14表 韓国の有効保護率

産業部門	(1) 名目 保護率	(2) 有効 保護率	(3) (2)-(1)
1 米麦類	0.029	0.024	-0.005
2 他の農業产品	0.060	0.063	0.003
3 林業	0.067	0.063	-0.004
4 漁業	0.000	-0.032	-0.032
5 石炭	0.000	-0.023	-0.023
6 その他鉱物	0.051	0.040	-0.011
7 加工食料品	0.061	0.097	0.036
8 飲料・タバコ	0.007	-0.047	-0.054
9 織維糸	0.173	0.312	0.139
10 織物	0.038	-0.256	-0.294
11 織維製品	0.058	-0.005	-0.063
12 製材合板	0.101	0.114	0.013
13 木製品・家具	0.081	0.080	-0.001
14 紙・紙製品	0.169	0.237	0.068
15 製革・革製品	0.058	0.025	-0.033
16 ゴム製品	0.082	0.097	0.015
17 基礎化学薬品	0.151	0.219	0.068
18 中間化学薬品	0.123	0.186	0.063
19 最終化学薬品	0.095	0.095	0.000
20 化学肥料	0.055	0.069	0.014
21 石炭石油製品	0.141	0.675	0.534
22 セメント	0.045	0.041	-0.004
23 窯業・土石製品	0.111	0.167	0.056
24 鋼鉄・製鋼	0.071	0.140	0.069
25 鉄鋼1次製品	0.038	0.019	-0.019
26 非鉄金属1次製品	0.147	0.278	0.131
27 金属2次製品	0.091	0.130	0.039
28 一般機械	0.041	0.035	-0.006
29 電気機械	0.084	0.056	-0.028
30 輸送用機械	0.010	-0.068	-0.078
31 その他製造業	0.202	0.334	0.132

〔資料出所〕 高木量「日本と韓国の関税体系の比較」
『アジア経済』1967年12月による。

っているものと考えられる。

この表をみてわかるように、フィリピンのこの産業分類のうち、約64パーセントが第一次産業に属しているということである。しかも、そこに属している部門の関税保護の程度は日本の場合よりも高い。改めて計算してみるとまでもなく明瞭であるが、この点は、ほぼ全般にわたっていえるようである。さらに、比較のため、全部門をいくつかのグループに分類して平均をとってみると、つきの第7・13表のようになる。これをみて注意をひくことは、有効保護率がほとんどすべての部門にわたって名目保護率を下回っているということである。これは、一体何を意味しているのだろうか。これにたいする一つの解釈は、フィリピンでは投入財にたいする関税率が高いために、名目上の保護が与えられているにもかかわらず、その効果が相殺され、それによって有効保護率が低い水準に低下してしまっているということである。そうして、このような結果は、後進国あるいは低開発状態から脱却しつつある発展途上国には起こりうる現象といえるかもしれない。

いま、念のために、経済がフィリピンよりは発展しているが、日本ほどは発展していない韓国をとってみよう⁵⁾。注目すべきことは、韓国の有効保護率が名目保護率を上回っている部門は対象とされた産業部門の50パーセント弱であるということである。つきの第7・14表は、そのことを示す。少し大胆ではあるが、この結果は、低開発国ほど有効保護率が名目保護率を下回る産業部門が多くなっていることを示しているものとみてよいであろう。フィリピンの場合には、有効保護率があまりにも多くの部門で名目保護率を上回ったが、韓国の場合には、いくらかよいが、日本の場合に比較して数は少ない。念のために、日本とフランスについて有効保護率が名目保護率を上回っている部門をとってみると、日本の場合は全産業部門の約75パーセントにおいて、

有効保護率が名目保護率を上まわっている。フランスの場合には約72パーセントぐらいの部門において、同じく有効保護率は名目保護率よりも大きくなっている。この両国は、ほとんど同じくらいの値を示していることは興味深い。そして、よくみると、フィリピンと韓国のいずれにおいても、その関税体系は累進的構造をもっている。第一次産品や低い生産段階の生産物を輸出し、高い生産段階のものを輸入するという（先進国とは逆の）貿易構造をもつ後進国の場合、このような関税体系の累進性が、その国にとって望ましいかどうかわからない⁶⁾。この累進的な性質をもつ関税体系が、その投入構造と相俟って関税体系の持つ保護効果を著しく減殺していることは確かである。

[注]

- 1) ベースビ [2] の表1をさしている。ベースビは製造工業の中から細かい品目を選んで有効保護率を計算している。その中には、多くの主要部門を含んでいるが、しかし、日本やフランスについての計算やバラッサ [1] の計算のように品目がかならずしも包括的ではない。
- 2) この統一された産業連関表のフォームそのものについては、外務省経済局『E E Cの統一産業連関表について』1965年をみられたい。
- 3) 各国の投入構造を同一のものと仮定しての分析は各國の関税体系の特徴を明らかにする一つの方法であるが、バラッサ [1] はそのような方法を用いた。
- 4) このフィリピンの産業連関表は、フィリピン政府機関が作成したものではなく、民間の手になるものである。どこまで、データを信頼できるか問題が残るが、一応、それを用いることにした。この産業連関表は、外務省資料として入手しているものである。このフィリピンの有効関税率は、研究プロジェクトの一環として試算的な意味でおこなったものである。その意味で、フランスやアメリカについての分析に比較して、いくらか、その結果

の信頼度が劣るといえよう。これら後進国における関税構造の分析は別の機会にゆずらなければならぬ。

- 5) この韓国の有効保護率の計算結果は、高木量〔13〕第1表による。この高木氏のリポートでは、バラッサ〔1〕にしたがって、両国で資本のレンタルに相違がなかった場合を想定して、賃金にたいする保護率を計算している。結果の評価については、バラッサの方法の前提が、どこまで認めうるかにかかっているであろう。
- 6) このことは、ジョンソン〔5〕が累進的関税構造の分析のさいに指摘しているように経済発展の視点からも重要な問題である。

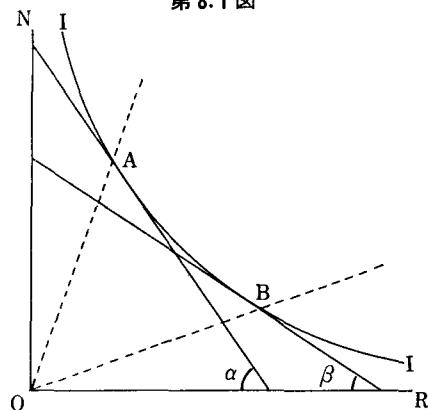
[8] 関税の賦課と投入構造の変化

8・1 原料投入への関税の影響

関税の賦課がもたらす効果はその賦課された生産部門の付加価値を保護することであるが、この付加価値の保護はその当該部門の収益を高めることによって、その部門の拡張をもたらす傾向をもつであろう。各産業部門への資源配分の流れは、このような経路をへて影響を受け、その結果として一国の産業構造の変化がもたらされる。しかし、関税の賦課は資源配分の上にもう一つの効果を与えるはずである。その効果とは生産物の投入構造へ与える効果である。関税が賦課されるとき、その生産物の相対価格は上昇することになる。この相対価格の変化は関税を賦課された生産物とそうでない生産物に対する要素に影響を与える。したがって、その国の関税が原料に少なく、中間財により多く、完成財に最も多く賦課されるような累進的な性格をもつならば、そして、原料と中間財の間にある程度の代替が可能であるならば、原料と代替的な中間財に対する需要は影響を受けるであろう。

いま、このことをグラフに示すと次のようになる。第8・1図は横軸に原料(R)をはかり、

第8・1図



縦軸には、その原料と代替的な関係にたつ中間生産財(N)をはかっている。この二財の間の等量曲線はIIによって示される。いま、二財の間の相対価格が始めに α であったとする。ここで中間生産財に關税が賦課され、国内の相対価格が β へ移ったとしよう。このとき、二財の投入比率はOAからOBへ移るであろう。すなわち、代替的な中間生産財に比して原料をより多く使用する方法が用いられる。このような代替現象が多かれ少なかれ多数の生産部門に見いだされるから、その国の産業の投入構造はそれを反映するはずである。このような投入構造の分析に当っては、比較分析が必要なので、少なくとも二つの国を対象としなければならない。ここでは日本とアメリカを取り上げることにした。

原料の投入構造の指標としては付加価値に対する原材料投入比率を用いる。これには産業部門を中心として考察する方法と各種原料を中心として考察していく方法がある。すなわち、一つの方法は使用される原料の種類とはかかわりなく、産業部門ごとに原料の総投入を調べ、最後に産業全体の原材料投入と付加価値の比をとることである。もう一つは、各種の原料ごとに、それぞれ全産業でどれだけ投入されたかを調べ、それらを合計して産業全体の付加価値に対する比率をとることである。前者の場合、どのような原料を用いて

第8・1表 原材料費と付加価値額の比(日本)

産業部門	(1) 原 材 料 費 a)	(2) 付 加 価 値 額 a)	(3) (1)÷(2)
18 食 料 品	4,552,569	1,834,093	2.482
20 織 維 (21を除く)	3,741,340	1,699,760	2.201
21 衣 服・その他の織維製品	500,805	276,698	1.810
22 木 材・木 製 品 (家具を除く)	1,420,872	588,333	2.415
23 家 具・装 備 品	368,704	260,049	1.418
24 パ ル プ・紙・紙 加 工 品	1,531,832	748,418	2.047
25 出 版・印 刷・同 関 連 業	583,927	969,074	0.603
26 化 学 製 品	3,210,421	2,305,202	1.393
27 石 油 製 品・石 炭 製 品	1,010,408	219,803	4.597
28 ゴ ム 製 品	508,919	358,357	1.420
29 皮 革・同 製 品	196,501	97,467	2.016
30 窯 業・土 石 製 品	1,066,605	1,023,988	1.042
31 鉄 鋼	4,144,701	1,443,597	2.871
32.33 非 鉄 金 属・金 属 製 品	3,040,511	1,683,921	1.806
34 機 械 (35を除く)	2,506,743	2,246,817	1.116
35 電 気 機 械 器 具	2,906,347	2,260,133	1.286
36 輸 送 用 機 械 器 具	3,352,575	1,947,067	1.722
37 精 密 そ の 他 機 械	360,984	345,901	1.044
39 そ の 他	957,968	627,689	1.526
平 均	1,892,775	1,101,925	1.718

[資料出所]『工業統計表』1962年～1964年による。数値はいずれもこの3年間の平均値である。

a) 単位は1,000円

いるかとはかかわりなく、ともかく各産業部門ごとに使用原料を計算する。後者の場合、個々の原料の投入についてのデータは直接には得られないで、間接的にみるしかないという困難がつきまとふ。

まず、前者の方からみてみることにしよう。次の第8・1表と第8・2表は、日本とアメリカについて、原材料使用額と付加価値額の比を計算したものである。原材料使用額は燃料を含んでいる。日本については1962年から1964年までの3年間の平均値であるが、アメリカについてはデータが入手できないので1961年から1963年までの平均値である。まず日本からみてみる。石油製品や鉄鋼などかなり大きい数値を示したものもあるが、全体の平均をとってみると、この付加価値額に対する原材料使用額の比率は1.717となっている。これ

に対し、アメリカの場合、やはり石油製品が大きくなっている、また銑鉄よりは食品がむしろ大きい数値を示している。全体を平均してみると、1.171となり、日本よりも低い水準となっている。したがって、全体としてみた場合、日本の産業における付加価値1単位当たりの原材料投入額はアメリカの産業におけるそれよりも大きい水準となっている。ただし、この結果は、われわれの当面の目的にとってあまり有効なものではない。なぜならば、『工業センサス』から得られたこの原材料費の中には中間財がかなり含まれているからである。この点は日本についてもアメリカについても同様である。したがって、原料と代替可能な各種の中間生産財との間の代替の指標としてこの原材料費・付加価値比率をそのままの形で対比させることはできないであろ

第8・2表 原材料費と付加価値額の比(アメリカ)

産業部門	(1) 原材料投入額 a)	(2) 付加価値額 a)	(3) (1)÷(2)
20 食料品	132,997,348	62,785,770	2.118
22 織維	25,441,925	17,283,927	1.472
23 衣服及び身廻品	23,792,906	21,442,631	1.110
24 木材及び木製品	13,682,825	11,002,875	1.244
25 家具及び装備品	7,815,423	8,460,427	0.924
26 パルプ紙及び紙加工品	25,043,602	20,946,710	1.196
27 出版・印刷及び関連業	15,197,975	29,553,556	0.514
28 化学製品	36,677,396	48,300,017	0.759
29 石油及び石炭製品	40,422,867	10,534,382	3.837
30 ゴム製品	11,927,767	12,885,640	0.926
31 皮革及び皮革製品	6,252,957	6,220,977	1.005
32 窯業及び土石製品	13,171,761	19,398,671	0.679
33 鉄鋼	56,069,017	41,911,479	1.338
34 金属製品	31,485,455	32,639,497	0.965
35 機械	35,277,761	47,593,746	0.741
36 電気機械器具	35,557,219	46,306,540	0.768
37 輸送用機械器具	87,788,369	61,242,236	1.433
38 精密機械器具	6,342,809	12,009,171	0.528
39 その他	12,241,507	16,747,721	0.731
平 均	32,484,397	27,751,803	1.171

[資料出所] US., Annual Survey of Manufactures, 1962 および US., Census of Manufactures: Summary and Subject Statistics, 1963 より計算。いずれも 1961 年～1963 年の平均値である。本来なら 1962 年～1964 年の平均値をとるべきであるが、Annual Survey, 1964 はまだ入手不可能なのでやむをえず 1 年さかのぼって平均をとった。

a) 単位は 1,000 ドル

う。そのためには、中間生産財を除いた原料そのものを選び出さなければならない。しかし、この原料のみを『工業センサス』から選び出すことができないので、原料の類別投入を残った他の方法で算出しなければならない。

8・2 原料投入比率

そこで、次に原料投入額そのものを、原料の類別統計から集計し、それと付加価値との比率をとるという接近方法をとることにする。このような視点からの分析はすでにトレビスによって与えられている²⁾。ただし、そこでの分析で取り上げられた国はイギリス、ドイツ、フランスであった。その分析では、先に述べたような累進的な関税構造の累進の程度

と原料投入構造との間には一定の関係の存在することが示された。1950 年から 1955 年までのデータについてみると、原料投入と付加価値との比率は、ドイツが 0.328、イギリスが 0.366、フランスが 0.382 となっていて、関税保護の構造もまたこの順序に対応しており、フランスにおける完成財に対する保護はこの中で最も強くなっている。以下で行なう投入構造と関税構造に関する分析においては、産業部門別の原材料投入比率の計算の場合と同じように、日本とアメリカとを取り上げ、対象年次を 1962 年から 1964 年までの 3 年間とした。

われわれの分析において原料というのは、原皮、生ゴム、木材、ウール、綿花、鉱石、

原油、石炭、天然ガスを指す。原則として、生産額ないしは出荷額に輸入を加え、輸出を差し引くことによって生産プロセスにおける国内消費額を推定した。3年の平均をとることによって在庫変動による影響を軽減することにした。原料投入の類別の推定結果は次の第8・3表に示すとおりである。日本とアメリカにおける生産規模を反映して原料投入額にはかなりの差があり、全体としてみると、日本の原料投入額はアメリカの14.84パーセントにしかすぎない。

第8・3表 原料別投入額

単位1,000ドル

品 目	日 本	ア メ リ カ
原 生 皮 ゴ ム	177,952 317,838	889,318 817,394
木 材	4,949,845	26,474,240
ウ ー ル	1,056,094	1,573,675
綿 花	1,268,185	4,047,168
金 属 鉱	1,843,121	7,845,145
原 油	2,136,220	27,900,795
石 炭	2,622,996	5,292,000
天 然 ガ ス	99,023	22,662,000
総 計	14,471,274	97,501,735

〔資料出所〕 いずれも原則として国内生産と輸入と輸出との三つの資料から推定、この数値は1962年から1964年までの平均値である。消費額のわかっているものはそれを使用。いずれもそれぞれの財に関する各種の統計資料集より推計した。

そこで製造工業全体の付加価値額に対する比率をとることによって、両国の付加価値当たりの原料投入比率がどのように異なっているかをみてみよう。次の第8・4表は、両国の投入比率を示す。原料投入比率は年によっていくらかの相違がみられるが、この3年間にそれほど変化は見出されない。アメリカの投入比率は一貫して日本の投入比率よりも低くなっている。3年を平均してみると、日本の原料投入比率は0.216、アメリカのそれは0.167であり、アメリカの投入比率は日本の投入比率の約77.4パーセントとなっている。

第8・4表 原料投入比率

年	日 本	ア メ リ カ	ア メ リ カ 日 本
1962	0.227	0.173	0.763
1963	0.224	0.166	0.742
1964	0.207	0.167	0.811
平 均	0.216	0.167	0.774

〔資料出所〕 第8・3表におなじ、ただし、付加価値額は日本については『工業統計表』1962～1964、アメリカについては、Annual Survey of Manufactures, 1962 およびCensus of Manufacturer, 1963 を用いた。

8・3 両国の関税構造の相違と投入比率

それでは両国の関税はどうなっているであろうか。すでに、日本の関税構造については詳しい考察を行なっているが、アメリカについてはその関税率表を直接に用いての詳細な分析を行なっていない。しかし、アメリカの関税は従価税と従量税とが著しく入り混っており、しかも同一の品目について、その輸入数量や輸入金額に応じてこの二つの税を組合わせた課税方法をとっているため、日本と比較可能なものを選別し再構成することは容易でない。

そこで、やむをえず、製造工業製品については、先にあげたベースビの計算結果と、バラッサの計算とを考慮し、さらに、原料については直接に関税表から集計するという方法で、この両国の関税構造の生産段階別の相違を推測することにしたい³⁾。そこで、まずベースビのデータを用いることとし、それらを低い生産段階にある生産財（原料に近い生産財）グループ、および高い生産段階にある生産財（完成財に近い生産財）と消費財のグループの二つに分けて関税率の平均値をとってみる。前者の平均関税率は0.137であり、後者の平均関税率は0.179である。やはり、アメリカの場合にも、生産段階が低い方から高い方へ移っていくにつれて関税率が次第に上昇している。アメリカの関税体系もまた累進的

となっている。したがって、問題は日本に比較してその累進の程度が高いかどうかということである。バラッサのデータは大まかであるが、日本とアメリカの双方を同一分類で示しているので、それによって計算してみると、やはり同様の傾向がみられる。すなわち、原料に近い生産財の平均関税率は、日本の場合 0.150、アメリカの場合は 0.109 であり、完成財に近い生産財と消費財については、日本の平均関税率は 0.182、アメリカの平均関税率は 0.134 となっている。したがって、この二つの平均関税率の間の開きは日本の場合の方が大きい。いいかえると、日本の方がアメリカに比較して関税構造がより累進的である。

この累進的構造は、原料に近い生産財と完成財に近い生産財および消費財との間にみられたものである。それでは原料そのものに対

第 8・5 表 原料別関税率

	日本	アメリカ
原皮	0	6.6%
生ゴム	0	10
木材	0	\$ 3.39 a)
ウール	0	¢ 29.47 b)
綿花	0	¢ 3.5 b)
金属鉱物	0.97% d)	\$ 71.7 c)
石炭	1.36%	0
原油	¢ 0.6 f)	¢ 0.5 e)
天然ガス	15%	0

〔資料出所〕 大蔵省『実行関税率表』1963年および International Customs Tariff Bureau, Bulletin International des Douanes : U. S. A., No.21, 1963~1964 による。各項の数値はそれぞれのカテゴリに属する品目の関税率を平均したものである。

a) 1,000 フィート・ボード当り。

b) 1 ポンド当り。

c) 1 トン当り。

d) この数値は negligible である。1963 年の輸入額を基礎にして金額表示すると、1 トン当り \$ 0.17 となる。

e) 1 ガロン当り。

f) 本来は 1 キロ当り 616 円であるが、1 ガロン当りのドル表示に換算しなおしてある。

する関税はどうなっているであろうか。先に述べたように、アメリカの関税体系は従価税と従量税の適当な組合せのために複雑になっているので、直接に日本と比較することはそのままの形ではむずかしい。しかし、ある程度までは関税賦課の程度を推測することができる。いま 1963 年について原料に対する平均関税率を計算してみると、次の第 8・5 表のようになる。この表はきわめて興味ある事実を示している。ほとんどゼロとみなしてもよいほど低い金属鉱物を除くならば、日本の場合にはエネルギー関係の輸入に關税が賦課されているだけで、残りはほとんどゼロである。金属鉱物にはいくらか關税が賦課されているが、しかしほとんどゼロとみなしてさしつかえない。これに対し、アメリカでは石炭と天然ガスの二つを除く他のすべての品目に關税が賦課されている。原油の關税はほとんど類似しているから、日本がアメリカよりも高い關税を賦課しているのは石炭と天然ガスのみである。全体としてみると、日本における原料に対する關税はアメリカよりもはるかに低いとみてよいであろう。

さきに、原料に近い生産財に賦課されている關税率と、完成財に近い生産財と消費財に賦課されている關税率とを比較したが、そのとき、アメリカにおけるよりも、日本における方がより累進的であることが確認された。

さらに、いま、原料については日本が低い關税を課していることが明らかになった。したがって、原料を含めて全体をみると、日本の關税体系はアメリカよりもより一層強い累進的性格を持っていることがわかる。とくに、原料に対する關税率と原料に近い生産財に対する關税率とを比較するとき、前者については日本の方が低く、後者については日本の方が高かった。したがって、日本の場合、原料には低い關税を賦課し、完成財へは高い關税を賦課するという累進的性格がアメリカに比して強い。このような關税構造は、日本の製

造工業における投入構造に影響を与えるはずである。日本の付加価値当たりの原料投入量はアメリカのそれよりも大きいが、この事実は上の関税構造と対応している。

〔注〕

- 1) 原料投入量は、原則として、国内生産から輸出を差し引き、それに輸入を加えるという手続きによって行なったが、国内生産がゼロの場合には輸入そのものを国内投入とみなした。輸入原料そのままを原料として輸出することはないと考えられたからである。国内単価の不明なものは輸入単価と関税を考慮して国内単価を計算した。この投入された原料を計算するために用いられた資料は、つぎのとおりである。

日本については、

輸出入：大蔵省関税局『日本貿易年表』1962～1964。

国内生産：

- (1) 原皮——通産大臣官房調査統計部『雑貨統計年報(皮革編)』1966。
- (2) 丸太——社団法人日本林業協会『林業年次報告』1966。

- (3) パルプ——通産大臣官房調査統計部『紙・パルプ統計年報』1964。

- (4) 金属鉱物、石炭、石油、天然ガス——通産大臣官房調査統計部『本邦鉱業の運勢』1964。

アメリカについては、

輸出入：U. S., Department of Commerce, United States Exports of Domestic and Foreign Merchandise, 1962～1964.

—, United States Imports of Domestic and Foreign Merchandise, 1962～1964.

国内生産：

- (1) 金属鉱物、天然ガス——U. S., Department of Commerce, Statistical Abstract of the United States, 1967.

- (2) 原油、石炭——日本銀行統計局『外国経済統計年報』1962～1964。

- (3) パルプ、丸太——U. N., Statistical Yearbook, 1966.

- (4) 原皮——U. S., Department of Commerce, Business Statistics, 1965.

- (5) 綿花、羊毛——日本銀行統計局『外国経済統計年報』1962～1964.

- 2) この分析は、トレビス〔14〕第6章にみいだされる。そこで取り上げられている国は、経済の発展状態が類似したイギリス、フランス、ドイツの三国である点で、適切な選択ではあるが、対象年次が戦後の影響がまだかなり残っている時期であることが少し問題と思われる。

- 3) ベースビ〔2〕における表1、およびバラッサ〔1〕における表1を用いた。ただし、ベースビの場合には、各生産部門の平均関税率の計算にあたって、投入量の少ない生産物を“他の投入財”として一括した。そのとき、それに二種類の関税率を想定した。ここでは、そうして計算された二種類の有効保護率、すなわち1954年の関税率を適用したものと、任意に1%という関税率を適用したものとの二つのうち、前者による有効保護率を採用した。

引 用 文 献

- (1) Balassa, B. : "Tariff Protection in Industrial Countries : An Evaluation," *Journal of Political Economy*, Vol. LXXIII, No. 6, (December, 1965), pp. 573-594
- (2) Basevi, G. : "The United States Tariff Structure : Estimates of Effective Rates of Protection of United States Industries and Industrial Labor," *Review of Economics & Statistics*, Vol. XIVIII, No. 2, (May, 1966), pp. 147-160
- (3) Corden, W. M. : "The Structure of a Tariff System and the Effective Protective Rate," *Journal of Political Economy*, Vol. LXXIV, No. 3, (June, 1966), pp. 221-237
- (4) Grubel, H. G., & H. G. Johnson : "Nominal Tariff Rates and United States Valuation Practices : Two Case Studies," *Review of Economics & Statistics*, Vol.

- XLIX, No. 2, (May, 1967), pp. 138-142
- (5) Johnson, H. G. : "The Theory of Tariff Structure with Special Reference to World Trade and Development," *Trade and Development*, Geneva, Institut Universitaire des Hautes Études Internationales, 1965.
- Trade and Development*, Geneva : Institut Universitaire des Hautes Études Internationales, 1965.
- (6) _____ : *International Trade and Economic Growth : Studies in Pure Theory*, London, George Aileen, 1958 (柴田裕訳)
- (7) Hicks, J. R. : *Value and Capital*, 2nd ed., London, Oxford University Press, 1946 (安井・熊谷訳)
- (8) Kemp, M. C. : *The Pure Theory of International Trade*, New Jersey, Prentice Hall, 1964.
- (9) Kindleberger, C. P. : *International Economics*, 3rd ed., Illinois, Richard D. Irwin, 1963 (相原光訳)
- (10) Kreinin, M. E. : "Effect of Tariff Changes on The Prices and Volume of Imports," *American Economic Review*, Vol. LI, No. 3, (June, 1961), pp. 310-324
- (11) Metzler, L. A. : "A Multiple-Country Theory of Income Transfers," *Journal of Political Economy*, Vol. LIX, No. 1(February, 1951), pp. 14-29
- (12) _____ : Taxes and Subsidies in Leontief's Input-Output Model," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXV, No. 3, (August, 1951), pp. 433-438.
- (13) 高木量「日本と韓国の関税体系の比較」『アジア経済』1968.
- (14) Travis, W. P. : *The Theory of Trade and Protection*, Cambridge Massachusetts, Harvard University Press, 1964.
- (15) 館竜一郎・小宮隆太郎・新飯田宏『日本の物価問題』東洋経済新報社, 1964.
- (16) 山沢逸平「関税構造と産業保護」『世界経済評論』第11巻, 第6号, 1967. pp.55-62
- [17] 渡辺太郎『新版国際経済』春秋社, 1968.

関税政策と所得分配(渡部)

付表 5・1

産業分類と関税品目分類との対比

181 肉・乳製品	0206, 0402~0404, 1601~1603	311 高炉による製鉄 製鋼, 圧延	7301の1, 7303
182 水産食料品	0302の2の(2), 1303の8(寒天), 1604, 1605	312 高炉によらない 製鉄	7301の2, 7302, 7315
183 農産保存食料品	0702, 0704, 0801の1の(2), 0803の2, 0804の2, 0810, 0812, 1303の9の(1)(2), 2001, 2002の1と2の(2), 2003~ 2007, 2105, 2107	313~314 製鋼, 圧延, 製鋼を行なわない鋼材	7306~7314, 7316, 7318, 7319
184 調味料	0904, 0907~0910, 2002の2の (1), 2103, 2104, 2210	315 めっき鋼	—
185 精穀, 製粉	1006, 1101~1106, 1202, 2301, 2302, 2304, 2306, 2307	316 鍛鋼, 鋳鋼	7340
186 砂糖	1701, 1703	317 銑鉄, 鋳物	7317
187 パン, 菓子	1704, 1803, 1806, 1906~1908	319 その他の鉄鋼	7304, 7305
188 飲料	0406, 1303の9の(1)と(2)(砂糖 とアルコールの入っているも の), 2201, 2202, 2208, 2209, 2305	321 非鉄金属第1次 精錬	7105の1, 7106, 7107の1, 7108, 7109(合金を除く), 7110, 7401 7402, 7501(合金を除く), 7601 (合金を除く)7701, 7801の1の (1)と(2), 7901の1の(1)と2, 8001の1の(1)と2, 8101の1と 2, 8102の1と2, 8103の1と2, 8104の1と2と3
189 その他の食料品	0405の1の(2)の口と2の(1), 0901の1の(2), 0902の1の(1), 1107~1109, 1501, 1513, 1702, 1705, 1805, 1901~1906, 2101, 2102, 2106, 2303, 3301	322 非鉄金属・合金 第2次精錬	—
201 製糸	5002	323 非鉄金属圧延・ 伸線・合金	7105の2, 7107の2, 7109の合金 7403(電気用線を除く), 7404 7407, 7501(合金)7502, 7503の 1と2, 7504, 7601の合金のもの 7602~7604, 7606, 7702, 7801 の1の(2), 7802, 7803, 7804の1, 7805の1, 7901の1の(2), 7902, 7903の1と2, 7904の1, 8001の1 の(2), 8002~8005, 8104の3
202 紡績, ねん糸	5004~5008, 5201, 5306~5310 5403, 5404, 5505, 5506, 5605, 5606, 5705~5707	324 非鉄金属鋳物	—
203 織物	5009, 5010, 5104, 5202, 5311~ 5313, 5405, 5507~5509, 5607, 5709~5712	325 電線, ケーブル	7403の電気用線, 8523
204 メリヤス	6001~6006, 6109, 6505 (編物製, ヘヤーネットを除く)	329 その他の非鉄金 属	7406, 7503の2, 7505, 7605, 7702, 7804の2, 7903の2, 8004, 8101の1, 8102の1, 8103の1 8104の2
205 染色整理	—	331 めっき板製品	7323のブリキ製のもの
206 縄網	5808, 5809のチュール・網地, 5904~5906	332 洋食器, 刃物, 一般金物	8201~8204, 8206, 8208~8215 8301, 8305, 8309, 8313, 8314
207 繊維雑品	4601, 5803~5807, 5809のレー ス地及びレース, 5810, 5913	333 暖房装置, 配管 工事用付属品	7320, 7336, 7408, 7504, 7607, 7805の2, 7904の2, 8005
209 その他の繊維工 業	3004, 5003, 5801, 5802, 5902の 1, 5903, 5907~5909, 5914~ 5917, 9808	334 構築用金属製品	7321, 7322, 7323のドラムか ん, 7324, 7409, 7608~7611, 7905, 8302
211 外衣服	6101, 6102	335 金属打抜, 被覆, 彫刻	6814の自動車の部分品, 7338, 7417, 7418, 7615
212 下着	6103, 6104, 6109	336 線材製品(ねじ を除く)	7325~7329, 7331, 7410~7414 7612~7614
213 帽子	5902の2, 6501, 6503, 6505の 編物製・ヘヤーネット	337 ボルト, ナット 等のねじ	7332, 7415
214 毛皮製品	4303, 6506の1	339 その他の金属製 品	7201, 7330, 7335, 7339, 7405, 7416, 7419, 7506, 7616, 7703, 7704, 7806, 7906, 8006, 8101の 3, 8102の3, 8103の3, 8104の1 と3, 8303, 8307, 8308, 8311, 8312, 8315
215 その他衣服, 身 のまわり品	6105~6108, 6110, 6111, 6404, 6405の2		
219 その他の繊維製 品	5912, 6201~6205, 9404		
221 製材, 木製品	4404~4410, 4412~4414, 4417 4418		
222 建築用組立材料	4415, 4423		
223 木製容器	4421, 4422		

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

224 木製履物	6403	341 ボイラー, 原動機	7337, 8401~8405, 8406の1の(3)と(4)と2, 8407, 8408の1の(2)と2の(2)
229 その他の木製品	4411の2, 4416, 4419, 4420, 4425, 4426, 4428, 9606, 4424,	342 農業用機械	8424, 8425, 8428
231 家具	9401, 9403	343 建設機械, 鉱山機械	8423, 8446, 8456のコンクリートミキサー, 8701
232 宗教用具	—	344 金属加工機械	8205, 8207, 8444, 8445, 8448~8450, 8457, 8505
233 建具	—	345 繊維機械	8416, 8436, 8437, 8438の2, 8439, 8440の1の(2)と2(印刷機除く)
239 その他の家具, 装備品	8304, 9806	346 特殊産業用機械	8417, 8419, 8426, 8427, 8429~8435, 8440の2の印刷機, 8442, 8447, 8456(但し項目内に税率の分類があれば別1964の△印のもののみ), 8460
241 パルプ	4701	347 一般産業用機械装置	8409, 8410の1の(2)(3)と2, 8411, 8413, 8414, 8418, 8421(消火器除く), 8422, 8443, 8456(但し項目内に税率の分類があれば別1964の△印のないもののみ), 8463, 8712(変速機のみ)
242 紙	4702, 4801, 4802, 4810, 4815	348 事務・家庭用機械器具	8410の1の(1), 8412, 8415の1(電気を除いたもの)と2と3, 8440の1(家庭用を除く), 8441の1と3, 8451, 8452の2.3.4.5, 8453, 8454, 8455(電子計算機を除く), 8458, 9106の1
243 加工紙	4803~4805, 4807, 4811~4813	349 その他の機械, 機械部分品	8421の消火器, 8459, 8461, 8462, 8465
244 紙製品	4806, 4814, 4818, 4819	351 発電・産業用電気機械器具	8501, 8502, 8508, 8510, 8511, 8519
245 紙製容器	4816, 4817	352 民生用電気機械器具	8415の1(電気冷蔵庫のみ)と3, 8440の1の(1), 8506, 8507, 8512
249 その他の紙加工品	4808, 4809, 4820, 4821, 5708	353 電球	8520
251 新聞	4902の新聞	354 通信・同閾連機械器具	8513~8518, 8522, 9008の2, 9019の補聴器, 9211, 9212の3の(2), 9213
252 出版	4902(新聞外のもの), 4903~4911	355 電子管, 半導体素子	8521
253 印刷	4901	356 電子応用装置	8452の1, 8455の電子計算機のみ, 8522, 9020, 9028の2
254 製本, 印刷物加工	—	357 電気計測器	9028の3
259 印刷に伴うサービス業	—	359 その他の電気機械器具	8503, 8504, 8527, 8528
261 化学肥料	3102~3105	361 自動車・同付属品	8406の1の(1)と2の自動車のもの, 8464, 8509, 8702~8706, 8709, 8712の二輪自動車, 8714
262 無機工業製品	2501, 2801~2858, 3207, 3801, 3803, 3817	362 鉄道車両・同部品	8601~8607, 8609
263 有機工業製品	2707, 2708, 2901~2945, 3203, 3205(13除く)3206, 3208, 3814, 3815, 3819の5, 3901~4, 3906, 4002	363 自転車・リヤカート・同部分品	8509, 8710, 8712の自転車
264 化学繊維	4304, 5101~5103, 5601~5604	364 船舶・同修理	8901(軍艦を除く), 8902~8905
265 動植物油脂	1502, 1504~1509, 1512, 1514~1517, 1804	365 航空機・同付属品	8406の1の(2), 8408の1の(1)と2の(1), 8801~8805
266 油脂化工製品, 塗料	1503, 1510, 1511, 2713, 3209, 3211, 3213, 3302, 3303, 3401, 3402, 3404~3407, 3812, 3818, 9809		
267 天然樹脂・木材, 化学製品	3201, 3202, 3204, 3205の13, 3806~3810		
268 医薬品	3001~3003, 3305, 3504, 3816		
269 その他の化学工業	3212, 3304, 3306, 3501~3503, 3505, 3506, 3601~3604, 3607, 3608, 3701~3703, 3708, 3802, 3805, 3811, 3813, 3819の1~4と7		
271 石油精製	2710の1の(1)~(4)(6)		
272 潤滑油, グリース	2710の1の(5)と2, 2712, 3403		
273 廃油再生	—		
274 舗装材料	2714, 2716, 6808		
275 他に分類されない石油製品	2711		
276 石炭製品	2704, 2706, 3804		
281 タイヤ, チューブ	4011		

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

282 ゴム製履物・付属品	6401, 6405の 2	369 その他の輸送用機械器具	8608, 8610, 8707, 8711, 8712の身体障害のみ, 8713
283 再生ゴム	4003	371 計量器, 測定器試験機	8420, 9015, 9016の 2, 9022~9027, 9028の 1, 9029
284 くずゴム製品	—	372 測量機械器具	9014
285 タイヤ再生	—	373 医療機械器具・同付属品	3005, 9017, 9018, 9019(補聴器を除く), 9402
286 工業用ゴム製品	4009, 4010	374 理化学機械器具	9021
289 その他のゴム製品	4005~4008, 4012~4016, 5911	375 光学機械器具, レンズ	9001(めがね用を除く), 9002, 9005~9007, 9008の 1, 9009~9013
291 製革	4102~4108, 4110	376 眼鏡製造業	9001のめがね用, 9003, 9004
292 工業用革製品	4204	377 時計・同部分品	9101, 9102~9111
293 履物用革製材料, 付属品	6405の 1, 6406の 1	391 貴金属製品	7112~7116, 9502
294 革製履物	6402	392 楽器, 音盤	9201~9210, 9212の 1 と 2
295 革製手袋	4203の手袋	393 がん具, スポーツ用具	4203の運動用, 6406, 6913, 8306, 9701~9708
296 かばん	4202	394 事務絵画用品	3210, 9803~9805, 9807
297 袋物	4202	395 装身具, 装飾品	6701, 6702, 7333, 7334, 8310, 8438の 1, 8441の 2, 9501, 9503~9508, 9801, 9802, 9810~9814
299 その他の皮革製品	4201, 4203, 4205, 4206, 6506の 2 と 3, 6507	396 他に分類されない可塑物製品	3907, 4602の 2 の(1), 4603の 1
301 ガラス	7001~7021, 9815	397 漆器	—
302 セメント	2523	398-399 他に分類されない製造	3605, 3606, 4302, 4411の 1, 4427, 4502~4504, 4602の 1 と 2 の(2), 4603の 2, 5910, 6403, 6502, 6504, 6601~6603, 6703, 6705, 9601~9605, 9816
303 建設用粘土製品	—		
304 陶磁器・同関連製品	6809, 6904~6912, 6914, 8525		
305 耐火物	3819の 6, 6816, 6902, 6903(黒鉛製を除く)		
306 炭素・黒鉛製品	6816, 6903(黒鉛製のみ), 8524		
307 研磨材	6804~6806		
308 コンクリート, 石こう, 石灰	2520の 1 の(2)と 2, 2522, 6803 6810~6812		
309 その他の窯業, 土石製品	6801, 6802, 6807, 6813, 6814 (自動車の部分品除く) 6815, 6901, 8526		

〔資料出所〕産業分類番号は『日本標準産業分類』により、関税率分類番号は『実行関税率表』によった。

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

付表 5・2

産 業 部 門 別 平 均 関 稅 率 表

産業分類	1962年	1963年	1964年	産業分類	1962年	1963年	1964年
18 食料品	23.239	23.219	23.219	249 その他	10.833	10.833	10.833
181 肉・乳製品	32.917	32.917	32.917	25 出版、印刷	4.615	4.615	4.615
182 水産食料品	18.750	18.750	18.750	251 新聞	0	0	0
183 農産保存食料品	28.393	28.103	28.103	252 出版	5.455	5.455	5.455
184 調味料	16.250	16.250	16.250	253 印刷	0	0	0
185 精穀、製粉	14.118	14.118	14.118	254 製本、印刷物加工	-	-	-
186 砂糖	20.000	20.000	20.000	259 印刷業に伴うサービス業	-	-	-
187 パン、菓子	32.500	32.500	32.500	26 化学工業	16.586	16.595	16.645
188 飲料	23.333	23.333	23.333	261 化学肥料	2.727	2.727	2.727
189 その他	23.696	23.696	23.696	262 無機工業製品	13.527	13.622	13.362
20 繊維工業	18.111	18.111	18.125	263 有機工業製品	18.972	18.968	18.980
201 製糸	7.500	7.500	7.500	264 化学繊維	19.853	19.265	19.265
202 紡績、ねん糸	14.375	14.375	14.375	265 動植物油脂	10.000	10.000	10.000
203 織物	18.833	18.833	18.871	266 油脂化工製品、塗料	18.478	18.478	18.478
204 メリヤス	21.304	21.304	21.304	267 天然樹脂・木材化学製品	7.500	7.500	7.500
205 染色整理	-	-	-	268 医薬品	14.063	14.063	14.063
206 綱網	17.059	17.059	17.059	269 その他	20.294	20.294	21.226
207 繊維雑品	22.647	22.647	22.647	27 石油・石炭製品	14.737	14.737	14.737
209 その他	16.136	16.136	16.136	271 石油精製	20.000	20.000	20.000
21 繊維製品	25.208	25.208	25.120	272 潤滑油、グリース	25.000	25.000	25.000
211 外衣服	32.000	32.000	32.000	273 廉油再生	-	-	-
212 下着	24.000	24.000	24.000	274 舗装材料	7.857	7.857	7.857
213 帽子	27.000	27.000	27.000	275 他に分類されない石油製品	20.000	20.000	20.000
214 毛皮製品	40.000	40.000	40.000	276 石炭製品	3.333	3.333	3.333
215 その他の衣服、身のまわり品	25.882	25.882	25.882	28 ゴム製品	13.696	13.696	13.696
219 その他	19.643	19.643	20.063	281 タイヤ、チューブ	22.500	22.500	22.500
22 木材、木製品	12.750	12.619	12.619	282 ゴム製履物・付属品	17.500	17.500	17.500
221 製材、木製品	9.565	9.600	9.600	283 再生ゴム	10.000	10.000	10.000
222 建築用組立材料	17.500	17.500	17.500	284 くずゴム製品	-	-	-
223 木製容器	13.333	13.333	13.333	285 タイヤ再生	-	-	-
224 木製履物	20.000	20.000	20.000	286 工業用ゴム製品	15.000	15.000	15.000
229 その他	17.727	17.727	17.727	289 その他	12.188	12.188	12.188
23 家具、装備品	23.889	23.889	23.889	29 皮革・同製品	23.333	23.333	23.333
231 家具	25.000	25.000	25.000	291 製革	18.571	18.571	18.571
232 宗教用具	-	-	-	292 工業用革製品	20.000	20.000	20.000
233 建具	-	-	-	293 履物用革製材料・同付属品	20.000	20.000	20.000
239 その他	20.000	20.000	20.000	294 革製履物	26.667	26.667	26.667
24 パルプ、紙、紙加工品	12.546	12.546	12.546	295 革製手袋	32.500	32.500	32.500
241 パルプ	4.167	4.167	4.167	296 かばん	27.500	27.500	27.500
242 紙	12.833	12.833	12.833	297 袋物	27.500	27.500	27.500
243 加工紙	14.444	14.444	14.444	299 その他	25.625	25.625	25.625
244 紙製品	15.000	15.000	15.000				
245 紙製容器	15.000	15.000	15.000				

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

産業分類	1962年	1963年	1964年	産業分類	1962年	1963年	1964年
30 窯業, 土石製品	14.936	14.936	14.936	345 繊維機械	15.000	15.000	15.000
301 ガラス	17.727	17.727	17.727	346 特殊産業用機械	14.524	14.524	14.524
302 セメント	10.000	10.000	10.000	347 一般産業用機械, 装置	15.217	15.217	15.217
303 建設用粘土製品	-	-	-	348 事務・家庭用機械器具	16.522	16.522	16.522
304 陶磁器・同関連製品	13.077	13.077	13.077	349 その他	17.308	17.308	17.308
305 耐火物	15.000	15.000	15.000	35 電気機械器具	17.734	17.734	17.778
306 炭素・黒鉛製品	15.000	15.000	15.000	351 発電・産業用電気機械器具	16.429	16.429	16.500
307 研磨材	15.000	15.000	15.000	352 民生用電気機械器具	16.429	16.429	16.429
308 コンクリート, 石こう, 石灰	10.714	10.714	10.714	353 電球	17.500	17.500	17.500
309 その他	11.111	11.111	11.111	354 通信・同関連機械器具	19.474	19.474	19.474
31 鉄鋼	13.942	13.942	13.942	355 電子管, 半導体素子	20.000	20.000	20.000
311 高炉による製鉄, 製鋼, 圧延	5.000	5.000	5.000	356 電子応用装置	17.857	17.857	17.857
312 高炉によらない製鉄	14.091	14.091	14.091	357 電気計測器	15.000	15.000	15.000
313-314 製鋼, 圧延	14.706	14.706	14.706	359 その他	17.500	17.500	17.500
315 めっき鋼材	-	-	-	36 輸送用機械器具	19.126	19.126	19.126
316 鍛鋼, 鋳鋼	20.000	20.000	20.000	361 自動車・同付属品	27.174	27.174	27.174
317 銑鉄鋳物	15.000	15.000	15.000	362 鉄道車両・同部分品	15.000	15.000	15.000
319 その他	8.333	8.333	8.333	363 自転車・リヤカー・同部分品	21.250	21.250	21.250
32 非鉄金属	14.405	14.410	14.454	364 船舶・同修理	8.225	8.225	8.225
321 非鉄金属第1次精錬	8.854	9.000	8.524	365 航空機・同付属品	15.385	15.385	15.385
322 非鉄金属・合金第2次精錬	-	-	-	369 その他	15.000	15.000	15.000
323 非鉄金属圧延, 伸線合金	18.475	18.475	18.655	37 計量器, 医療機械, 時計	23.258	23.258	23.258
324 非鉄金属鋳物	-	-	-	371 計量・測定器, 試験機	15.417	15.417	15.417
325 電線, ケーブル	22.000	22.000	20.000	372 測量機械器具	20.000	20.000	20.000
329 その他	11.250	11.250	12.857	373 医療機械器具・同付属品	20.000	20.000	20.000
33 金属製品	20.229	20.275	20.229	374 理化学機械器具	15.000	15.000	15.000
331 めっき板製品	15.000	15.000	15.000	375 光学機械器具, レンズ	22.500	22.500	22.500
332 洋食器, 刃物, 一般金物	23.333	23.333	23.333	376 眼鏡製造業	28.000	28.000	28.000
333 暖房装置, 配管工事用付属品	18.889	18.889	18.889	377 時計・同部分品	28.409	28.409	28.409
334 構築用金属製品	19.583	19.583	19.583	39 その他	22.192	22.192	22.192
335 金属打抜, 被覆, 彫刻	21.667	21.667	21.667	391 貴金属	29.444	29.444	29.444
336 線材製品(ねじを除く)	20.833	20.833	20.294	392 楽器, 音盤	18.846	18.846	18.846
337 ボルト, ナット等のねじ	17.500	17.500	17.500	393 がん具, スポーツ用具	21.842	21.842	21.842
339 その他	18.088	18.235	18.429	394 事務・絵画用品	21.250	21.250	21.250
34 機械	16.730	16.730	16.752	395 装身具, 装飾品	23.030	23.030	23.030
341 ポイラー, 原動機	16.579	16.579	16.765	396 他に分類されない可塑物製品	27.500	27.500	27.500
342 農業用機械	15.000	15.000	15.000	397 漆器	-	-	-
343 建設機械, 鉱山機械	17.143	17.143	17.143	398-399 他に分類されない製造	20.875	20.875	20.875
344 金属加工機械	19.146	19.146	19.146				

(資料出所)『実行関税率表』1962年, 1963年, 1964年によった。いずれもパーセント表示。

関税政策と所得分配(渡部)

付表7・1 名目保護率と有効保護率(アメリカ:1958年)

産業部門	名目保護率	有効保護率	(3) (2)-(1)
	(1)	(2)	
2011 精肉業	10.0	22.0	12.0
2015 養鶏業	5.9	-10.3	-16.2
2031 海産物の罐詰	10.7	22.0	11.3
2033 果物及び野菜の罐詰	25.0	46.6	21.6
2041 小麦粉	30.0	54.3	24.3
2044 精穀	14.3	-27.9	-42.2
2121 葉巻タバコ	53.0	100.4	47.4
2141 タバコ精製	13.8	69.9	56.1
2251 メリヤス	27.2	61.1	33.9
2256 編物	31.0	77.1	46.1
2272 絨毯敷物	20.1	28.3	8.2
2295 特殊織物	13.4	12.8	-0.6
2311 紳士用スース・コート	24.6	24.4	-0.2
2341 婦人用子供用下着	33.6	64.5	30.9
2385 レイシングコート	15.0	28.4	13.4
2432 ベニヤ板	16.8	37.9	21.1
2511 木製の家具	14.3	21.6	7.3
2514 金属製家具	17.8	30.0	12.2
2591 ベニス風ブラインド	40.0	106.6	66.6
2621 製紙	0.3	-6.9	-7.2
2631 ポール紙	9.0	14.9	5.9
2641 塗工紙	8.2	27.5	19.3
2643 紙袋(織物を除く)	15.0	40.3	25.3
2653 積荷用ダンボール	15.0	49.1	34.1
2815 コルタール	18.5	36.7	18.2
2818 有機化学会	10.8	15.0	4.2
2819 無機化学会	2.9	2.5	-0.4
2821 プラスチック材料	23.0	41.7	18.7
2822 合成ゴム	8.5	10.0	1.5
2823 セルローズ繊維	25.0	39.2	14.2
2824 合成繊維	0.8	-2.2	-3.0
2871 化学肥料	0.0	-23.6	-23.6
2911 石油精製	5.0	7.5	2.5
3079 プラスチック製品	16.0	20.3	4.3
3151 皮手袋	33.3	68.6	35.3
3312 製鉄	6.1	8.5	2.4
3313 電気冶金	10.0	15.9	5.9
3321 灰銑鑄造	8.0	9.7	1.7
3322 可鍛鐵鑄造	18.2	29.4	1.2
3323 鋼鐵鑄造	9.0	11.4	2.4
3333 亜鉛	16.4	31.2	14.8
3334 アルミニウム	5.2	11.2	6.0
3341 非鉄2次製品	7.0	23.7	16.7

関 稅 政 策 と 所 得 分 配 (渡部)

産業部門	(1) 名目保護率	(2) 有効保護率	(3) (2)-(1)
3351 銅	8.8	7.5	-1.3
3352 アルミニウム管	10.5	22.2	11.7
3361 アルミニウム铸造物	19.0	33.5	14.5
3391 鉄鋼鍛造物	13.1	27.3	14.2
3421 刃物	35.4	50.8	15.4
3493 鋼製スプリング	19.0	37.3	18.3
3497 金属属箔	25.0	62.8	37.8
3522 農業用機械器具	0.1	-7.6	-7.7
3535 コンベヤー	11.5	15.0	3.5
3537 工業用トラック・トラクター	4.1	0.7	-3.4
3541 金属加工材	15.3	19.8	4.5
3552 織物機	16.6	23.9	7.3
3562 ベアリング	17.0	22.8	5.8
3572 タイプライター	0.0	-2.5	-2.5
3611 電気計測器	40.9	69.1	28.2
3633 家事洗濯器具	17.5	33.4	15.9
3642 照明器具	25.0	50.3	25.3
3651 ラジオ・テレビ受信機	12.5	20.2	7.7
3661 電話電信装置	17.5	25.2	7.7
3662 ラジオ・テレビ通信装置	14.5	20.7	6.2
3671 電子管	12.5	14.0	1.5
3672 陰極線管	15.0	27.8	12.8
3673 電子管発信	13.0	16.6	3.6
3721 航空機	12.5	18.0	5.5
3751 自動車・自転車・同部分品	17.5	34.3	16.8
3811 科学機械	25.0	40.5	15.5
3861 写真機	12.4	15.1	2.7
3871 時計	51.9	143.1	91.2

〔資料出所〕 ベースビ [2]による。

付表 7・2 生産段階別産業分類

生産段階	産業部門
原生産財	3, 5, 6, 7, 8, 9, 23 4, 18, 19, 24, 25, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 35, 36, 38, 39, 40, 41, 43, 44, 45, 47
消費財	20, 21, 22, 26, 34, 37, 42, 48, 49

〔資料出所〕 第7・4表による。

関税政策と所得分配(渡部)

付表7・3 各国産業の保護率の順位表

産業分類	名目保護率			有効保護率			産業分類	名目保護率			有効保護率			
	1	2	3	1	2	3		1	2	3	1	2	3	
21 センイ	J	F		F	J		48 セン	鉄	F	J	U	J	F	U
22 紡績	U	F	J	U	F	J	49 鋼		F	J	U	J	F	U
23 メリヤス	F	J	U	J	F	U	50 庄	延	F	J	U	F	J	U
24 衣	F	J	U	J	F	U	54 非	金属	U	J	F	J	U	F
26 靴	J			J			55 金		J	U	J	J	U	
29 木材	U	F	J	U	F	J	57 農	電	F	J	U	F	J	U
32 紙	F	U	J	F	U	J	58 非	電	F	J	U	F	J	U
35 皮	F	J		J	F		59	電船	F	J	U	F	J	U
36 皮品	F	U	J	U	J	F	60	船道	J	F	J	J	F	
37 ゴム	F	J		F	J		61 鉄	自転車	F	J	U	J	F	
38 プラスティック	F	J	U	J	F	U	62	自転車	J	U	F	J	U	
39 合成	F	J	U	F	J	U	64 自	自転車	J	U	F	J	U	F
40 化学	F	J	U	F	J	U	65 ヒコ	一キ工	F	J	U	J	U	F
45 非金属加工	F	J		F	J		66 精	工	F	J	U	J	U	F
46 ガラス	F	J		F	J									J

〔資料出所〕 第7・1表、第7・2表、第7・6表および第7・7表による。Jは日本、Fはフランス、Uはアメリカをあらわす。